



川崎市地球温暖化対策推進 第2期実施計画(2026～2029年度)



令和 8 (2026) 年 3 月

Contents

実施計画の 基本事項

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| 1 | 計画の位置づけ | P5 |
| 2 | 計画期間 | P6 |
| 3 | 基本計画の一部見直し | P7 |

第1章

川崎市地球温暖化対策
推進基本計画の概要

- | | | |
|---|--------------------|---------------------|
| 1 | 川崎の目指す2050年の将来ビジョン | P9 |
| 2 | 達成目標 | P12 |
| 3 | 基本理念・基本的方向 | P19 |
| 4 | 施策(施策体系) | P21 |
| 5 | 基本計画の推進体制及び進行管理 | P26 |

第2章

地球温暖化対策を
取り巻く状況

- | | | |
|---|--------------------|---------------------|
| 1 | 気候変動の状況 | P29 |
| 2 | 国内外の動向 | P33 |
| 3 | 本市の状況 | P37 |
| 4 | 5大プロジェクトの取組状況 | P41 |
| 5 | 第2期実施計画策定にあたっての考え方 | P55 |

Contents

第3章

重点事業
(5大プロジェクト)

重点事業(5大プロジェクト) [P58](#)

PJ1 再エネ [P61](#)

PJ2 産業系 [P64](#)

PJ3 民生系 [P68](#)

PJ4 交通系 [P72](#)

PJ5 市役所 [P75](#)

第4章

事務事業

事務事業 [P79](#)

第5章

事業進捗管理
・成果指標等

1 事業進捗管理 [P142](#)

2 成果指標等 [P144](#)

第6章

資料編

1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況 [P152](#)

2 市民・事業者に係る意識調査結果概要 [P159](#)

3 温室効果ガス排出量の将来推計の方法 [P163](#)

4 用語解説 [P165](#)

Contents

Column

01	5大プロジェクトとは？.....	P41
02	地域エネルギー会社「川崎未来エナジー株式会社」とは？.....	P43
03	事業活動脱炭素化取組計画書制度とは？.....	P45
04	「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」認定制度.....	P45
05	脱炭素アクションみぞのくちとは？.....	P47
06	脱炭素先行地域とは？.....	P47
07	建築物の再エネ・省エネ化に向けた取組.....	P48
08	EVカーシェアリングとは？.....	P51
09	共同住宅向けEV用充電インフラ補助金.....	P51
10	川崎市公共建築物等における環境配慮基準って何だろう？.....	P53
11	市役所の廃棄物分野における温室効果ガス排出状況.....	P53
12	再生可能エネルギーの地産地消モデル(川崎産グリーン電力)ってなに？.....	P63
13	脱炭素経営支援コンソーシアムとは？.....	P67
14	Kawasaki Circular Design Parkとは？.....	P67
15	脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクトって何だろう？.....	P70
16	次世代型太陽電池って何だろう？.....	P71
17	かわさきプラスチック循環プロジェクトって何だろう？.....	P71
18	モビリティステーションの形成とは？.....	P74
19	自動運転バス導入に向けて.....	P74
20	CCUSって何だろう？.....	P77
21	公用車への次世代自動車導入.....	P77
22	気候変動適応策とは？.....	P131
23	川崎市気候変動情報センター.....	P131

実施計画の基本事項

1 計画の位置づけ

本市の地球温暖化対策は、地球温暖化対策の基本的な考え方を示した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(以下「基本計画」という)と、基本計画に基づき事務事業等を示す「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」(以下「実施計画」という)に基づき、取組を進めています。

基本計画は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第7条(以下「条例」という)に規定する計画であり、条例第8条及び基本計画に基づいて、地球温暖化対策の推進のために実施する措置に関する、川崎市地球温暖化対策推進実施計画を別に定めるものです。

なお、基本計画と同様に実施計画についても、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項に規定されている地方公共団体実行計画(区域施策編、事務事業編)、気候変動適応法第12条に規定(努力義務)される地域気候変動適応計画、都市の低炭素化の促進に関する法律第7条に規定(任意)される低炭素まちづくり計画としても位置づけます。

基本 計画

主な内容

- ・ 2050年の将来ビジョン
- ・ 2030年度の達成目標
- ・ 基本理念・基本的方向
- ・ 施策 など

実施 計画

主な内容

- ・ 基本計画に基づき実施する具体的な措置(事務事業)
- ・ 重点事業(5大プロジェクト)
- ・ 成果指標等 など

実施計画の基本事項

2 計画期間

基本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間
第1期実施計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間
第2期実施計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間

基本計画の計画期間は、2022年度から2030年度までの9年間とします。

この計画は、国の地球温暖化対策等の動向とともに、技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要に応じて改定していきます。

また、第2期実施計画の計画期間は、川崎市総合計画第4期実施計画期間との整合を図り4年間とします。その後は、川崎市総合計画の実施計画や、社会情勢を踏まえながら、概ね3～5年程度を目途に、基本計画や実施計画の進捗状況等を踏まえて策定していきます。

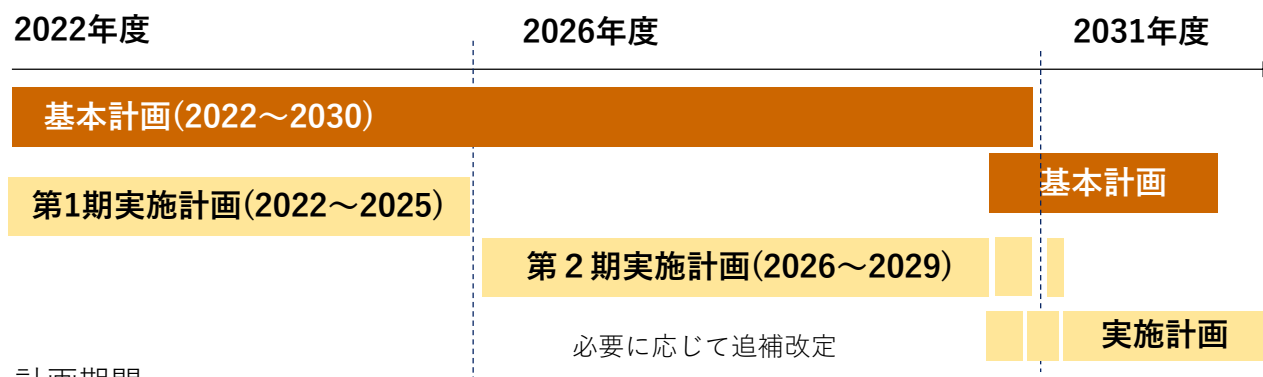


図 計画期間

実施計画の基本事項

[P16 詳細はこちら](#)

3 基本計画の一部見直し

国では、令和 7 (2025) 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73% 削減することを目指す新たな目標が示されました。

本市においても、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標を目指して、市民・事業者の皆様とビジョンを共有し、2030 年度以降も取組を加速させていくことが重要であると考えています。

上記のことを踏まえ、基本計画を一部見直し、バックキャスティングで設定した現基本計画における 2035・2040 年度の温室効果ガス削減割合の将来推計を明確にします。

また、社会状況の変化等を踏まえ、「自然共生」の視点をより明確化すること等のため、基本的方向及び施策の一部を併せて見直します。



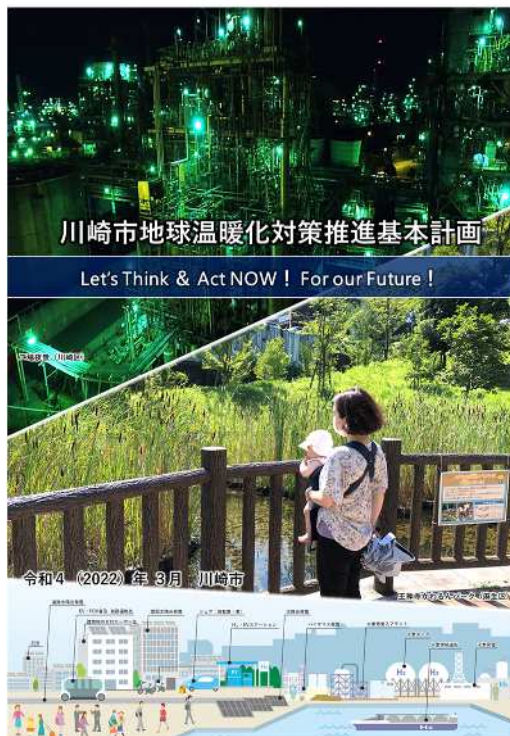
第1章

川崎市地球温暖化対策推進 基本計画の概要

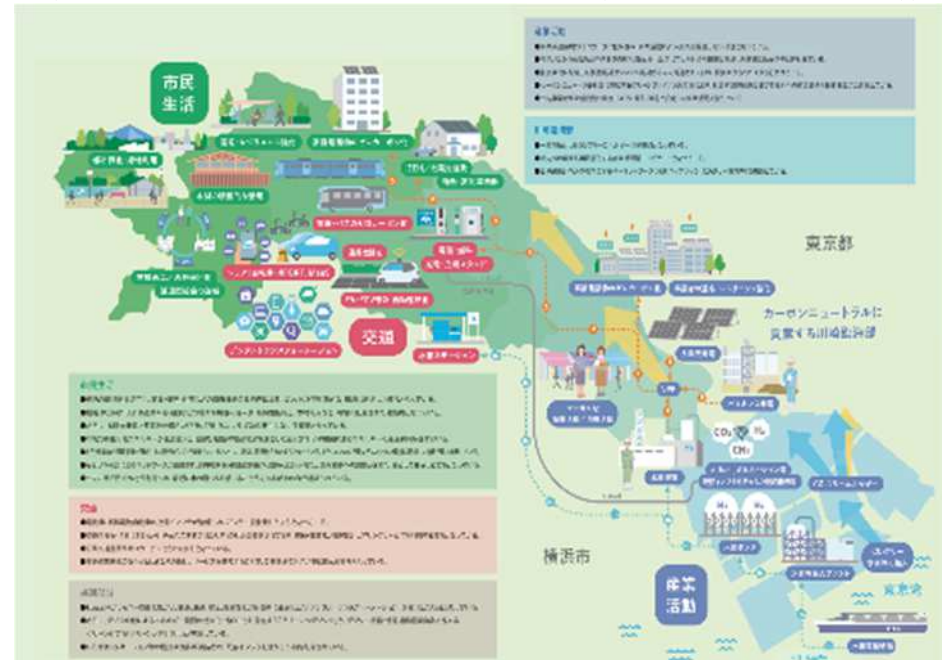
1 川崎の目指す2050年の将来ビジョン

基本計画では、市民・事業者の皆様が2050年の具体的な姿を思い浮かべやすいよう、脱炭素戦略(かわさきカーボンゼロチャレンジ2050(令和2(2020)年11月策定))を踏まえながら、エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、様々なアプローチで2050年のビジョンを具体化しています。

(図 川崎市地球温暖化対策推進基本計画)



(図 川崎の目指す2050年の将来ビジョン(拡大版は次ページ参照))



川崎の目指す2050年の将来ビジョン



市民生活

- 市内の拠点駅周辺では、商業・業務・住宅などの都市機能の集約等による、コンパクトで効率的な、環境に配慮したまちとなっている。
- 住宅やビルは、LEDや高効率給湯器などの省エネ機器の導入や、断熱性能向上、木材利用など、環境に配慮された建築物となっている。
- さらに、太陽光発電と蓄電池を備えた「ZEH、ZEB」化により、CO₂の発生しない住環境となっている。
- 市域の再生可能エネルギーが普及拡大し、自律分散型の地産地消電源として活用され、VPP構築によるエネルギーの最適利用がされている。
- 市民・事業者の環境意識が醸成され、限りなくCO₂が削減されるとともに、適切に資源化されたまちとなっている。また、エシカル行動など人と社会と環境に配慮した消費行動を実践している。
- みどりや水辺によるネットワークが形成され、熱中症対策・感染症対策や、防災・治水・水害など気候変動への対応がされた、安心して暮らせるまちとなっている。
- 市内の至る所で木材が利用され、身近に木の温もりを感じることができる都市の森が構築されている。

交通

- 電動車、燃料電池自動車の充電インフラが整備され、ZEVが一般普及したまちとなっている。
- 交通手段が「1家に1台」から「みんなで共有が当たり前」の社会に変容されており、市民・事業者が気軽にシェアリングサービスを利用するまちとなっている。
- 公共交通機関がゼロカーボン化されたまちとなっている。
- 交通結節機能の強化やMaaSなどの新しいサービスが普及することで、公共交通の利用が更に進んだまちとなっている。

共通部分

- 社会全体がサイバー空間と繋がり、交通、生産、安全、医療などが総合的に最適化した「デジタルトランスフォーメーション」が実現した社会となっている。
- さらに、デジタル化によるエネルギー需給の効率化・省CO₂化を促進する「グリーンbyデジタル」と、デジタル機器・情報通信産業自身を省エネ・グリーン化する「グリーンofデジタル」が実現している。
- e-fuelやメタネーション等の炭素燃料が実装され、既存インフラを活かして市内利用されている。

産業活動

- 事業系建築物のゼロカーボン化が進み、事業活動によってCO₂が発生しない環境となっている。
- 市民がエシカルな製品や活動を求め、それに応じて人と社会と環境に配慮した産業活動が活発に行われている。
- 脱炭素化に配慮した製品開発やシステム開発が市内で促進されており、脱炭素なもののづくりも行われている。
- カーボンニュートラル社会に貢献するグリーンファイナンス市場により、社会的課題解決に資する取組への資金調達と投資機会が活性化している。
- 市が事業者が気候変動の複合リスクに備え、強靱で安定した事業活動を営んでいる。

川崎臨海部

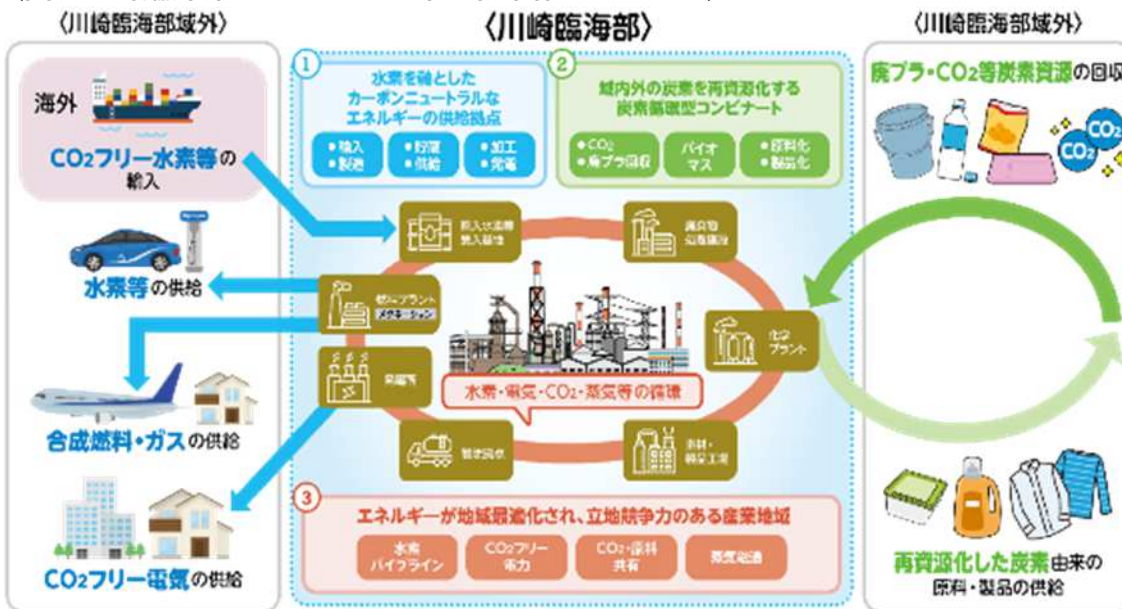
- 水素を軸としたCO₂フリーエネルギー供給拠点となっている。
- 域内外の炭素を再資源化する炭素循環型コンビナートとなっている。
- 世界最高レベルの域内エネルギーネットワーク（水素パイプライン、CO₂フリー電力等）を構築している。



1 川崎の目指す2050年の将来ビジョン

川崎臨海部をカーボンニュートラル化しながら、産業競争力を強化するため、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を令和4(2022)年3月に策定しました。構想では、下図(川崎臨海部における2050年の将来像のイメージ)のとおり川崎臨海部の2050年の将来像を示しています。

(図 川崎臨海部における2050年の将来像のイメージ)



(図 2050年の川崎市の電力エネルギーの供給・調達のイメージ)



2 達成目標

2030年度の目標は、2050年の脱炭素社会の実現という未来を先に描く「バックキャスティング」によるアプローチで目標を設定しました。

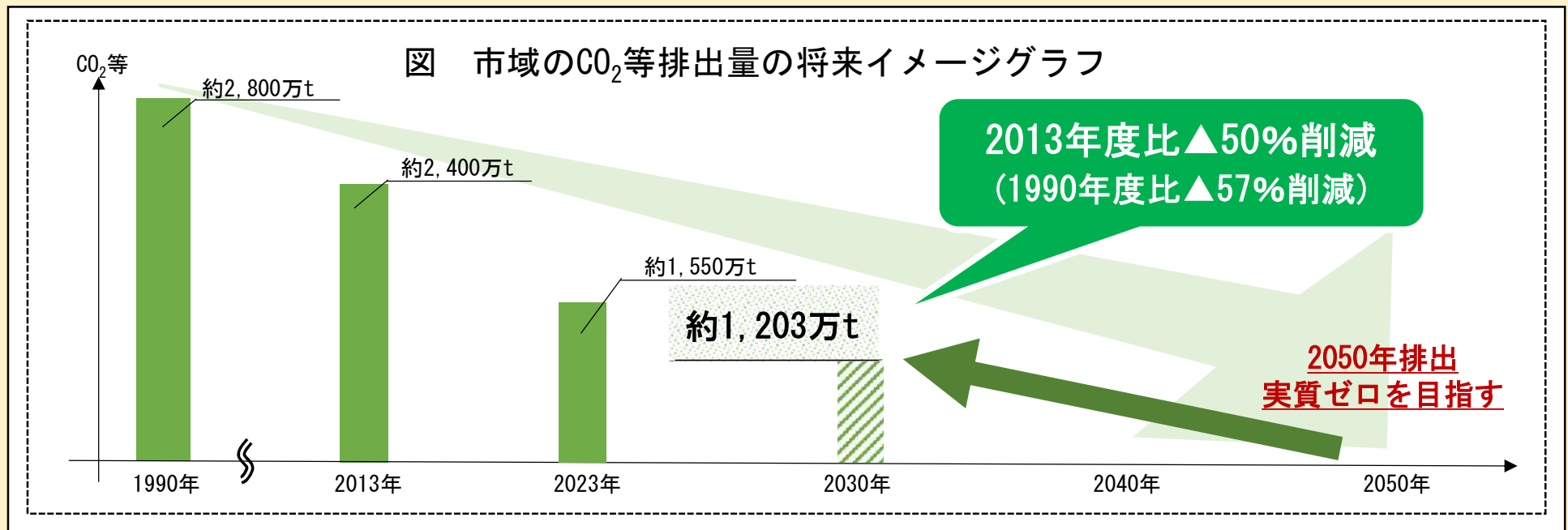
2050年のゴール

市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロ※を目指す

※実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすもの

2030年度の全体目標

市域目標 2030年度までに**▲50%削減**(2013年度比)(**▲1,180万t-CO₂**)



2 達成目標

2030年度の個別目標

民生系目標 2030年度までに**▲45%以上削減**(2013年度比)(▲170万t-CO₂)
(民生家庭・民生業務)

産業系目標 2030年度までに**▲50%以上削減**(2013年度比)(▲952万t-CO₂)
(産業・エネルギー転換・工業プロセス)

市役所目標 2030年度までに**▲50%以上削減**(2013年度比)(▲21万t-CO₂)
(市公共施設全体)

2030年度の再エネ導入目標

再エネ目標 2030年度までに**33万kW以上導入**
(市域全体)※2024年度実績 25.2万kW

2 達成目標

表 2030年度の温室効果ガス排出量の全体目標及び個別目標の試算結果等

市域

項目	2013 年度 実績	2023 年度 実績	2030 年度 目標	2013 年度比 削減割合※4,5
①市域全体	2,383 万 t-CO ₂	1,548 万 t-CO ₂	1,203 万 t-CO₂	▲50%
②産業系	1,787 万 t-CO ₂	1,025 万 t-CO ₂	835 万 t-CO₂	▲50%以上
③民生系※1	382 万 t -CO ₂	327 万 t-CO ₂	212 万 t-CO₂	▲45%以上

市役所

④市役所（全体）※2,3	41.5 万 t-CO ₂	36.9 万 t-CO ₂	20.7 万 t -CO₂	▲50%以上
・うちエネ起源	21.2 万 t-CO ₂	19.2 万 t-CO ₂	5.3 万 t-CO₂	▲75%

※1 民生系は「民生家庭部門」「民生業務部門」の合計値。

※2 市役所の目標値のうち非エネルギー起源：2013年度実績20.2万t-CO₂、2023年度実績 17.7万t-CO₂、2030年度目安15.4万t-CO₂、2013-2030削減目安▲24%。
うち廃棄物焼却起源：2013年度実績15.9万t-CO₂、2023年度実績15.1万t-CO₂、2030年度目安12.1万t-CO₂、2013-2030削減目安▲24%。

※3 市役所については、2024年度実績がすでに算定済みだが、市域全体や産業系、民生系との比較を行うため、2023年度実績を引用。
2024年度実績：31.2万t-CO₂、うちエネルギー起源：13.5万t-CO₂

※4 個別目標(②産業系、③民生系、④市役所全体)に係る削減割合については、端数処理等の関係により、試算結果の削減割合と若干異なる場合がある。

※5 1990年度の市域全体の温室効果ガス排出量は2,799万t-CO₂（市域全体の2030年度目標は1990年度比削減割合▲57%）

2 達成目標

表 部門別温室効果ガス排出量の試算結果等

項目	2013 年度 実績	2023 年度 実績	2030 年度 目標※ ¹	2013 年度比 削減割合
①産業部門※ ²	1,470 万 t-CO ₂	739 万 t-CO ₂	580 万 t-CO ₂	▲61%
②エネルギー転換部門※ ²	242 万 t-CO ₂	237 万 t-CO ₂	188 万 t-CO ₂	▲22%
③工業プロセス部門※ ²	75 万 t-CO ₂	49 万 t-CO ₂	68 万 t-CO ₂	▲10%
④民生家庭部門※ ³	214 万 t-CO ₂	177 万 t-CO ₂	116 万 t-CO ₂	▲46%
⑤民生業務部門※ ³	168 万 t-CO ₂	149 万 t-CO ₂	95 万 t-CO ₂	▲43%
⑥運輸部門	123 万 t-CO ₂	115 万 t-CO ₂	100 万 t-CO ₂	▲19%
⑦廃棄物部門	45 万 t-CO ₂	41 万 t-CO ₂	34 万 t-CO ₂	▲24%
CO ₂ 合計	2,337 万 t-CO ₂	1,508 万 t-CO ₂	1,181 万 t-CO ₂	▲49%
⑧その他温室効果ガス	46 万 t-CO ₂	40 万 t-CO ₂	22 万 t-CO ₂	▲52%
温室効果ガス合計	2,383 万 t-CO ₂	1,548 万 t-CO ₂	1,203 万 t-CO ₂	▲50%

※1 各部門の2030年度目安は、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、川崎市環境審議会の意見も踏まえながら設定。
正確な将来予測は困難であることから、本計画では、2030年度の各部門ごとの数値を「目安」とし、将来予測のブレの影響を抑えるために複数部門を統合した個別目標を「目標」として設定。

※2 産業系：①産業部門＋②エネルギー転換部門＋③工業プロセス部門 ※3 民生系：④民生家庭部門＋⑤民生業務部門

【参考】2035・2040年度温室効果ガス削減割合の将来推計の明確化

国では、令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、2035年度、2040年度における温室効果ガス排出量を2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す新たな目標が示されました。

本市では、「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」第1期期間(令和4(2022)～令和7(2025)年度)において、基本計画の目標で計画の目標である温室効果ガス排出量の削減について、令和5(2023)年度の排出量(暫定値)は1,548万t-CO₂で、平成25(2013)年度と比較し、▲835万t-CO₂(▲35.0%)削減し、目標達成に向けて取組が一定進んでいますが、異常気象の頻発や記録的な高温等、気候変動の脅威は益々高まっており、脱炭素化に向けた取組の加速は必須な状況です。そのため、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標を目指して、市民・事業者の皆様とビジョンを共有し、2030年度以降も取組を加速させていくことが重要であると考えています。

上記のことを踏まえ、バックカスティングで設定した現基本計画における2035・2040年度の温室効果ガス削減割合の将来推計を次のとおり明確にします。

【現基本計画における2035・2040年度温室効果ガス削減割合の将来推計】

市域全体

2035年度推計 ▲64%(2013年度比)

2040年度推計 ▲77%(2013年度比)

参考)国の地球温暖化対策計画上の目標値

2035年度目標 ▲60%(2013年度比)

2040年度目標 ▲73%(2013年度比)

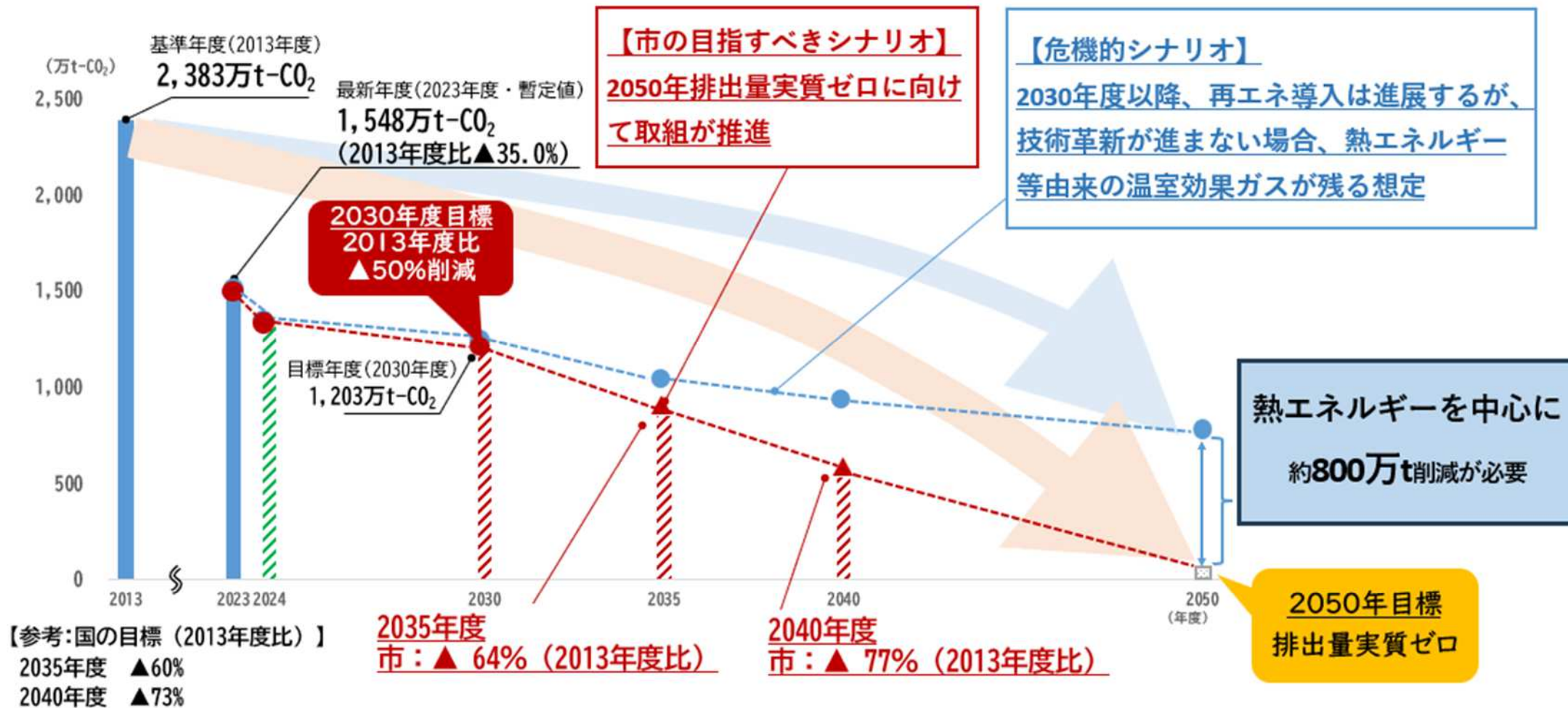
【参考】2035・2040年度温室効果ガス削減割合の将来推計の明確化

本市は産業系からの温室効果ガス排出量が多く、その中で熱エネルギーの占める割合が大きいことから、2030年度以降の熱エネルギーの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組が必須となります。仮に、再生可能エネルギーの導入が進展する一方で、技術革新によるイノベーションが進まない場合は、2050年に熱エネルギーを中心に約800万tの温室効果ガスが残るシナリオも想定されることとなり、目指すべきゴールの達成が極めて困難となります(次ページグラフ参照)。また、データセンターの建設等、電力需要の増加による温室効果ガス排出量の増加など、新たな課題への対応も必要な状況です。加えて、市域における再生可能エネルギーの普及促進・地産地消や、市民・事業者の行動変容に向けた取組の強化など、様々な施策を一層効果的・効率的に展開していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向け、次期基本計画の改定作業の中で、新たな目標や熱エネルギー等への課題、これまでの進捗等を踏まえたより効果的な施策について、検討を進め、基本計画の前倒し改定も見据えて、取組を推進してまいります。

【参考】2035・2040年度温室効果ガス削減割合の将来推計の明確化

【図】市の目指すべきシナリオと危機的シナリオにおける温室効果ガス排出量の動向イメージ



出典：川崎市作成

3 基本理念・基本的方向

基本 理念

『将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり』と
『環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり』に挑戦

基本的方向

- I 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち
環境配慮行動の実践 環境配慮製品・サービスのニーズの劇的増加
脱炭素化のムーブメントを創出、拠点駅周辺への都市機能の集約、国産木材利用 
- II グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち
環境技術を活かした製品・サービス、エネルギーを市域内外に供給
国内外の革新技术の利用、日本で最も脱炭素化に貢献している都市 
- III 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち
再生可能エネルギーの普及拡大 DRやVPPの構築によるエネルギーの最適利用
マイクログリッドの構築によるレジリエンス強化 グリーン電力の普及促進 
- IV 地球にやさしい交通環境が整備されたまち
交通の低炭素化 公共交通機関の利用促進
シェアリングサービスや次世代自動車等の普及促進 身近な自転車の活用推進 

3 基本理念・基本的方向

V 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

公共施設の省エネ化と再エネ化の取組により市域のCO₂排出量の削減を牽引
市民・事業者の取組の模範となり、環境配慮製品・サービスのニーズ拡大



VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

資源循環の取組を推進(2Rに重点) 廃棄物の適正処理 プラスチック資源循環
バイオマス資源の活用促進 廃棄物発電など熱エネルギーの最大限活用



VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策などの気候変動適応策
気候変動に関する科学的な情報の収集・提供



VIII 多様なみどりと共生するまち

緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進
緑と水のネットワークを形成 ヒートアイランド現象の緩和 防災・減災



※基本的方向VIIIについては、「自然共生」の視点をより明確化すること等のため、名称を見直しています。

4 施策(施策体系)

将来ビジョン	2050年の市域の温室効果ガス排出量 実質ゼロ を目指す
2030年度の削減目標	市域全体目標 ▲50%削減(2013年度比) 民生系目標 ▲45%以上削減(2013年度比) (民生家庭、民生業務) 産業系目標 ▲50%以上削減(2013年度比) (産業、エネルギー転換、工業プロセス) 市役所目標 ▲50%以上削減(2013年度比) (エネルギー消費起源CO₂: 2013年度比▲75%削減) 市域の再エネ目標 33万kW以上導入
基本理念	『将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり』と 『環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり』に挑戦

(参考)脱炭素戦略における取組の柱

戦略第Ⅰの柱: 市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働により気候変動の緩和と適応に取り組む

戦略第Ⅱの柱: 川崎市自らが率先して行動を示す

戦略第Ⅲの柱: 環境技術・環境産業の集積等の強みを最大限に活かし川崎発のグリーンイノベーションを推進する

基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

戦略Ⅰ 関連

施策No.		施策
1	ア	ライフスタイルの変革に向けた行動変容・デジタル化の推進
2	イ	開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進
3	ウ	民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進
4	エ	中小企業支援の取組推進
5	オ	グリーンファイナンス・投資促進の取組推進
6	カ	環境学習・普及啓発の推進
7	キ	国産木材の利用促進

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

戦略Ⅲ 関連

施策No.		施策
8	ア	臨海部エリアのカーボンニュートラルに向けた取組推進
9	イ	改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進区域の指定の検討
10	ウ	事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進
11	エ	グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進
12	オ	グリーンファイナンス・投資促進の取組推進(再掲)

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅲ 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

戦略Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ関連

施策No.		施策
13	ア	脱炭素先行地域づくりの取組推進
14	イ	再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーマネジメントなどスマートエネルギーの取組推進
15	ウ	市域の再生可能エネルギー普及促進

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

戦略Ⅰ,Ⅱ関連

施策No.		施策
16	ア	交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進
17	イ	次世代自動車等の普及促進
18	ウ	船舶への取組推進
19	エ	公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

戦略Ⅱ関連

施策No.		施策
20	ア	全ての市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入
21	イ	市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底
22	ウ	プラスチック資源循環施策の強化・拡充
23	エ	下水汚泥処理設備の改良等
24	オ	公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化(再掲)
25	カ	港湾・物流活動のCO ₂ 削減に向けた取組の推進
26	キ	庁内デジタル化の取組推進(部分再掲)

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅵ 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

戦略Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ関連

施策No.		施策
27	ア	ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進
28	イ	プラスチック資源循環施策の強化・拡充(部分再掲)
29	ウ	廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的な活用

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

戦略Ⅰ、Ⅱ 関連

施策No.		施策
30	ア	将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進
31	イ	日常的に起こり得る気候変動リスクへの対応及び市民・事業者への気候変動適応に向けた情報発信の強化
32	ウ	熱中症対策の推進
33	エ	感染症対策等の推進
34	オ	暑熱対策(ヒートアイランド対策含む)の推進
35	カ	気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進
36	キ	災害に対するレジリエンス向上等に向けた再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の利活用の促進

関連する
SDGs17の目標



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

戦略Ⅰ 関連

施策No.		施策
37	ア	全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進
38	イ	樹林地・農地の保全と緑化の推進
39	ウ	公園緑地の整備の推進
40	エ	水辺空間の活用の推進

関連する
SDGs17の目標



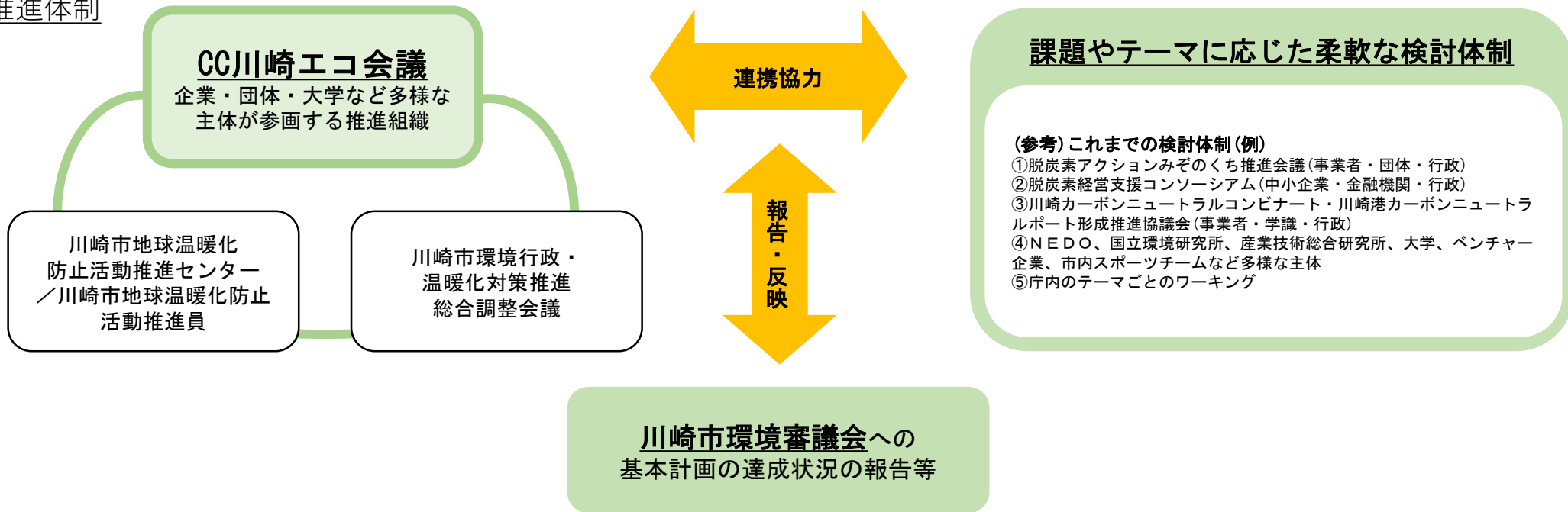
5 基本計画の推進体制及び進行管理

(1) 基本計画の推進体制

基本計画は、官民による取組の一層の充実を図るため、「CC川崎エコ会議」を中心に推進体制を強化・拡充していきます。

また、重点事業(5大プロジェクト)等の新たな取組を進めていく際には、課題やテーマ、関係者(市内・市民・事業者・大学等)に応じて、検討ワーキングや、プロジェクト、コンソーシアム等を取組内容に合わせて設置し、柔軟な体制で市民・企業とともに取組を進め、「CC川崎エコ会議」を中心とした推進体制(プラットフォーム)のもと、更なるチャレンジに繋げていきます。

推進体制



5 基本計画の推進体制及び進行管理

(2) 基本計画の進行管理

基本計画及び実施計画に基づく取組の推進にあたっては、基本計画に定める達成目標及び実施計画に定める成果指標等について、PDCA(Plan Do Check Action)サイクルを基本とした進行管理を行います。

また、条例第7条第8項に基づき、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会に、基本計画の達成状況等について報告を行うため、毎年度、温室効果ガス排出量の状況をはじめとした取組状況を年次報告書として取りまとめ、環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行います。

(3) 基本計画の実行性を高めるアプローチ

計画の実行性を高めるアプローチとして、「国との協調」「市域を超えた広域連携」など、多角的な視点で対応していきます。

第2章

地球温暖化対策を 取り巻く状況

浮島太陽光発電所

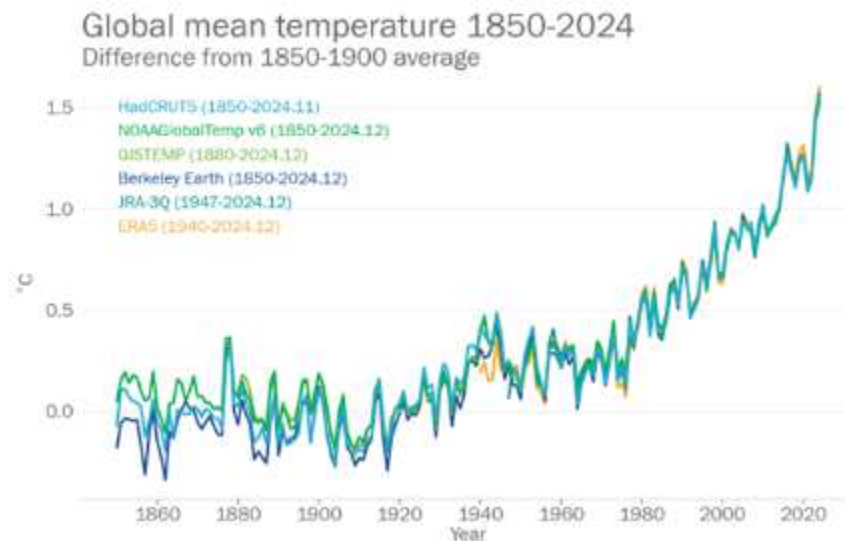


1 気候変動の状況

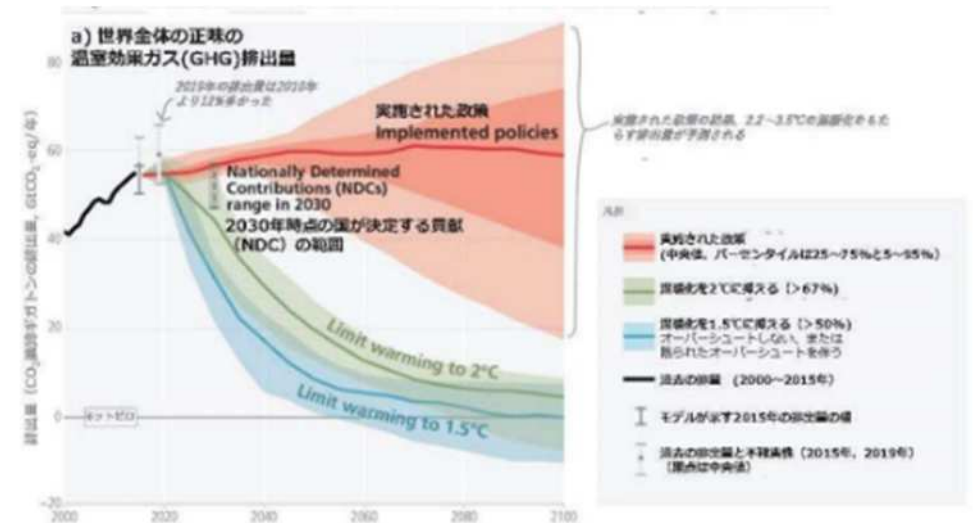
(1)世界の気候変動

地球温暖化とは、主に人間の活動によって引き起こされる地球の平均気温の上昇のことを指します。今後、地球温暖化の程度が増大すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻な影響を生じる可能性が高まるとされており、すでに、世界各地で、気温や海水温の上昇、豪雨などの影響や被害が現れています。

また、世界気象機関(WMO)の発表によると、令和6(2024)年の世界の年平均気温は、産業革命前と比べ1.55°C高くなり、パリ協定で気温上昇の目標とされる「1.5°C」水準を初めて単年で超え、更なる地球温暖化への対策が求められています。



出典：世界気象機関(WMO)



出典：IPCC第6次評価報告書
統合報告書政策決定者向け要約

1 気候変動の状況

中国南部～東南アジアでは、令和6(2024)年7月～10月にかけての台風や大雨の影響により1,240人以上が死亡が報告されました。東アフリカ北部～西アフリカでは、3～9月の大雨により合計で2,900人以上が死亡したと伝えられています。

また、世界中で頻発する山火事も、高温・乾燥・熱波など地球温暖化の影響が背景にあり、令和7(2025)年のトルコ、ギリシャなどヨーロッパ各地での大規模な山火事では、焼失面積は100万ヘクタールを超え、甚大な被害を及ぼしました。

▼ベトナムの台風被害の様子



▼ケニアの大雨の洪水被害の様子



出典：令和7年度版環境・循環型社会・生物多様性白書

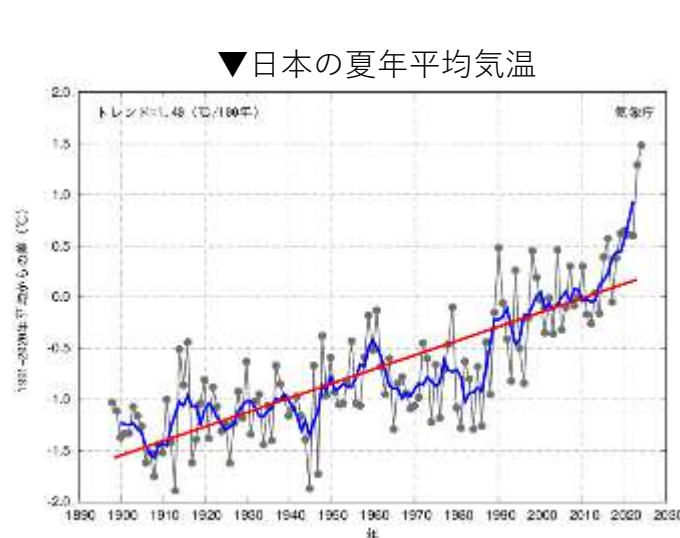
1 気候変動の状況

(2)国内の気候変動

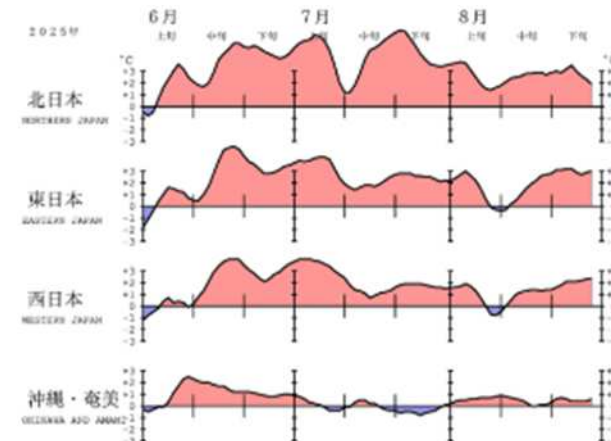
令和 6 (2024)年の日本の年平均気温の基準値(1991～2020年の30年平均値)からの偏差は $+1.48^{\circ}\text{C}$ で、1898年の統計開始以降、令和 5 (2023)年を上回り最も高い値となりました。

さらに、令和 7 (2025)年夏(6～8月)の日本の平均気温においては、これまでの記録を大幅に上回り、統計開始以降で最も高くなりました。また、地域平均気温平年差においても、北日本で $+3.4^{\circ}\text{C}$ 、東日本で $+2.3^{\circ}\text{C}$ 、西日本で $+1.7^{\circ}\text{C}$ と、いずれも統計を開始した1946年以降、最も高くなりました。

また、令和 7 (2025)年は季節の進行が早く、東北地方を除き 5 月に梅雨入り、6 月に梅雨明けとなり、沖縄地方においては、統計開始(1951年)以降で最も早い記録となりました。



▼地域平均気温平年差の経過
(5日移動平均)



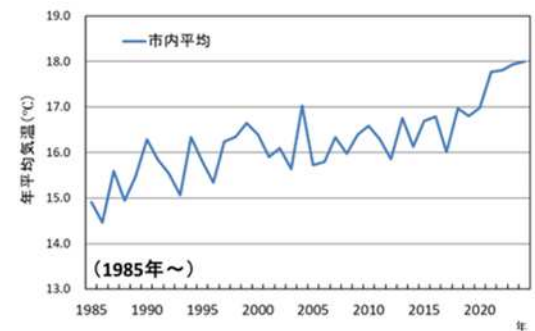
出典：気象庁

1 気候変動の状況

(3)本市の気候変動

令和6(2024)年は、全国でも記録的な高温となりましたが、本市においても、市内調査地点※¹の年平均気温は18.0℃、日最高気温の年平均値は21.8℃、日最低気温の年平均値は14.5℃※²と測定開始以降、最も高い値でした。

また、2024年における市内調査地点の真夏日※⁴は田島で市内最多数の80日で、前年に次ぐ日数でした。猛暑日は田島で市内最多数の31日で、測定開始以降、最も多い日数でした。熱帯夜は田島及び幸で市内最多数の73日でした。冬日は田島、幸、中原、高津で0日となりました。



▲川崎市内の年平均気温の経年推移

	調査地点	平年比較 ^{※3}
平均気温	18.0	+1.5
日最高気温	21.8	+1.6
日最低気温	14.5	+1.4

▲2024年における川崎市内の気温(単位:℃)

	田島	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
真夏日	80	75	78	78	78	79	73
猛暑日	31	14	23	27	27	27	12
熱帯夜	73	73	72	70	67	65	53
冬日	0	0	0	0	5	5	5

▲2024年における川崎市内の真夏日等の日数

出典：川崎市気候変動レポート 2024

※1 市内調査地点は、大気環境測定局のうち、例年、大師、田島、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生の8地点としていますが、2024年の大師は測定日数不足のため、気象庁気象観測統計指針に準じ、欠測とします。

※2 日最低気温の年平均値は、2021年から2024年まで過去最高値となっています。

※3 平年とは、1995年から2024年までの市内調査地点の平均値を指しています。

※4 日最高気温が35℃以上の日を猛暑日、30℃以上の日を真夏日、25℃以上の日を夏日といいます。日最低気温が25℃以上の日を熱帯夜といいます。最低気温が0℃未満の日を冬日といいます。

※「川崎市気候変動レポート2024」に掲載しているデータの一部に誤りがあったため、令和8年9月30日付で修正を反映しています。

2 国内外の動向

(1) 国際的な動向

地球温暖化は国際社会が共通して取り組むべき重要課題であり、これまで様々な国際会議や協定を通じて対策が進められてきました。

近年では、令和5(2023)年3月に発表されたIPCC第6次評価報告書(AR6)において、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」ことが明言されました。

また、令和5(2023)年11月に開催された気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)では、パリ協定の進捗を初めて評価する「グローバル・ストックテイク(GST)」が実施され、1.5°C目標達成に向けた緊急行動の必要性が強調されるとともに、再生可能エネルギーの導入量を2030年までに3倍、省エネ改善を2倍にする目標が合意され、化石燃料からの脱却が明記されました。

令和6(2024)年11月に開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)では、令和12(2030)年までに年間3,000億ドル規模の途上国支援を目標とする合意がなされ、さらにパリ協定第6条に基づく国際的な排出削減クレジットの取引制度の運用化が実現しました。

令和7(2025)年11月に開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)では、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帯・国際協力の加速の三点を柱とする内容が決定されたほか、世界全体での適応に関する目標に関する決定等についても採択されました。

2 国内外の動向

一方で、国際情勢の緊迫化やグリーントランスフォーメーション(GX)・デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展に伴う電力需要増加の可能性など、不確実性が高まりを見せるなど、短期的には脱炭素の動きに変化が見られます。

加えて、現在、世界で起きている気候変動、生物多様性の損失、汚染といった環境危機は複合的に連関しており、これら3つの危機への対応に当たって、脱炭素(ネット・ゼロ)、自然再興(ネイチャーポジティブ)、循環経済(サーキュラーエコノミー)等を統合的に取組を推進することが求められています。

第1期実施計画策定以降の地球温暖化対策に係る世界の動向

令和5(2023)年3月	IPCC第6次評価報告書(AR6)の公表 気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2035年までに温室効果ガス排出量を60%削減することが必要と指摘(2019年比)
令和5(2023)年11月	国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)の開催 - パリ協定の進捗を評価する「グローバル・ストックテイク(GST)」の実施 - 化石燃料からの脱却を明記
令和6(2024)年11月	国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)の開催 2030年までに少なくとも年間3,000億ドルの途上国支援目標の決定 - パリ協定第6条の運用化が実現
令和7(2025)年11月	国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)の開催 2035年までに年間1.3兆ドル規模の動員を目指す - 適応資金を2025年比で少なくとも3倍に増やす努力を呼びかけ

2 国内外の動向

(2)国内の動向

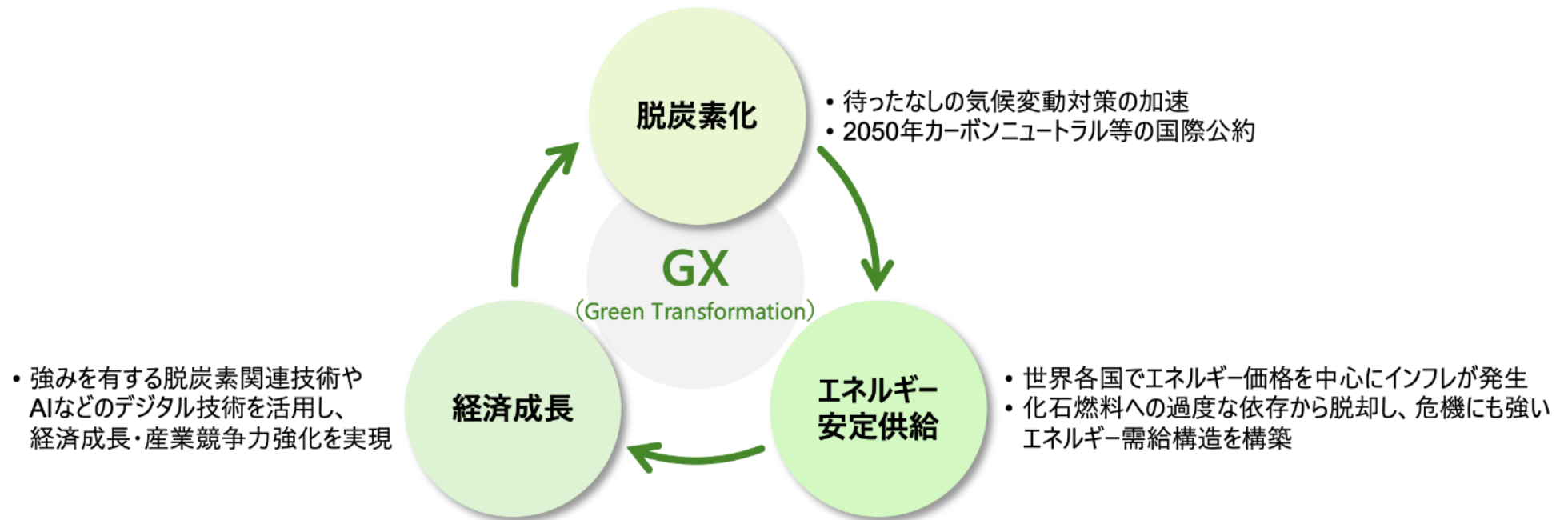
令和2(2020)年10月、政府は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること」を宣言しました。その後、令和3(2021)年4月の気候変動サミットにおいて、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。また、令和7(2025)年2月には、「地球温暖化対策計画」の改定が閣議決定され、2050年のネット・ゼロ達成に向けた中間目標として、2035年度には排出量を2013年度比で60%、2040年度には73%削減するという野心的な目標が設定されました。

ネット・ゼロの実現には、温室効果ガス排出の多くを占めるエネルギー分野における抜本的な転換が不可欠であり、令和7(2025)年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、エネルギー供給構造の見直しを進める中で、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入し、2040年度には電源構成の40~50%程度を再生可能エネルギーが占める見通しが示されました。また、水素やアンモニアといったゼロエミッション燃料の利活用、CCS(二酸化炭素回収・貯留)等の先端技術の導入を含むエネルギー転換が進められています。

2 国内外の動向

加えて、国は令和7(2025)年2月に「GX2040ビジョン」を示し、2040年に目指すべき産業構造や産業立地の方向性を提示するとともに、脱炭素と経済成長の両立を図る「成長志向型カーボンプライシング構想」を実現するための制度や措置等が盛り込まれました。

(図 GX(Green Transformation)とは)



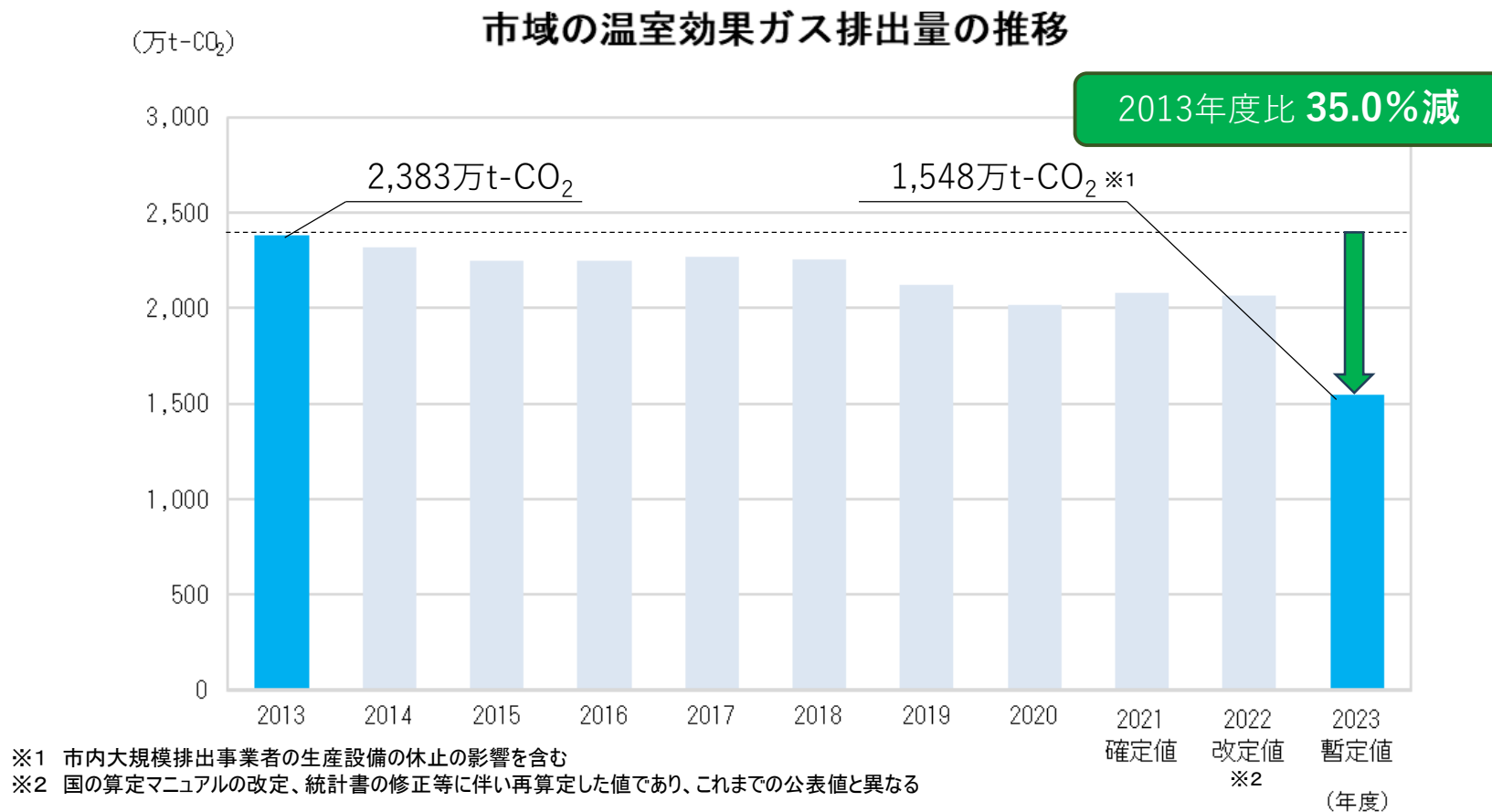
※GXは、石炭や石油などの化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギーを中心としたものに移行させ、社会システム全体を変革する取組

出典：環境省資料

3 本市の状況

(1) 市域の温室効果ガス排出状況

令和5(2023)年度の川崎市の温室効果ガス排出量(暫定値)は1,548万t-CO₂で、平成25(2013)年度と比較し▲835万t-CO₂(▲35.0%)削減しています。

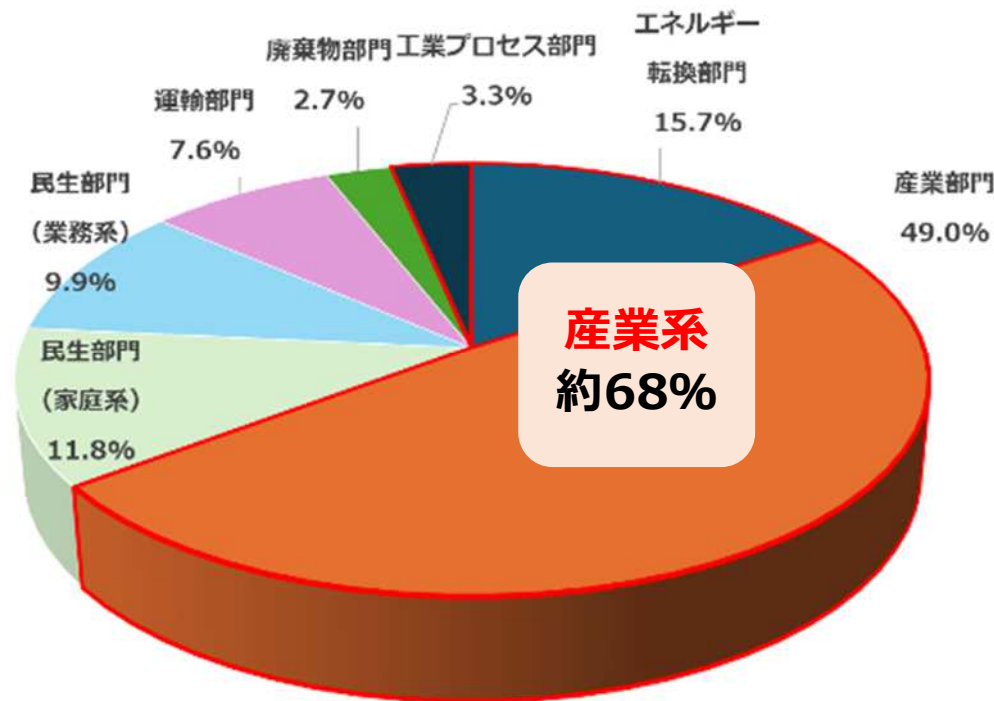


3 本市の状況

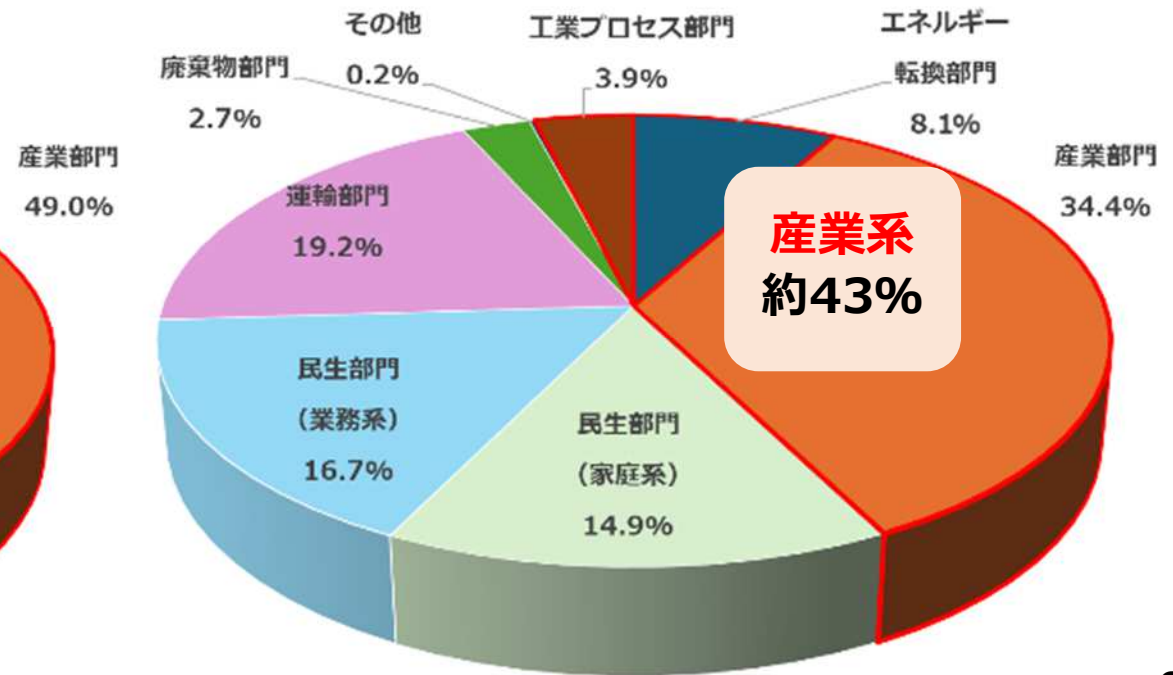
(2) 部門別の温室効果ガス排出割合・排出量

市内の部門別構成比で見ると、産業系(エネルギー転換部門、産業部門、工業プロセス部門)が約7割となっており、全国の構成比と比べても、大きな割合を占めております。また、部門別排出量については、全体として減少傾向にあります。

市内の二酸化炭素排出量の
部門別構成比(令和5(2023)年度暫定値)



全国の二酸化炭素排出量の
部門別構成比(令和5(2023)年度)



3 本市の状況

【表】二酸化炭素部門別排出量と今後の課題

		部門	2013年度→2023年度 CO ₂ 排出量	2030年度 CO ₂ 削減目標	課題
産業系		産業	1,470.0→739.1(万t-CO ₂) ▲49.7% ▼	580(万t-CO ₂) ▲61%	● 市内の大規模排出事業者の生産設備の休止の影響などにより排出量が大きく減少しているが、産業系が全体排出量の約7割を占めており、割合が大きいため、市条例の対象となる大規模排出事業者への取組が重要 ● 産業部門、エネルギー転換部門は、非電力の割合が高いため、2050年の脱炭素化に向け、熱エネルギー(非エネルギー含む。)の脱炭素化に向けた取組の検討が必要
		エネルギー転換	242.0→236.9(万t-CO ₂) ▲2.1% ▼	188(万t-CO ₂) ▲22%	
		工業プロセス	75.3→49.4(万t-CO ₂) ▲34.4% ▼	68(万t-CO ₂) ▲10%	
民生系		民生(家庭)	213.8→177.4(万t-CO ₂) ▲17.0% ▼	116(万t-CO ₂) ▲46%	● 業務部門の減少が鈍化傾向にあるなど、市民・事業者の行動変容の促進が必要 ● 家庭部門からの排出量の7割が電力からであり、省エネ・再エネ化の取組強化が必要
		民生(業務)	168.2→149.2(万t-CO ₂) ▲11.3% ▼	95(万t-CO ₂) ▲43%	
		運輸	122.8→115.1(万t-CO ₂) ▲6.3% ▼	100(万t-CO ₂) ▲19%	● 次世代自動車の導入促進や再生可能エネルギーの普及など交通の脱炭素化に向けた取組の強化が必要
		廃棄物	45.2→40.5(万t-CO ₂) ▲10.6% ▼	34(万t-CO ₂) ▲24%	● 廃棄物焼却による排出量の削減に向け発生抑制、分別率や再生利用率の向上等が必要
		市役所	2013年度→2024年度 41.5→31.2(万t-CO ₂) ▲24.6% ▼	20.7(万t-CO ₂) ▲50%	● 省エネ年1%削減の徹底、全公共施設の再エネ100%電力※導入が必要 ● 再エネ電力の導入では削減できない、熱エネルギーや非エネルギーの対応の検討が必要

※「再エネ100%電力」には、証書等により環境価値を付与し、実質的に再エネと扱う電力を含む。(以下、同じ)

3 本市の状況

(3)市域の再エネ導入量

市域の再エネ導入量は、令和2(2020)年までの導入実績(BAU)と2050年の再エネポテンシャルを
基に、バックカスティングで設定しており、2030年度までに33万kW以上導入することを目標と
しています。

令和6(2024)年度における再エネ導入実績は、25.2万kWとなっています。

項目	内容	目安/ 実績	R3(2021)年度 実績	R4(2022)年度 実績	R5(2023)年度 実績	R6(2024)年度 実績	R12(2030)年度
市域再エネ 導入量	2030年度 までに33万 kW以上導入	目安	21.0万kW	21.6万kW	23.5万kW	24.3万kW	33万kW以上
		実績	21.2万kW	21.7万kW	23.6万kW	25.2万kW	—

4 5大プロジェクトの取組状況

(1)第1期計画期間における取組

地球温暖化対策に関連する取組の進捗状況を測る指標として、成果指標等を設定し、PDCAサイクルを基本とした進行管理を行います。5大プロジェクトをはじめとした取組状況を年次報告書として取りまとめ、環境審議会に報告し、公表しています。

Column

01

5大プロジェクトとは？

実施計画では、本市における地球温暖化対策の推進のために、基本計画に位置付けた40の施策のうち、特に事業効果の高い事業を「5大プロジェクト」として位置づけています。

No	プロジェクト名
PJ1 再エネ	地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ
PJ2 産業系	川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ
PJ3 民生系	市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ
PJ4 交通系	交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ
PJ5 市役所	市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ



第1期間における各プロジェクトの取組状況

PJ1 再エネ

地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ

取組1

地域エネルギー会社の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組の推進

■ 川崎未来エナジー株式会社の設立・事業開始

- 多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームを設立し、地域への再生可能エネルギー等の普及拡大を促進

■ 市公共施設等へ再エネ100%電力の供給※

- 川崎未来エナジー株式会社が市立学校を含む市公共施設248施設に再エネ電力を供給(令和7(2025)年4月時点)
- 夜間などに生じた余剰電力を事業パートナーを通じて市内民間施設等へ供給する等、再エネの普及拡大や地産地消を推進

※川崎未来エナジーが供給する再エネ電力は、川崎市民の家庭から排出される普通ごみなどの焼却により生み出される電力で、非FIT非化石証書（再エネ指定あり）の調達などで環境価値を確保しています。



▲R5.8.24設立記者会見



▲川崎産グリーン電力イメージ

取組2

脱炭素先行地域におけるプロジェクト組成

■ 官民連携による再エネ100%電力の地産地消

- 川崎市、川崎未来エナジー株式会社、ヤマト運輸株式会社の官民連携による再エネ100%電力の地産地消を実現
- ヤマト運輸高津千年営業所において、太陽光発電設備と蓄電池に加え、川崎未来エナジー株式会社から供給される再エネ電力を活用し、営業所の電気や集配業務に使用する電気自動車(EV)全25台の電力を賄う
- 本取組は気候変動対策において、顕著な功績のあった団体として、川崎市、川崎未来エナジー株式会社、ヤマト運輸株式会社が共同で「気候変動アクション環境大臣表彰」を受賞



▲再エネ電力地産地消イメージ



▲R6.12.2環境大臣表彰式

Column

Column

02

地域エネルギー会社「川崎未来エナジー株式会社」とは？

地域エネルギー会社「川崎未来エナジー株式会社」は、市域の温室効果ガス削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することで、市域への再エネ普及・地産地消を推進するとともに、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームの中核となることを目的として、令和5(2023)年10月に、本市を含む8つの事業主体がパートナーとして出資し、設立した会社です。

同社は令和6(2024)年4月から事業を開始しており、事業規模としては、自治体が主導する電力会社の中では最大級の地域エネルギー会社になります。



▲サービスの特徴



出典：川崎未来エナジー株式会社HP

第1期間における各プロジェクトの取組状況

PJ2 産業系

川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

取組1

カーボンニュートラルコンビナート・ポート形成に向けた取組

- 「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定
 - ・ 「川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会」を設置し、企業連携によるプロジェクトの推進
 - ・ 水素の利活用拡大に向けて横浜市、東京都・大田区と連携協定を締結
- 「川崎港港湾脱炭素化推進計画」策定
 - ・ 川崎市と臨海部立地企業による脱炭素化に向けた取組を「港湾脱炭素化促進事業」として位置付け(令和7(2025)年3月時点で114事業)

取組2

事業者の脱炭素化を促進するための条例制度の見直し

- 「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」の見直し
 - ・ 従来の計画書・報告書制度に事業者の取組を評価する仕組みを加えた新たな制度の運用を開始
- 「川崎CNブランド」として令和7(2025)年度までに累計153件認定

取組3

グリーンイノベーション推進に向けた網羅的取組

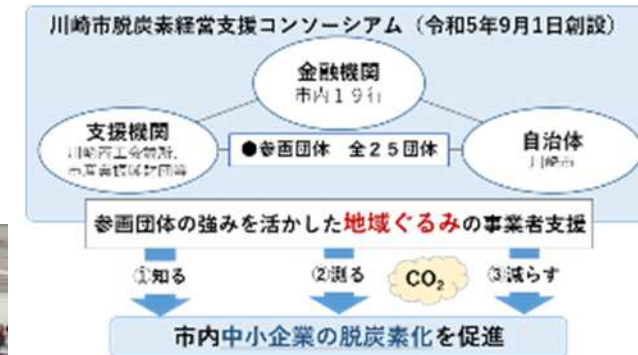
- 事業者のワンストップ相談窓口
 - ・ カーボンニュートラル等に向けた「環境課題のワンストップ窓口」の実施
- 川崎市脱炭素経営支援コンソーシアムを創設
 - ・ 地元金融機関と連携し、中小企業の脱炭素化を地域ぐるみで支援する川崎市脱炭素経営支援コンソーシアムを創設



▲川崎CNブランドロゴマーク



▲川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会・川崎港カーボンニュートラルポート形成推進協議会合同会議



▲川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム支援体制

Column

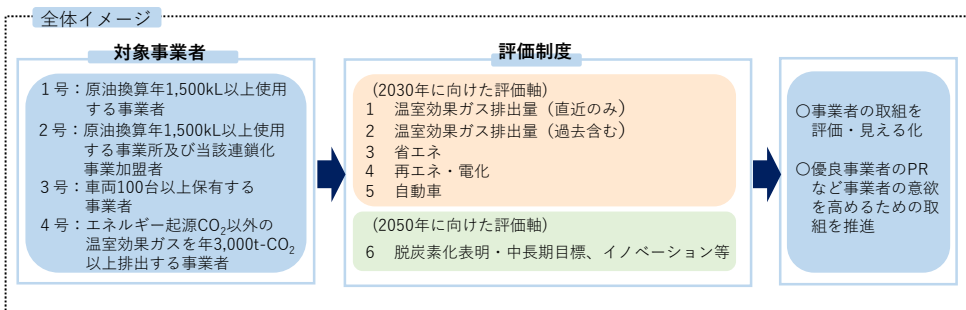
Column

03

事業活動脱炭素化取組計画書制度

本市では、温室効果ガスの排出量が相当程度多い約170の事業者を対象に、温室効果ガス排出量削減や再生可能エネルギー導入などに関する3年間の計画書および毎年の結果報告書の提出を条例により義務付ける「事業活動脱炭素化取組計画書制度」を設けています。

本制度は、提出された計画書・結果報告書について、市が、温室効果ガス排出量などの項目ごとに、本市の地球温暖化対策推進計画に掲げる削減目標等と整合を図った評価基準を設けて、事業者の取組状況を評価するものです。また、計画書・結果報告書の概要及び評価結果については、市HPで公表することとしています。



▲事業活動脱炭素化取組計画書制度のイメージ

Column

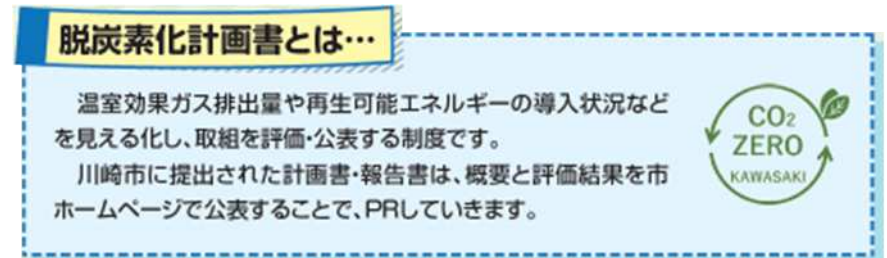
04

「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」認定制度

中小企業等の脱炭素化に見える化する「川崎市中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度」に取り組む事業者を「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」として認定し、官民連携で支援する制度を設けています。

認定を受けた事業者に対して、広報・PRの実施や設備導入への補助等で支援するとともに、本制度に賛同する金融機関が、融資面で優遇するなど事業者の脱炭素化に向けた計画の着実な推進をサポートします。

さらに、金融機関以外にも、本市と連携して認定事業者を支援する民間事業者を募集し、脱炭素化に資するサービスを優先的に提供していくことで、認定事業者を官民挙げて応援する体制の充実を図ります。



第1期間における各プロジェクトの取組状況

PJ3 民生系

市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

取組1

脱炭素モデル地区の展開及び脱炭素先行地域づくり等

■「脱炭素アクションみぞのくち」を創設

- ・脱炭素化都市の身近な取組の具体像を示すショーケースとなるモデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」を起点とした脱炭素ムーブメントの創出
- ・地元人材(まるっとサステナCAMPインターン)を活用した広報活動を実施
- ・CO₂削減貢献量の「見える化」による「川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を発足

■国の脱炭素先行地域に選定

- ・再エネ推進交付金を活用し、民間事業者等の太陽光発電設備、蓄電池等の設備導入を促進



▲まるっとサステナCAMP
インターン



▲脱炭素ライフスタイル
行動変容プロジェクト

取組2

市民・事業者の行動変容の新たな仕組み等の構築

■川崎市地球温暖化対策等推進条例に基づく制度を段階的に施行

- ・改正川崎市地球温暖化対策等推進条例に基づく制度を段階的に施行(特定建築物太陽光発電設備等導入制度、特定建築事業者太陽光発電設備導入制度、建築士太陽光発電設備説明制度)
- ・ポータルサイト「かわさき太陽光広場」を開設、太陽光発電設備普及事業者登録制度を創設
- ・太陽光発電設備等設置費補助金を創設し、エネルギーの地産地消を促進

取組3

家庭から排出されるプラスチック資源の一括回収に向けた取組

■プラスチック資源の一括回収

- ・川崎区・幸区・中原区で「プラスチック資源」の一括回収を開始



▲ポータルサイトかわさき太陽光広場 ▲幸・中原区で全戸に配布したチラシ

Column

Column

05

脱炭素アクションみぞのくちとは？

「脱炭素アクションみぞのくち」は、高津区溝口周辺地域を「脱炭素モデル地区」と位置付けたもので、令和2(2020)年11月に創設しました。高津区溝口周辺地域で脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、ショーケース化することで、取組の効果や利便性を実感してもらい、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進し、脱炭素社会の実現を目指して様々な取組を進めています。

▲脱炭素アクションみぞのくちの詳細はココをClick (川崎市HP)



Column

06

脱炭素先行地域とは？

脱炭素先行地域とは、2050年のカーボンニュートラルに向けて、2030年度までに民生部門(事務所やビル、商業施設、家庭等)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現する地域であり、全国で少なくとも100か所を選定する方針が国から示されています。

本市は「Column05」で取り上げた、市民・事業者と一体となって取組を進めている「脱炭素アクションみぞのくち」などの取組が国に評価され、令和4(2022)年度の第1回選考にて選定されました。

対象地域は、溝口周辺の民間施設群と全ての市内公共施設群で、再生可能エネルギー100%電力導入の他、太陽光発電設備設置やLED化等により脱炭素化に向けた取組を推進しています。



Column

Column

07

建築物の再エネ・省エネ化に向けた取組

本市は、市域における太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入を一層促進するため、令和5(2023)年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正し、新築等の建築物への太陽光発電設備の設置を事業者等に義務付ける制度など盛り込んだ「川崎市太陽光発電設備等総合促進事業」を創設しました。

事業の概要は、次のとおりです。

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度(R7施行)

- **大規模建築物**(延床面積2,000㎡以上)を建築※する特定建築主に対し、太陽光発電設備等の設置を義務付ける。
※新築、増築又は改築。増築、改築をする場合、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計2,000㎡以上。
- 当該建築物へ設備を設置できない場合、**既存建築物への設置やオフサイト設置により代替**することができる。

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度(R7施行)

- **特定建築事業者※**に対し、年間新築棟数に応じた基準量以上の太陽光発電設備の設置を義務付ける。
※中小規模特定建築物(延床面積2,000㎡未満)を市内に年間合計床面積5,000㎡以上新築する大手ハウスメーカー等
- 1棟ごとではなく、特定建築事業者単位で、各年度の基準量を設定する。太陽光発電設備を基準量以上設置できない場合は、**太陽熱などの他の再エネの導入や既存建築物への設置により代替**することができる。

制度3 建築士太陽光発電設備説明制度(R6施行)

- **建築物**(床面積10㎡超)を設計する建築士に対し、建築主へ太陽光発電設備に関する説明を義務付ける。

制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

- 制度1～3の土台となる環境を整備するため、太陽光発電に関するさまざまな情報を発信する取組
・太陽光発電設備普及事業者登録制度、ポータルサイト「かわさき太陽光広場」など

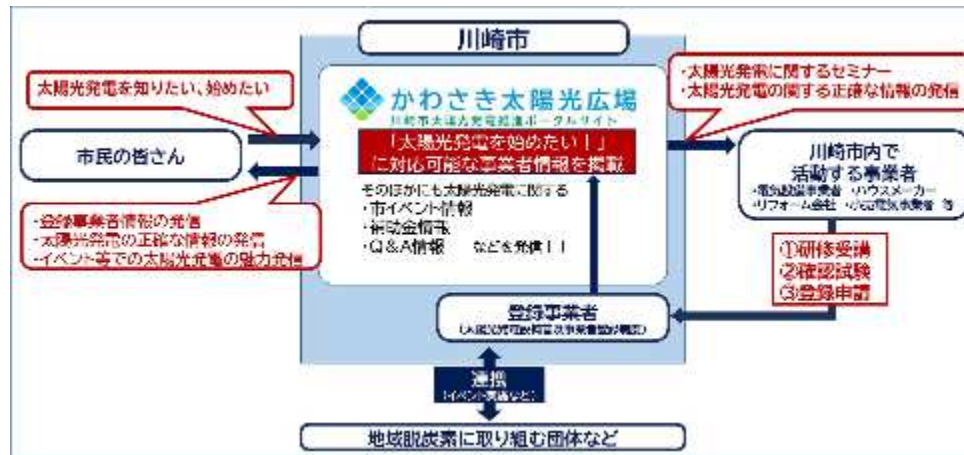
Column

Column

07

建築物の再エネ・省エネ化に向けた取組

建築物の再エネ化・省エネ化に向けては、「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」による事業者と連携した設備設置促進やポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信、川崎市地球温暖化防止活動推進センターや事業者と連携した普及啓発など、様々な取組を推進しています。



●川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度

・市内で事業活動を行う電気設備事業者やハウスメーカー等の太陽光発電設備の設置・施工を担うことができる事業者を「見える化」し、市民が設備設置の検討を進めるための一助となることを目的として開始

・市民が「どの事業者に頼んでよいかわからない」といった状況の解消を図るもの



●川崎市地球温暖化防止活動推進センターによる住宅の断熱などをテーマとしたワークショップ

川崎市地球温暖化防止活動推進センターにおいて、建物の断熱のポイントや太陽光発電の基礎を学べるワークショップを開催



太陽光パネルには、遮熱・断熱効果もあるんだってね！



●事業者と連携した窓断熱や太陽光発電設備に関するよろず相談会

暑さ・寒さ・結露等の光熱費を左右する窓についての困り事や、設置メリット・気になる料金といった太陽光発電全般の悩み事等、各部門のエキスパートに個別相談できる「よろず相談会」を実施



第1期間における各プロジェクトの取組状況

PJ4 交通系

交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ

取組1 次世代自動車※等の導入促進

- 再エネ100%によるEVカーシェアリングの実証実験の開始
 - ・ 民間事業者と連携したEVカーシェアリングの実証実験を開始
- 市公共施設への公共用EV用充電設備の整備
 - ・ 民間事業者と連携し、市公共施設8施設に公共用充電設備の供用を開始
- 共同住宅向けEV用充電設備の補助制度の運用開始
- 大型「電気バス」3台を試験導入
 - ・ 川崎市バス開業以来初となる「電気バス」を試験導入
- 民間事業者との連携による川崎港へ世界初のEVタンカー用の給電ステーション設置及びEVタンカー船運航の推進

取組2 歩いて暮らせるまちづくりに向けた拠点整備及び地域公共交通の利用促進

- デマンド交通「チョイソコかわさき」の実証実験
 - ・ 地域交通のサービスの維持に向けて、地域のカーディーラーを活用した「モビリティハブ」の実現性を検証
- 鷺沼駅前・京急川崎駅西口・登戸駅前の3地区の市街地再開発事業について都市計画決定

取組3 全ての公用乗用自動車への次世代自動車導入及び市公共施設のEVインフラ整備拡大

- 公用乗用自動車への次世代自動車の導入
- 市公共施設への公用車用EV用充電設備の整備

※ 基本計画及び本計画において次世代自動車は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。



▲電気バス(市バス)



▲再エネ100%によるEVカーシェアリング



▲マンションにおける充電設備



▲EVの充電



▲デマンド交通実証実験

Column

Column

08

EVカーシェアリングとは？

EVカーシェアリングは、必要な時に必要な分だけ車を利用するカーシェアを、走行中にCO₂を排出しないEVにより行う、環境にやさしい取組の一つです。

本市では、官民連携による実証事業としてEVカーシェアのステーションの設置を進めています。

一部のステーションは、太陽光発電と蓄電機能を活用した再生可能エネルギー100%で運用しており、災害時の電源としての活用も可能です。



▲ EVカーシェアステーション

Column

09

共同住宅向け
EV用充電インフラ補助金

国は「2035年までに乗用車の新車販売を電動車100%」とする目標を掲げており、EV等の利用の増加を見据え、マンションの資産価値の向上や住民の利便性向上のため、EV用充電設備を導入するマンションが増えていきます。

本市では、EVやPHVなどの次世代自動車の普及促進のため、住居の7割が共同住宅という特徴を踏まえ、マンション等の共同住宅へEV用充電設備を設置するための補助を行っています。また、設置支援の取組として、要望のあった管理組合等を訪問し、充電設備の設置方法に関する個別説明を行っています。



▲ マンションでのEV充電の様子

第1期間における各プロジェクトの取組状況

PJ5 市役所

市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

取組1

2030年度までに全ての市公共施設へ再エネ100%電力を導入

- 「ごみを電気に 川崎産グリーン電力」
 - 川崎未来エネルギー株式会社と連携し、廃棄物発電等の「川崎産グリーン電力」の地産地消を推進
 - 市立学校等の市公共施設へ再エネ100%電力の導入促進

取組2

2030年度までに設置可能な市公共施設の約半数へ太陽光発電設備設置

- 市立学校等へのPPAモデルによる太陽光発電設備に向けた公募型プロポーザルの実施
 - 138施設の公募型プロポーザルを実施し、令和6(2024)年度末までに市立学校32施設に太陽光発電設備を設置
- 「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」の策定
 - 新築等を行う公共建築物に対して、太陽光発電設備の設置基準等を位置づけた「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」を策定

取組3

全ての公用乗用自動車への次世代自動車導入及び市公共施設のEVインフラ整備拡大(再掲)

- 公用乗用自動車への次世代自動車の導入
- 市公共施設への公用車用EV用充電設備の整備



▲川崎産グリーン電力
ロゴマーク



▲スクール発電所による学校ごとの発電量
(かわさき太陽光広場)



▲ PPAのイメージ図

Column

Column

10

川崎市公共建築物等における環境配慮基準って何だろう？

令和7(2025)年4月から、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく太陽光発電設備設置義務制度が開始されるとともに、改正建築物省エネ法により新築建築物の省エネ基準適合が義務化されました。

これに伴い、本市では市民・事業者の模範となる積極的な取組として、市公共建築物等における太陽光発電設備の設置基準、ZEB化基準およびEV充電設備の設置基準を定める「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」を策定しました。

▲川崎市公共建築物等における環境配慮基準の詳細はココをClick(川崎市HP)

主な項目	市庁舎及び市役所等	市立施設等	民間施設等	民間施設等
太陽光発電設備の設置	新築・増築建築物において、太陽光発電設備の設置を義務付ける。	新築・増築建築物において、太陽光発電設備の設置を義務付ける。	新築・増築建築物において、太陽光発電設備の設置を義務付ける。	新築・増築建築物において、太陽光発電設備の設置を義務付ける。
省エネ基準の適合	新築建築物において、省エネ基準に適合することを義務付ける。	新築建築物において、省エネ基準に適合することを義務付ける。	新築建築物において、省エネ基準に適合することを義務付ける。	新築建築物において、省エネ基準に適合することを義務付ける。
EV充電設備の設置	新築・増築建築物において、EV充電設備の設置を義務付ける。	新築・増築建築物において、EV充電設備の設置を義務付ける。	新築・増築建築物において、EV充電設備の設置を義務付ける。	新築・増築建築物において、EV充電設備の設置を義務付ける。

Column

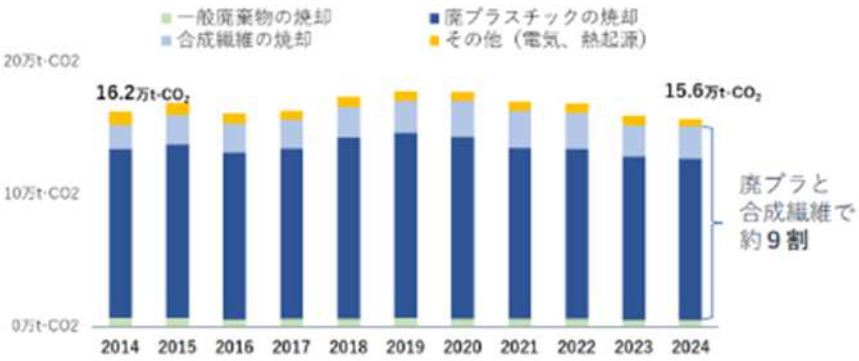
11

市役所の廃棄物分野における温室効果ガス排出状況

市役所の令和6(2024)年度の温室効果ガス排出量は31.2万t-CO₂で、そのうち廃棄物焼却に伴う排出量は市事業全体の約5割を占めています。

市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は9割が廃棄物焼却由来、内訳として、廃プラスチック由来が約8割、合成繊維由来(ポリエステル等)が約1割です。

市役所における温室効果ガスは、令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)と掲げており、廃棄物焼却起源は12.1万t-CO₂まで削減が必要です。



▲市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量

4 5大プロジェクトの取組状況

(2)第1期計画期間における進捗状況

プロジェクトごとに定める参考目安(※)の状況を見ると、PJ3民生系、PJ4交通系など一部の数値が第1期実施計画策定時の目安に対して下回っていますが、地域エネルギー会社の設立や建築物太陽光発電設備等総合促進事業の開始など、5大プロジェクト全体では着実に進捗しており、今後は事業の実施に伴う温室効果ガス削減効果が見込まれます。

※ 参考目安は、令和12(2030)年度の目標の達成度合いを測る参考値であり、PJの取組のみで達成を目指す値ではない。

NO.	プロジェクト名	PJごとに定める参考目安の達成状況					
			R4(2022)年度	R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025年度)※	
PJ1 再エネ	地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ	市域の再生可能エネルギー導入量	参考目安 21.0万kW 実績 21.2万kW	21.6万kW 21.7万kW	23.5万kW 23.6万kW	24.3万kW 25.2万kW	2030年度の市域の再生可能エネルギー導入目標33万kW以上
PJ2 産業系	川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ	産業系の温室効果ガス排出量：平成25(2013)年度比	参考目安 ▲7.4% 実績 ▲16.9%	▲8.7% ▲13.6%	▲9.8% ▲17.3%	▲11.2% ▲42.6%	2030年度の産業系の温室効果ガス排出量▲50%以上削減(平成25(2013)年度比)
PJ3 民生系	市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ	民生系の温室効果ガス排出量：平成25(2013)年度比	参考目安 ▲17.9% 実績 ▲15.6%	▲20.6% ▲15.4%	▲23.3% ▲14.2%	▲25.9% ▲14.5%	2030年度の民生系の温室効果ガス排出量▲45%以上削減(平成25(2013)年度比)
PJ4 交通系	交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ	運輸部門の温室効果ガス排出量：平成25(2013)年度比	参考目安 ▲6.2% 実績 ▲10.4%	▲6.6% ▲3.6%	▲7.0% ▲5.0%	▲7.7% ▲6.3%	運輸部門の2030年度の温室効果ガス排出量▲19%削減(平成25(2013)年度比)
PJ5 市役所	市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ	市役所の温室効果ガス排出量：平成25(2013)年度比	参考目安 ▲10.9% 実績 ▲9.0%	▲13.2% ▲16.2%	▲15.6% ▲24.6%	▲18.5% -	2030年度の市役所の温室効果ガス排出量▲50%以上削減(平成25(2013)年度比)

※市域の温室効果ガス排出量の算定結果は令和5年度実績、市域の再生可能エネルギー導入量は令和6(2024)年度実績。市役所の温室効果ガス排出量は令和8(2026)年夏ごろ確定予定。

5 第2期実施計画策定にあたっての考え方

(1)第1期実施計画期間における進捗や社会状況の変化

第1期実施計画期間においては、5大プロジェクトについて、PJ1における「地域エネルギー会社『川崎未来エナジー株式会社』の設立」や、PJ2における「事業者の脱炭素化を促進するための条例制度の見直し」、PJ3における「再エネ導入に係る義務制度(条例改正)」など、施策効果の大きい取組について、取組が進捗しています。

そのような状況を踏まえ、基本計画の目標である温室効果ガス排出量の削減及び再エネ導入量について、これまでは2030年度目標達成に向けて、取組が一定進んでいます。一方、昨今の気候変動を踏まえると、更なる取組が求められるとともに、PJ3の民生系やPJ4の交通系において、参考目安を達成していないこと等踏まえ、事業の進捗を踏まえた施策の見直しや強化、統合的な取組の展開など図っていく必要があります。

また、国際情勢により、短期的には脱炭素に係る国際的な枠組みに大きな影響を与える等、不確実性が高まり、世界的な脱炭素の動きが停滞する恐れがある一方で、世界や国内における異常気象の頻発や記録的な高温など、気候変動の脅威は益々高まっており、市民も身近な問題として実感している等、脱炭素化に向けた取組の加速化が必要です。

5 第2期実施計画策定にあたっての考え方

(2)第2期計画策定に向けた考え方

第1期実施計画の進捗や社会状況の変化を踏まえ、次のとおり第2期実施計画を策定します。

ア 第1期実施計画における進捗を踏まえた、2030年度目標の着実な達成に向けた取組の推進

- ・部門ごとの温室効果ガス排出量や再エネ導入量の進捗を踏まえ、事業の見直しや強化を図る

イ 重点事業「5大プロジェクト」の取組強化

- ・事業効果の高い重点事業として位置づけている「5大プロジェクト」について、取組を強化していくとともに、より統合的な取組を展開

ウ 国の動向や社会状況・新たな技術等を踏まえた取組の検討

- ・「GX2040ビジョン」、「地球温暖化対策計画」等の動向を踏まえた施策を推進
- ・サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブなどを踏まえた統合的な視点による取組を推進

エ 市総合計画の改定、関連する局区の分野別計画との連携を考慮した第2期実施計画の策定

- ・市総合計画等、現行計画以降に策定・改定した関連分野の計画・方針との整合・連携を図る

第3章

重点事業(5大プロジェクト)



5大プロジェクト

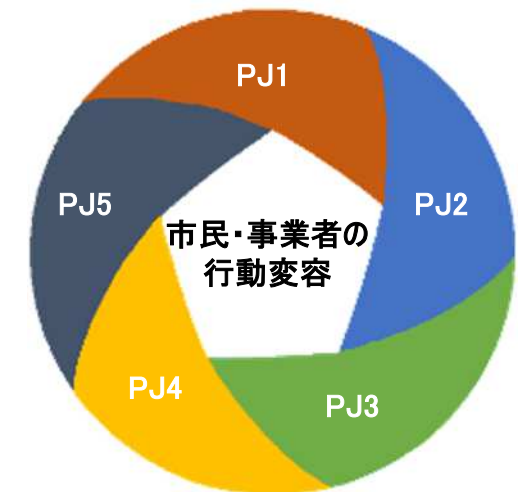
第2期実施計画においても、基本計画に位置付けた40の施策のうち、特に事業効果の高い重点事業を「5大プロジェクト」として位置付け、重点的に取組を進めていきます。

プロジェクトの考え方

基本計画では、第3章 2050年の将来ビジョンで「市民生活」「産業活動」「交通」の姿を、第4章2030年の個別達成目標で、「民生系目標」「産業系目標」「市役所目標」「再エネ導入量」の目標を位置付けています。

本章では、基本計画における将来ビジョンや目標の実現に向けた重点事業として、「再エネPJ」「産業系PJ」「民生系PJ」「交通系PJ」「市役所PJ」の5大プロジェクトを設定します。

また、プロジェクト間の連携強化を図り、市民・事業者の行動変容により寄与する統合的な取組を展開していきます。



5大プロジェクト

第3章 重点事業(5大プロジェクト)

NO.	プロジェクト名	取組概要	令和7(2025)年度 現状	令和11(2029)年度 参考目安※
PJ1 再エネ	地域エネルギー会社を 中核とした地域エネ ルギープラットフォーム による地域の再エネ普 及促進PJ	・地域エネルギー会社を中核とし、多様な主体が参画する 「地域エネルギープラットフォーム」を通じて、市域の再 生可能エネルギー普及拡大・地産地消に向けた取組を推進	市域の再エネ導入量 令和6(2024)年度実績： 25.2万kW	令和10(2028)年度 29.9万kW
PJ2 産業系	川崎臨海部のカーボ ンニュートラル化・ 市内産業のグリーン イノベーション推進 PJ	・川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づく取組 ・事業者の脱炭素化を促進するための条例制度の運用及び支援 ・中小企業に対する脱炭素経営の促進や市内産業のグリーン イノベーション推進に向けた取組	産業系の温室効果 ガス削減割合(平成 25(2013)年度比) 令和5(2023)年度実績： ▲42.6%	令和9(2027)年度 平成25(2013)年度比 ▲50%以上
PJ3 民生系	市民・事業者の行動 変容・再エネ普及等 促進PJ	・脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」におけ る脱炭素情報の見える化に特化した取組やモデル地区の横 展開に向けた取組の推進 ・市民・事業者の再エネ・省エネ化に係る行動変容促進に向 けた取組強化 ・循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等の 推進	民生系の温室効果 ガス削減割合(平成 25(2013)年度比) 令和5(2023)年度実績： ▲14.5%	令和9(2027)年度 平成25(2013)年度比 ▲36.5%
PJ4 交通系	交通環境の脱炭素化 に向けた次世代自動 車等促進PJ	・EV等次世代自動車の普及促進に向けた環境整備の推進 ・歩いて暮らせるまちづくりに向けた拠点整備及び地域公共 交通の利用促進 ・市役所における公用乗用自動車以外の車両の脱炭素化に 向けた取組の推進	運輸部門の温室効果ガ ス削減割合(平成 25(2013)年度比) 令和5(2023)年度実績： ▲6.3%	令和9(2027)年度 平成25(2013)年度比 ▲12.3%
PJ5 市役所	市公共施設の再エネ 100%電力導入等の公 共施設脱炭素化PJ	・2030年度までに全ての市公共施設への再エネ100%電力導 入や、設置可能な施設の半数に太陽光発電設備の導入、 公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化の推進 ・2030年度までに全ての公用乗用自動車へ次世代自動車を 導入 ・カーボンニュートラル型廃棄物処理体制の構築を目指し た取組の推進	市公共施設の温室 効果ガス削減割合(平 成25(2013)年度比) 令和6(2024)年度実績： ▲24.6%	令和10(2028)年度 平成25(2013)年度比 ▲45.1%

※市域の温室効果ガス排出量の算定結果は2年遅れ、市域の再生可能エネルギー導入量・市公共施設の温室効果ガス排出量の算定結果は1年遅れで公表。
参考目安は、2029年度時点で把握できる最新の数値を記載。

5大プロジェクトの進捗管理について

5大プロジェクトの推進に当たり、**プロジェクトごとに第2期実施計画の取組を次ページ以降のとおり設定**し、取組の進捗管理を行います。

5大プロジェクトの取組については、継続的に改善を行いながら、取組状況、成果、課題、今後の方向性等について**年次報告書として取りまとめ**、環境審議会への報告及び公表を行うとともに、市民・事業者にわかりやすく発信していきます。

なお、第4章では、実施計画全体に係る事務事業について、第5章では、事業全体の進捗管理・成果指標等についてまとめており、5大プロジェクトに関連する事務事業・成果指標等がわかるように分類し、体系的に進捗管理を進めていきます。

PJ1
再エネ

地域エネルギー会社を中核とした地域エネルギープラットフォームによる地域の再エネ普及促進PJ

基本計画で掲げた、2030年度の再生可能エネルギー導入目標33万kW以上の達成に向け、令和5(2023)年度に設立した地域エネルギー会社「川崎未来エナジー株式会社」を中核とし、多様な主体が参画する「地域エネルギープラットフォーム」を通じて、市域の再生可能エネルギー等の普及拡大及び地産地消の推進を図ります。

令和11(2029)年度 参考目安
【市域の再エネ導入量】
(現状)
令和6(2024)年度実績：25.2万kW
↓
令和10(2028)年度：29.9万kW

強化
ポイント

- ・地域エネルギー会社等を活用した市公共施設や民間施設に対する再エネ電力供給拡大
- ・市公共施設に加え、家庭や民間施設など様々な余剰電力活用等の取組を通じた再エネの地産地消の促進
- ・地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携したエネルギーマネジメント等に係るプロジェクトの組成

No.	概要	連携PJ
<u>取組1</u>	・民間事業者や金融機関等と連携しながら、「川崎産グリーン電力」の有効活用を図るとともに、市公共施設や事業者等市内民間施設へ再エネ100%電力を供給拡大	PJ2 産業系 PJ3 民生系 PJ4 交通系 PJ5 市役所
<u>取組2</u>	・「ホーム発電所」等の家庭や民間施設、「スクール発電所」等の市公共施設など、様々な余剰電力を活用し、市内で生まれた再エネを市内の公共施設等に供給する新しいエネルギー循環による地産地消を推進	連携の視点 PJ2からPJ5の各取組と相互に連携することで、地域エネルギープラットフォームにおけるプロジェクト組成の拡充を図る
<u>取組3</u>	・市域におけるエネルギー利用最適化に向け、地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携し、プロジェクトによるエネルギーマネジメント等を推進	

第2期実施計画期間の取組

年度	R8(2026) ～ R11(2029)	～2030
PJ1 再エネ 地域エネルギー会社を中核とした地域エネルギープラットフォームによる地域の再エネ普及促進PJ 	●地域エネルギー会社等の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大 ・地域エネルギー会社等を通じた市公共施設や民間施設に対する再エネ電力の供給拡大 ・脱炭素先行地域における民間事業者等と連携した再エネの地産地消の促進 ●太陽光発電設備等の導入促進 ・ホーム発電所等の家庭や民間施設、スクール発電所等の市公共施設の余剰電力買取等を通じた再エネの地産地消の促進 ・金融機関等と連携した住宅や民間施設への太陽光発電設備及び蓄電池の導入促進 ●地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携したエネルギーマネジメント等の推進 ・地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携したエネルギーマネジメント等に係るプロジェクトの組成	<2030年度の目指すべき状態・目標等> ・地域エネルギー会社等を通じ、市域における再生可能エネルギーの普及拡大・地産地消が進んでいる。 ・太陽光発電設備など、市公共施設や市民・事業者向けの再エネ設備普及事業が広まっている。 ・地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携したプロジェクトが組成されるなど、市域のエネルギー利用最適化に向けた取組が進んでいる。 ・2030年度の市域の再生可能エネルギーを33万KW導入

主なアウトプット

- ・官民連携により市内に普及した再エネ電力量：2025年度(2024年度実績)181GWh→2029年度335GWh
- ・地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携したエネルギーマネジメント等に係るプロジェクトの組成：毎年度2件

Column

Column

12

再生可能エネルギーの地産地消モデル(川崎産グリーン電力)ってなに？

廃棄物処理施設から生まれた再生可能エネルギーを学校・区役所等の市公共施設や市内の民間施設へ供給する地産地消の取組です。新たに家庭や学校等で発電した電気も加え、地域に供給する新しいエネルギー循環に取り組んでいます。

○ごみ発電所

家庭から排出される普通ごみなどの焼却により生み出される再エネ電力を川崎未来エナジー株式会社を通じて、市内公共施設等に供給する取組です。

○ホーム発電所

家庭に設置された太陽光発電設備によって、電力を自家発電し、家庭内の電力を賄うだけでなく、余った電力を電力会社や地域エネルギー会社経由で市域内に循環する取組です。

○スクール発電所

学校に設置された太陽光発電システムによって、学校で電力を発電し、その電力を自家消費するほか余剰電力を市域に供給する地産地消の取組です。なお、余剰電力は今後供給予定です。

これらの電力を総じて「川崎産グリーン電力」と名付け、地域でつくったクリーンなエネルギーを市内に供給する新しいエネルギーの循環に取り組んでいます。



▲地産地消モデルのイメージ図

PJ2
産業系

川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJ

市域の温室効果ガス排出量のうち、産業系が全体の約7割を占めており、産業分野の脱炭素化は非常に重要となります。

川崎に集積する環境技術・産業、研究開発機関を最大限に活かし、川崎臨海部のカーボンニュートラル化による産業競争力強化を目指すとともに、市内産業のグリーンイノベーションを推進します。

令和11(2029)年度 参考目安
【産業系の温ガス削減割合
平成25(2013)年度比】
(現状)
令和5(2023)年度実績：▲42.6%
↓
令和9(2027)年度：▲50%以上

強化ポイント

- ・ 臨海部における水素供給拠点の形成、水素需要の顕在化及び企業間連携による熱エネルギーを含む省エネに向けた取組の推進
- ・ 民生業務部門など事業の特性に応じた大規模排出事業者に対する実証及び支援等の実施
- ・ 脱炭素経営支援コンソーシアムの機能強化(金融機関や支援機関等を通じた市内中小企業の脱炭素経営支援など脱炭素経営に資する事業の創出)

No.	概要	連携PJ
<u>取組1</u>	「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」で示した2050年の将来像を具現化するため、水素利用や炭素循環等の実現に向けて事業者と連携した様々なプロジェクトを推進	PJ1 再エネ PJ3 民生系
<u>取組2</u>	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の運用を通して、排出量削減の加速化を促すため、評価や支援制度の運用・検証や、民生業務部門など、事業の特性に応じた大規模排出事業者に対する実証及び支援等を実施	連携の視点 PJ1、PJ3の各取組と相互に連携することで、中小事業者に対する再エネ普及・地産地消の取組を推進し、脱炭素経営の促進を図る
<u>取組3</u>	- 金融機関等多様な主体と連携する「脱炭素経営支援コンソーシアム」の機能強化を図るとともに、中小企業を対象とした省エネ診断の強化や、効果的な再エネ・省エネ機器導入支援など、中小企業を対象としたエネルギーに係る支援を一体的に行うことで、市内中小企業の脱炭素経営を促進 - プロジェクトの創出支援、環境分野等の先進的な技術を有するベンチャー企業等の成長支援、グリーンファイナンス・投資促進の取組など市内産業がグリーンイノベーションに取り組みやすい環境を整備	

第2期実施計画期間の取組

年度	令和8(2026)年 ～ 令和11(2029)年	～2030
PJ2 産業系 川崎臨海部の カーボンニュートラル化・市内 産業のグリーン イノベーション 推進PJ 	●川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づくプロジェクトの創出や取組 ・CO₂フリーエネルギーの利活用促進等に向けた取組の推進 ・コンビナートのカーボンニュートラル化に向けたプロジェクトの創出・推進 ●「川崎水素戦略」に基づく取組 ・事業者とのカーボンニュートラルに向けたトランジション期における産業構造のあり方に係る議論の推進 ・臨海部における水素供給拠点の形成 ・事業者における水素利用設備の導入等、水素需要の拡大に向けた取組 ●「炭素循環戦略」に基づく取組 ・「Kawasaki Circular Design Park」による情報発信やプロジェクト組成など、炭素資源の回収拡大等に向けた取組の推進 ●「エネルギー地域最適化戦略」に基づく取組 ・臨海部における企業間連携による熱エネルギーを含む省エネに向けた取組の推進 ●「川崎港港湾脱炭素化推進計画」に基づく取組 ・川崎臨海部事業者に対する「川崎港CNPグリーン／トランジション・ファイナンス・フレームワーク」の活用促進 ●「地球温暖化対策等推進条例」に基づく取組の運用、環境技術・製品認定・認証制度等の運用 ・条例に基づく計画書・報告書制度の効果的な運用・検証及び伴走支援 ・民生業務部門など事業の特性に応じた大規模排出事業者に対する実証及び支援等の実施 ・川崎CNブランドの運用による環境配慮製品の認定及び普及促進	<2030年度の目指すべき状態・目標等> ・CO₂フリー水素の供給体制、需要量拡大、用途拡大、社会受容性向上等が段階的に進んでいる。 ・廃プラスチックなどのリサイクル対象物の拡大や高付加価値化が進んでいる。 ・臨海部地域で最適なエネルギー需要の在り方・適切なモデル構築が進んでいる。 ・市内企業発信による様々な環境ビジネス・イノベーションが創出されている。 ・市内大企業の域内での取組やグローバルな取組が適切に評価され、自主的に脱炭素化の取組が進められている。 ・市内中小企業が脱炭素化に取り組みやすい環境が整備され、自主的に脱炭素化の取組が進められている。

主なアウトプット

- ・産業部門のエネルギー消費量：2025年度(2023年度実績)125,623TJ⇒2029年度(2027年度実績)98,575TJ
- ・エネルギー転換部門のエネルギー消費量：2025年度(2023年度実績)39,940TJ⇒2029年度(2027年度実績)36,576TJ
- ・カーボンニュートラルコンビナート構想の実現に向けた企業間連携による新規PJ累計創出件数：2025年度8件⇒2029年度12件
- ・川崎CNブランド認定製品等累計件数：2025年度(2024年度実績)：143件⇒2029年度(2028年度実績)173件
- ・脱炭素関連に取り組む市内中小企業の割合：2025年度(2024年度実績)：23.3%⇒2029年度30.0%

・2030年度の産業系の
温室効果ガス排出量を
▲50%削減

第2期実施計画期間の取組

年度	令和8(2026)年 ～ 令和11(2029)年	～2030
PJ2 産業系 (続き) 川崎臨海部の カーボンニュート ラル化・市内産業 のグリーンイノ ベーション推進 PJ 	●中小企業に対する脱炭素経営の促進 ・脱炭素経営支援コンソーシアムの機能強化(金融機関や支援機関等を通じた市内中小企業の脱炭素経営支援、省エネ対策や環境技術の活用等、脱炭素経営に資する事業の創出) ・省エネ診断の強化及び効果的な再エネ・省エネ機器導入支援・一体的運用による脱炭素経営の促進 ●グリーンイノベーション推進に向けた網羅的取組、グリーンファイナンス・投資促進の取組 ・環境規制のワンストップ窓口の機能強化及び活用による事業者の支援の実施 ・各法・条例の特例制度の活用による事業者支援の実施 ・投資促進制度の運用 ・環境関連ビジネス創出やビジネスマッチングの場の提供による支援の実施 ・川崎国際環境技術展等による環境ビジネス創出支援実施 ・ESGファイナンスの活用促進による脱炭素経営等の促進 ・グリーンイノベーション案件創出に向けた企業と連携した取組の推進 ・「産学交流・研究開発施設(AIRBIC)」を拠点としたオープンイノベーションの推進 ・「Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)」を拠点とした民間創業支援事業者等との連携による起業促進の取組の推進 ・かわさき新産業創造センター入居者に対するニーズや成長過程を踏まえた支援の実施	<2030年度の目指すべき状態・目標等> ・ 同上

Column

Column

13

脱炭素経営支援コンソーシアムとは？

「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」は、市内中小企業の脱炭素化を促進するために、川崎市、金融機関、支援機関等、多様な主体が連携して令和5(2023)年9月に設置した組織です。

コンソーシアムでは、参画団体間の連携体制を構築するとともに、脱炭素経営を支援する人材の育成を行い、中小企業の脱炭素化に向けた「知る」「測る」「減らす」の各フェーズに応じ、各参画団体の特性を掛け合わせた総合的な支援を展開しています。

■各種セミナー・勉強会の開催

■中小企業の脱炭素化に向けた取組支援ツールの提供

▲中小企業向けCO₂排出量算定ツールの詳細はココをClick(川崎市HP)

▲中小企業向け脱炭素経営事例集の詳細はココをClick(川崎市HP)



▲コンソーシアム全体会の様子

Column

14

Kawasaki Circular Design Parkとは？

川崎臨海部エリアにおいて、ものづくりの設計段階から循環型の仕組みづくりに挑戦する企業が連携して実施する取組を「Kawasaki Circular Design Park」として推進しています。

－ 2つの機能－

- ① サーキュラーエコノミーのものづくりを「一連の輪」として情報発信
- ② サーキュラーエコノミーの産業創出に繋がるプロジェクトを組成、伴走支援を実施

▲Kawasaki Circular Design Parkの詳細はココをClick(川崎市HP)



PJ3
民生系

市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

脱炭素社会の構築に向けては、国民一人ひとりのアクションが必要不可欠です。本市はこれまで、市民・事業者と連携した普及啓発・環境学習の取組を進めてきましたが、本プロジェクトでは、第1期の取組を踏まえながら、市民・事業者が自然と行動変容に繋がる取組を強化していきます。

令和11(2029)年度 参考目安
【民生系の温ガス削減割合
平成25(2013)年度比】
(現状)
令和5(2023)年度実績：▲14.5%
↓
令和9(2027)年度：▲36.5%

強化ポイント

- ・ 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の見える化の一層強化に向けた脱炭素情報特化型設備の設置に係る取組やモデル地区の横展開
- ・ 太陽光発電設備等設置費補助金に係る効果的かつ効率的な補助メニューへの見直し
- ・ 循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等の推進

No.	概要	連携PJ
<u>取組 1</u>	・ 脱炭素化の取組を集中した脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の見える化を一層強化するため、脱炭素情報特化型設備の設置に向けた取組や、モデル地区の市域における横展開に向けた取組を推進	PJ1 再エネ PJ2 産業系 PJ4 交通系
<u>取組 2</u>	・ 太陽光発電設備の設置が当たり前となる社会の実現に向け、太陽光発電設備の設置に係る義務制度や、設備設置の誘導支援を位置づけた「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」に基づく効果的な取組を推進するとともに、太陽光発電設備等設置費補助金に係る効果的かつ効率的な補助メニューに見直すことで、市民・事業者の再エネ促進・省エネ化に向けた行動変容の取組を強化	連携の視点 PJ1、PJ2、PJ4の各取組と相互に連携することで、再エネ導入の促進を図るとともに、脱炭素情報特化型広報媒体を活用した情報発信を行い、市民・事業者の行動変容を促す
<u>取組 3</u>	・ 「かわさきプラスチック循環プロジェクト」の枠組みを活用し様々な事業者等と連携したプラスチック等の循環の取組実施や、「Kawasaki Circular Design Park」などのプロジェクトと連携した取組の推進、市内の優れた環境産業の取組等を情報発信することでプレゼンスを向上	

第2期実施計画期間の取組

年度	令和8(2026)年 ～ 令和11(2029)年	～2030
PJ3 民生系 市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ 	●脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」における脱炭素情報の見える化に特化した取組の推進 - 脱炭素化の取組を集中した脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の見える化の一層強化に向けた脱炭素情報特化型デジタルサイネージ(電子ペーパー)及び建材一体型太陽光発電システムの設置に係る取組の推進 ●脱炭素モデル地区の市域における横展開に向けた取組 - 民間施設等における2030年度の脱炭素先行地域実現に向けた取組の拡大及び脱炭素モデル地区の市域への横展開に向けた取組の推進 - 環境に配慮した「消費行動」にアプローチした取組による市民・事業者の行動変容に向けた「脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」の展開 ●市民・事業者の再エネ・省エネ化に係る行動変容促進に向けた取組強化 - 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の効果的な運用及び効果検証 - 再生可能エネルギーの普及促進及び地産地消の推進に向けた、太陽光発電設備等設置費補助金に係る効果的かつ効率的な補助メニューへの見直し - ポータルサイト「かわさき太陽光広場」を活用した情報発信の充実 - 市内の太陽光発電設備登録事業者と連携した設備の普及促進 - 次世代型太陽電池の導入促進 ●循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等の推進 - 事業者等と連携した循環経済に向けたプラスチックリサイクル等の実証事業の実施 - 事業者連携の取組に向けたマッチング支援 - 効果的な推進体制の構築に向けた検討	<2030年度の目指すべき状態・目標等> - 脱炭素モデル地区や脱炭素先行地域などの集約地域が定着し、脱炭素化の取組が先行して行われているとともに、他地域への波及が進んでいる。 - CC川崎エコ会議を中心とした推進体制のもと、市民・事業者との連携の取組が一層進められている。 - 市民・事業者の意識が「脱炭素が当たり前」に変化し、環境に配慮した行動変容が実現している。 - 素材・製品の水平リサイクル等の取組が進んでいる
主なアウトプット - 住宅用及び中小規模事業者等への再エネ等導入支援による再エネ設備導入：毎年度 - 脱炭素アクションみぞのくちにおける脱炭素情報特化型デジタルサイネージ(電子ペーパー)及び建材一体型太陽光発電システムの設置：2026年度 - 脱炭素先行地域における民間施設への太陽光発電設備の設置：2026年度		・2030年度の民生系の温室効果ガス排出量を▲45%削減

Column

Column

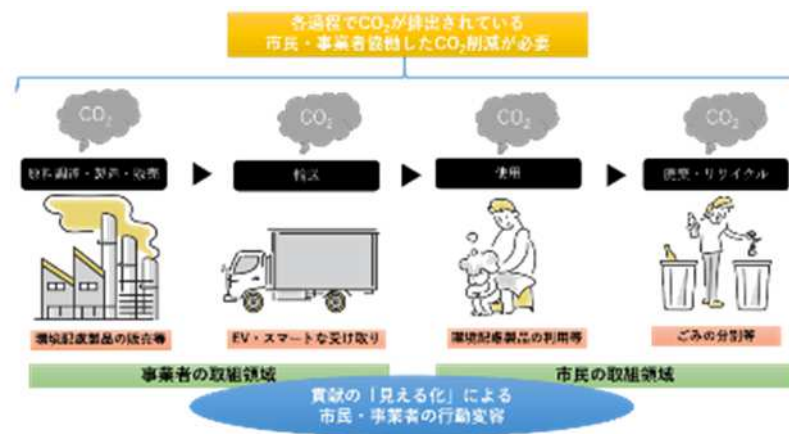
15

脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクトって何だろう？

「Column05」で取り上げた脱炭素アクションみぞのくちの一環として、「脱炭素アクションみぞのくち推進会議」の参加事業者を中心に、製品・サービスを通して、市民生活に関わる事業者と連携し、官民連携による「川崎市脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を発足しました。

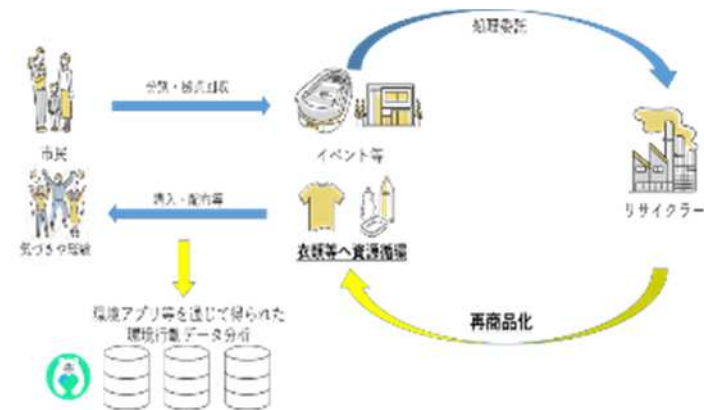
環境に配慮した具体的な「消費行動」によるCO₂削減貢献量について、具体的な根拠に基づく数値(例：デコ活データベース)で示すとともに、その数値や分析結果を用いた情報発信を行い、市民・事業者の行動変容を促進し、市域全体の脱炭素ライフスタイルの普及拡大を目指します。

▲脱炭素ライフスタイル行動変容プロジェクトの詳細はココをClick (川崎市HP)



【令和6(2024)年度事業概要】

製造から廃棄までのCO₂削減貢献量を「見える化」した動画を作成し、推進会議事業者の取組を中心に広報



【令和7(2025)年度事業概要】

スポーツチーム等と連携し、古着回収やごみの分別等環境に配慮した具体的な「消費行動」について、参加者のCO₂削減貢献量を可視化及び情報発信するとともに、参加者に対しアンケート調査を実施

Column

Column

16

次世代型太陽電池って何だろう？

次世代型太陽電池とは、従来の太陽電池に比べて薄く、軽く、曲げられるなどの特徴を持ち、建物壁面等、これまで設置が困難であった場所に導入が可能です。

本市では、次世代型太陽電池の普及に向けて、イベント等を通じた広報に取り組んでいます。

▲太陽光発電に関する広報物の詳細はココをClick(川崎市HP)



▶ イベントで活用した広報物

Column

17

かわさきプラスチック循環プロジェクトって何だろう？

プラスチック資源循環に向けては、市民、事業者、行政のあらゆる主体が積極的に取り組むことが重要であり、本市における更なるプラスチック資源循環を目指すプラットフォームとして、「かわさきプラスチック循環プロジェクト」(愛称：かわプラ)を令和4(2022)年に設立しました。

本プロジェクトでは、市民、事業者、行政が実施しているさまざまなプラスチック資源循環や拠点回収などの取組を連携して推進し、更なるプラスチック資源循環に向けた行動変容を促進するとともに、新たな取組を企画・展開しています。

第1弾プロジェクトとして「ボトルtoボトル」というリサイクルの結果が分かりやすいペットボトルの水平リサイクルの取組を実施し、それから参画事業者を拡大しながら川崎市をフィールドにさまざまなプラスチック循環の取組を実施しています。



▲ロゴマーク



PJ4
交通系

交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ

我々の普段の生活や事業活動と交通は密接に関わっており、移動には必ずエネルギーが発生します。交通分野の脱炭素化に向け、次世代自動車等への転換を図るとともに、行動の最適化によるCO₂削減を図るため、都市機能の集約化を進めます。

令和11(2029)年度 参考目安
【運輸部門の温ガス削減割合
平成25(2013)年度比】

(現状)

令和5(2023)年度実績：▲6.3%



令和9(2027)年度：▲12.3%

強化ポイント

- ・ 太陽光発電設備設置促進と連携した共同住宅向けのEV用充電設備設置促進に向けた取組
- ・ モビリティステーションの形成に向けた実証実験等社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成
- ・ 市役所における乗用自動車以外の車両の脱炭素化に向けた取組の推進

No.	概要	連携PJ
<u>取組 1</u>	・ 太陽光発電設備の設置促進と連携した共同住宅へのEV用充電設備の設置促進や、市公共施設への公共用EV用充電設備の整備を進めるとともに、近隣自治体と連携しながらEV等の次世代自動車の普及促進に向けた環境整備を推進	PJ2 産業系 PJ3 民生系 PJ5 市役所
<u>取組 2</u>	・ 土地利用転換などの機会を捉え、都市機能の集積を図り、駅を中心とした歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、交通結節機能の強化や地域公共交通ネットワークの形成など、公共交通による駅へのアクセス向上に向けた取組を進め、地域公共交通の利用を促進	連携の視点 PJ2、PJ3、PJ5の各取組と相互に連携することで、市域への再エネ普及と併せ、EV用充電設備の設置を促進し、市域の次世代自動車の普及率向上を図る
<u>取組 3</u>	・ 2030年度までに公用乗用車の次世代自動車導入率100%を目指し率先導入を推進 ・ 市役所における乗用自動車以外の車両の脱炭素化に向けた取組を推進	

第2期実施計画期間の取組

年度	令和8(2026)年 ～ 令和11(2029)年	～2030
PJ4 交通系 交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJ 	●EV等次世代自動車の普及促進に向けた環境整備の推進 ・太陽光発電設備の設置促進と連携した共同住宅向けのEV用充電設備の導入補助の実施 ・国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援 ・燃料電池商用車導入促進重点地域である神奈川県と連携した水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ・事業者向け次世代自動車導入促進支援制度の構築 ●歩いて暮らせるまちづくりに向けた拠点整備及び地域公共交通の利用促進 ・都市計画マスタープランに基づく計画的なまちづくりの進行管理・誘導 ・各拠点における都市機能の誘導や交通結節機能の強化の推進 ・自動運転バス(レベル4)の実装など、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・BRT等の導入促進に向けた検討等効率的・効果的な交通ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・路線バスを補完する多様なモビリティの導入を図るとともに、地域特性に応じたモビリティステーションの形成に向けた取組の推進 ●全ての公用乗用自動車への次世代自動車導入及び乗用自動車以外の脱炭素化の推進 ・公用乗用自動車への次世代自動車の導入 ・市公共施設へのEV用充電設備の整備推進 ・市役所における乗用自動車以外の車両の脱炭素化に向けた取組の推進	<2030年度の目指すべき状態・目標等> ・市域で運行する車両について、次世代自動車が普及拡大している。 ・大規模開発の機会等を捉え、都市機能の集約化等を図り、職住が近接した、コンパクトで効率的な、環境に配慮したまちとなっている。 ・土地利用転換などの機会を捉え、都市機能の集積を図り、歩いて暮らせるまちへの転換が図られるとともに、地域公共交通ネットワークの形成や、交通結節機能が強化され、公共交通による駅へのアクセスが向上している。

主なアウトプット

- ・市域の乗用自動車の新車登録における次世代自動車普及率：2024年度 60.5%⇒2029年度 68.0%
- ・地域公共交通の利用者数：2025年度(2023年実績)31.6万人/日⇒2029年度(2028年実績)31.6万人/日以上
- ・共同住宅への電気自動車用充電インフラの導入補助(毎年度)

・運輸部門の2030年度の温室効果ガス排出量を▲19%削減

Column

Column

18

モビリティステーションの形成とは？

モビリティステーションとは、乗換拠点を中心に多様なモビリティサービスが利用でき、地域の賑わいの創出や移動の目的地ともなる身近な生活拠点としての機能を有するものです。

令和7(2025)年度は、川崎区の「KAWASAKIのるーとHUB」と高津区の「MobiSt. 川崎(モビステかわさき)・橘公園」の2か所で実証実験を実施しました。



▲ KAWASAKIのるーとHUB(川崎区)



▲ MobiSt. 川崎・橘公園(高津区)

Column

19

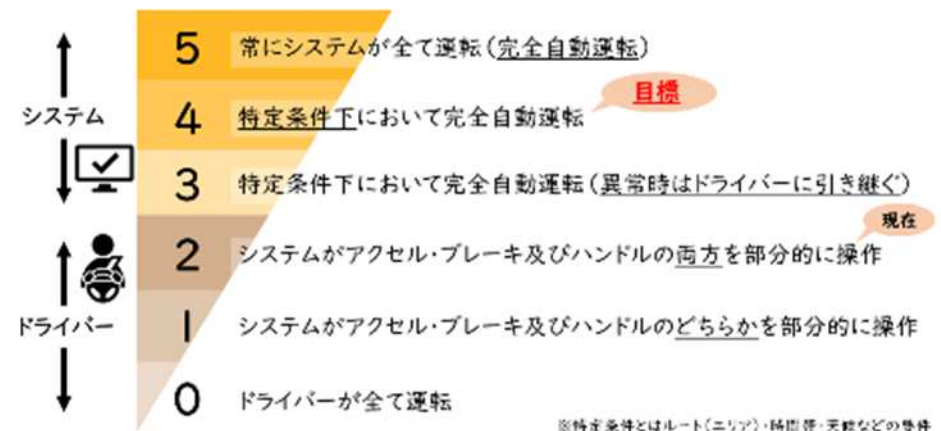
自動運転バス導入に向けて

持続可能な交通環境の形成に向け、令和9(2027)年度の自動運転レベル4実装をめざし、自動運転バスの実証実験を進めています。

実証実験を進める2つのルートのうち、大師橋駅と天空橋駅を結ぶ「羽田連絡線」は、自動運転バスによる都道府県をまたぐ全国初のルートです。



▲市内を走行する自動運転バス



▲自動運転のレベル

PJ5
市役所

市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

川崎市役所(市公共施設)は市内全事業者のうち6番目にCO₂排出量が多く、民生業務部門においては最大のCO₂排出事業者です。

まずは川崎市役所自らが率先して再生可能エネルギーや次世代自動車を導入することで、CO₂排出量の削減に貢献するとともに、市民・事業者の取組の模範として、市域の脱炭素化の取組の拡大を促します。

令和11(2029)年度 参考目安
【市公共施設の温ガス削減割合
平成25(2013)年度比】
(現状)
令和6(2024)年度実績：▲24.6%
↓
令和10(2028)年度：▲45.1%

強化ポイント

- 全ての市公共施設への再エネ100%電力の導入や設置可能な市公共施設の約半数への太陽光発電設備の設置
- 公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化等
- 民間事業者等と連携したCO₂分離回収の実証試験等CCUS技術導入に向けた取組の実施

No.	概要	連携PJ
取組 1	2030年度までに市庁舎や区役所をはじめとする、約1,000施設ある全ての市公共施設に再生可能エネルギー100%電力を導入 2030年度までに設置可能な市公共施設の約半数に太陽光発電設備を設置するとともに、次世代型太陽電池の設置に向けた検討及び取組の推進 - 公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化を推進	PJ1 再エネ PJ2 産業系 PJ3 民生系 PJ4 交通系 連携の視点 PJ1、PJ2、PJ3、PJ4の各取組と連携し、市公共施設等を実証フィールドとして提供するなど、多様な主体との連携を図り、市域への再エネ普及促進を図る
取組 2	2030年度までに公用乗用車の次世代自動車導入率100%を目指し率先導入を推進(再掲) - 市役所における乗用自動車以外の車両の脱炭素化に向けた取組を推進(再掲)	
取組 3	2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」に基づく持続可能な廃棄物処理体制の構築を進めるとともに、民間事業者等と連携したCO₂分離回収の実証試験等CCUS技術導入に向けた取組を実施	

第2期実施計画期間の取組

年度	令和8(2026)年 ～ 令和11(2029)年	～2030
PJ5 市役所 市公共施設の 再エネ100%電 力導入等の公共 施設脱炭素化PJ 	●全ての市公共施設への再エネ100%電力等の導入 ・市公共施設(指定管理施設を含む)への再生可能エネルギー電力・LED導入の推進に向けた取組の拡大 ●設置可能な市公共施設の約半数への太陽光発電設備設置 ・市公共施設への太陽光発電設備の導入調査継続及び設備の導入拡大 ・スクール発電所等の取組を通じた再エネ電力の地産地消の促進 ・次世代型太陽電池の設置に向けた検討及び取組の推進 ●公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化 ・公共建築物等における環境配慮基準に基づくZEB化及び既存公共建築物のZEB化に向けた検討 ●全ての公用乗用自動車への次世代自動車導入及び乗用自動車以外の脱炭素化の推進(再掲) ・公用乗用自動車への次世代自動車の導入 ・市公共施設へのEV用充電設備の整備推進 ・市役所における乗用自動車以外の車両の脱炭素化に向けた取組の推進 ●CN型廃棄物処理体制の構築を目指した取組の推進 ・廃棄物処理施設の中長期的な整備構想に基づく取組の推進 ・グリーンイノベーション基金を活用した民間事業者等との連携によるCO₂分離回収の実証試験の実施及び利活用の検討	<2030年度の目指すべき 状態・目標等> ・2030年度までに、全ての市公共施設の電力を再エネ100%電力に切り替えている。 ・2030年度までに、設置可能な市公共施設の約半数へ太陽光発電設備を設置している。 ・2030年度までに、全ての公用乗用自動車に次世代自動車を導入している。 ・2030年度までに市役所のエネルギー起源CO₂排出量 ▲75%削減(2013比)が達成している。 ・2030年度の市公共施設の温室効果ガス排出量を▲50%削減
主なアウトプット ・市公共施設への再生可能エネルギー電力調達施設割合：2025年度(2024年度実績)25%⇒2029年度 78% ・公共建築物へのLED導入施設割合：2025年度(2024年度実績)56%⇒2029年度 94% ・設置可能な市公共施設の約半数への太陽光発電設備設置：2025年度(2024年度実績)15%⇒2029年度46% ・公用乗用自動車の次世代自動車導入率：2025年度(2024年度実績)61%⇒2029年度 82%		

Column

Column

20

CCUSって何だろう？

CCUSとは、二酸化炭素(CO₂)の回収(Capture)・有効利用(Utilization)・貯留(Storage)の略語で、火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれるCO₂を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品の製造に有効利用する、または地下の安定した地層の中に貯留する技術です。

CCUSは、再エネ等を活用した温室効果ガス排出量削減だけでは脱炭素化が困難な分野(鉄、化学、セメント、石油精製等)においても、有効な技術であり、国や企業、大学等で研究が進められています。

本市では、家庭等から排出されるごみを焼却する浮島処理センターにおいて、企業等と連携して、国内初である「ごみ焼却による排ガスから膜分離法を用いてCO₂を回収する取組」を進めており、カーボンニュートラルの実現を目指し、廃棄物焼却処理施設へのCCUS技術導入に向けた取組を進めています。



▲ CO₂分離回収 実証試験設備

Column

21

公用車への次世代自動車導入

次世代自動車普及促進のため、令和12(2030)年度までに全ての公用乗用自動車を次世代自動車に置き換えることを目指し、車両の導入と充電設備の整備を進めています。令和7(2025)年3月時点で、公用乗用自動車の61%が次世代自動車となっています。

乗用自動車以外の公用車においても、脱炭素化に向けた取組を進めています。市バスでは、令和6(2024)年度に開業以来初となる電気バスを試験導入し、川崎区内で運行しています。



▲ 公用乗用自動車
(電気自動車)



▲ 電気バス

第4章

事務事業



事務事業

2030年度の温室効果ガス削減等の目標達成に向け、基本計画で示す「基本的方向」及び「施策」を踏まえ、本章では、具体的な取組内容を示す事務事業をまとめました。

事業の推進に当たっては、「川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)」を中心に、「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」、「川崎市地球温暖化防止活動推進員」、「川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」と連携しながら取組を進めていくとともに、課題やテーマ、関係者庁内・市民・事業者・大学等に応じて、検討ワーキングや、プロジェクト、コンソーシアム等を取組内容に合わせて設置し、既存の枠組みにとらわれない柔軟な体制で取組を進めていきます。

また、計画の進行管理にあたっては、第5章のとおり、PDCA(Plan Do Check Action)サイクルを基本とした推進管理を行うとともに、条例第7条第8項に基づき、取組状況を年次報告書として取りまとめ、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行います。

8つの方向性	40の施策	155の事務事業
I 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち	7 施策	43事業
II グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち	5 施策	17事業
III 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち	3 施策	4 事業
IV 地球にやさしい交通環境が整備されたまち	4 施策	18事業
V 市役自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち	7 施策	21事業
VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち	3 施策	8 事業
VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち	7 施策	18事業
VIII 多様なみどりと共生するまち	4 施策	26事業

次頁以降の事務事業一覧表における対象マークの説明

PJ : 5大プロジェクトに関連する取組

エコまち : 都市の低炭素化の促進に関する法律第7条に規定される低炭素まちづくり計画に関連する取組

適応 : 気候変動適応法第12条に規定される地域気候変動適応計画に関連する取組

※事務事業の「2026～2029年度の取組内容」については、総合計画との整合を図りつつ、本計画の取組を推進する視点で記載しています。



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

市民・事業者の環境に配慮した消費行動の実践により、環境に配慮した製品・サービスのニーズを劇的に増加させていき、脱炭素化のムーブメントを創出していきます。

そのためには、あらゆる主体が協働して取組に参加し、市民・事業者・行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指していけるよう、市民活動及び事業活動における温室効果ガス排出量の削減の取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会環境の急激な変化を捉え、グリーン・リカバリーの視点も踏まえながら、市民・事業者の行動変容・意識改革に繋がる取組を次々と進めていきます。

また、拠点駅周辺への都市機能の集約等により、コンパクトで効率的な、環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、国産木材を利用した木造・木質化の促進など、市民・事業者の生活やまちづくりの観点での温室効果ガス削減の取組を進めます。



基本的方向 I

市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.1(Ⅰ-ア)ライフスタイルの変革に向けた行動変容・デジタル化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
001	脱炭素戦略推進事業	脱炭素化に資する取組を集中した脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」を起点として脱炭素ムーブメントの創出及び市域拡大を図ります。	●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ・脱炭素情報特化型設備の設置に向けた取組の推進 ・脱炭素モデル地区の市域における横展開に向けた取組の推進 ・「脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を通じた行動変容の促進 ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ・川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)のネットワークを活用した協働の取組の推進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進	PJ3	●	
002	シティプロモーション推進事業	市民・事業者・行政の脱炭素化の取組が、都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に繋がるよう様々な広報媒体を効果的に活用しプロモーションを推進します。また、市民や企業の脱炭素化への行動変容を促すため、時節や状況、ターゲットに応じた各種広報媒体の効果的な活用やメディアアプローチなどによる戦略的な情報発信を重点的に行います。	●時期や状況に応じた各種メディアの効果的な活用による戦略的な情報発信 ・配信サービスやファクトブック等によるメディア向け情報発信 ●ブランドメッセージの展開等を通じた、市民のシビックプライドの醸成及び対外的な都市イメージの向上 ・ブランドメッセージの活用や民間事業者、インフルエンサー等との連携による魅力発信			
003	再エネ導入等促進事業	市民に対する再エネ・省エネ普及に係る行動変容促進に向けた取組を推進します。	●市民向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ・「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の効果的な運用 ・ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ・「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施	PJ3	●	



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.1(Ⅰ-ア)ライフスタイルの変革に向けた行動変容・デジタル化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
004	事業者脱炭素化支援事業	事業者に対する再エネ・省エネ普及に係る行動変容促進に向けた取組を推進します。	●事業者向けの脱炭素経営促進に向けた取組の推進 ・事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアム機能の強化 ・中小規模事業者等の再エネ・省エネ機器導入支援の実施	PJ3	●	
005	環境教育推進事業	情報発信のデジタル化、市民・事業者を巻き込んだ全員参加型の取組、ナッジを活用した普及啓発など、若者の意見を取り入れながら、様々な手段を通じて個人の行動変容と社会の変革を促します。	●「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進 ●学校等と連携した環境教育・学習の推進 ・GIGA端末で閲覧できる環境副読本等による環境教育の推進 ・幼児環境教育プログラムによる環境教育の実施 ●成長過程に応じた環境教育・学習の推進			
006	デジタル化推進事業	行政手続のオンライン化を進めることで、ペーパーレスや移動の削減等を通じて社会全体のエネルギー効率化にも寄与しながら、市民利便性の向上を図る取組を推進します。	●課題のある手続のオンライン化の検討やオンライン申請の認知度、UI/UXの向上 - 引越し手続の一括化サービスの利用促進 ・事業者向け手続のオンライン化に向けた取組の推進			
007	SDGs施策推進事業	SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、SDGsの達成に向けた取組を支援します。	●SDGsの達成に向けた取組の支援 ・SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」及び「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用 ・かわさきSDGsポータルサイトの運用 ・かわさきSDGs大賞の開催			



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.2(Ⅰ-Ⅰ) 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
008	都市計画推進事業	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、「立地適正化計画」に基づき、持続可能かつ安全・安心なまちづくりを推進します。	●「都市計画マスタープラン」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・進行管理、誘導 ・都市計画マスタープランの改定 ●「立地適正化計画」に基づく持続可能かつ安全・安心なまちづくりの推進 ・取組の推進、制度の普及啓発 ・立地適正化計画の見直しの検討	PJ4	●	
009	環境影響評価事業	大規模な開発などの事業において、事業実施前に事業者の環境配慮を総合的に推進し、その事業計画が地球温暖化対策や気候変動適応等に配慮されたものとなるよう、市民や環境影響評価審議会の意見を踏まえながら事業者に対して環境配慮を促すなど、環境影響評価制度を推進します。 また、市の実施する事業においては、事前の環境配慮を的確に行うために、環境調査制度を適正に推進します。	●環境影響評価手続の的確な実施 ・事業者への必要な指導・助言等の実施 ・環境影響評価審議会の運営 ・地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●環境調査手続の的確な実施		●	
010	川崎駅周辺総合整備事業	京急川崎駅周辺地区ではアリーナシティ・プロジェクトを核として、市街地再開発事業や河川敷活用等、川崎の新たなシンボルとなるまちづくりに取り組みます。 また、多様な都市機能集積や都市基盤整備、公共空間の利活用とこれを支えるまちづくりの担い手育成・連携等に取り組みます。	●アリーナシティ・プロジェクトを核とした京急川崎駅周辺地区における市街地再開発事業や河川敷活用、川崎の新たなシンボルとなるまちづくりの推進 ●多様な都市機能集積や都市基盤整備、公共空間の利活用とこれを支えるまちづくりの担い手育成・連携等の取組推進 ・アリーナシティ・プロジェクトの工事着手 ・多摩川アプローチデッキの完成	PJ4	●	
011	都市計画推進事業	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進します。	●都市計画決定及び変更などの計画的なまちづくりの推進 ・地域地区や地区計画の決定及び変更等によるまちづくり誘導 ・都市機能の導入や都市環境・都市防災等に配慮した優良な開発計画誘導のための取組		●	



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.2(Ⅰ-Ⅰ) 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	IC まち	適応
012	小杉駅周辺地区整備事業	小杉駅北口駅前地区などの民間開発の機会を捉え、商業・業務・文化交流・福祉など多様な都市機能を誘導し、駅を中心に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、官民連携による持続可能な魅力にあふれる広域拠点の形成を推進します。	●小杉駅北口駅前地区に関する取組の推進 ・日医大開発計画C地区の工事完成 ・小杉町1丁目地区開発計画の工事完成		●	
013	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業	新百合ヶ丘駅北側地区における民間開発の機会を捉えた、低未利用の土地や公共用地との連携の検討などにより、賑わいや魅力を創出する都市機能誘導や交通結節機能の強化を図るとともに、豊かな自然や地域資源を活かしながら、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。	●新百合ヶ丘駅北側公共施設の基本計画の策定		●	
014	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業	幸区の核となる利便性の高い拠点形成に向けて、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図るため、大規模な土地利用転換を契機とした土地利用誘導等の取組を推進します。	●新川崎・鹿島田周辺地区における大規模土地利用転換を契機とした土地利用誘導等の取組の推進		●	
015	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	駅前広場の再整備による交通結節機能の再編を図るとともに、官民連携により、商業、業務、公共など多様な都市機能の集積を図ることによって、災害に強く、多様なライフスタイルに対応したまちづくりを推進します。	●鷺沼駅前地区市街地再開発事業における駅前街区の建築工事着手	PJ4	●	



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.2(Ⅰ-イ) 開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
016	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	登戸駅、向ヶ丘遊園駅両駅を中心とした賑わいの核や、賑わい交流軸、生田緑地等につながる自然・文化観光軸の形成に向けて、駅前空間の再編や公共空間の有効活用等、地域の多様な主体が連携した持続可能なまちづくりを推進します。	●登戸駅、向ヶ丘遊園駅を中心とした持続可能なまちづくりの推進 ・賑わいの核や、賑い交流軸、生田緑地等につながる自然・文化・観光軸の形成に向けた駅前空間の再編や公共空間の有効活用等 ・登戸駅前地区市街地再開発事業の工事完成 ・向ヶ丘遊園駅南側まちづくり方針の策定	PJ4	●	
017	柿生駅周辺地区再開発等事業	都市機能の集積と交通結節機能の強化、駅周辺の歩行者等の安全性確保により、駅を中心に多様なライフスタイルを支え、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、民間活力を活かした市街地再開発事業等の取組を進めます。	●市街地再開発事業等の取組推進		●	
018	南武線沿線まちづくり推進事業	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進します。	●南武線沿線まちづくりの推進 ・地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりの推進		●	
019	防災市街地整備促進事業	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進します。	●不燃重点化対策地区における不燃化の推進 ・住宅不燃化推進事業の補助実施 ●小田周辺戦略エリアにおける地域活性化等に向けた取組の推進 ・小田栄駅前交差点一部暫定整備の実施 ・南部防災センター跡地周辺利活用計画の策定		●	
020	建築宅地指導審査業務	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法、建築物省エネ法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。	●「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用 ●建築物省エネ法に基づく審査等業務の円滑かつ的確な実施 ●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用		●	



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.3(Ⅰ-ウ)民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
021	都市計画推進事業	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、「立地適正化計画」に基づき、持続可能かつ安全・安心なまちづくりを推進します。【事業No.008再掲】	●「都市計画マスタープラン」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・進行管理、誘導 ・都市計画マスタープランの改定 ●「立地適正化計画」に基づく持続可能かつ安全・安心なまちづくりの推進 ・取組の推進、制度の普及啓発 ・立地適正化計画の見直しの検討	PJ4	●	
022	脱炭素戦略推進事業	地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、事業者等と連携し、断熱など住宅の省エネ化に向けた普及啓発を図ります。	●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進			
023	再エネ導入等促進事業	民生(家庭)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化が図られるよう、市民への取組支援や普及啓発活動などを行います。	●市民向けの再生可能エネルギー導入・省エネ促進に向けた取組の推進 ・「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の効果的な運用 ・ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ・「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実			
024	事業者脱炭素化支援事業	民生(業務)部門における建築物等に対し、再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー化が図られるよう、事業者への取組支援や普及啓発活動などを行います。	●市内中小企業の脱炭素経営の促進に向けた取組の推進 ・事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用・検証 ・民生業務部門など、事業特性に応じた大規模排出事業者に対する実証及び支援等の実施 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアム機能の強化 ・中小規模事業者等の省エネ診断の強化 ・中小規模事業者等の再エネ・省エネ機器導入支援の実施			



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.3(Ⅰ-ウ)民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イ まち	適応
025	建築宅地指導 審査業務	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法、建築物省エネ法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。【事業No.020再掲】	●「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用 ●建築物省エネ法に基づく審査等業務の円滑かつ的確な実施 ●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用		●	
026	住宅政策調査 事業	住宅・住環境に関わる総合的な方針を定める「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上等を行うための施策立案や調査等を実施するとともに、脱炭素化の進展をはじめとした社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。	●住宅基本計画をはじめとした住まいに係る計画の策定や住宅政策の立案・制度設計等に関する取組の推進 ・住宅基本計画の改定 ・市営住宅等ストック総合活用計画の改定		●	
027	高経年住宅等 維持・再生事業	民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	●高経年マンションの管理適正化や再生促進、空き家の予防・利活用等の推進 ・マンション管理組合登録・支援制度の登録 ・住まいに関する講習会等の開催		●	



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.4(Ⅰ-エ)中小企業支援の取組推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
028	事業者脱炭素化支援事業	中小企業を対象に省エネ診断や省エネ・再エネ設備導入補助など事業者支援を推進するとともに、更なる支援強化の検討を進めます。	●事業者向けの脱炭素経営促進に向けた取組の推進 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアム機能の強化 ・中小規模事業者等の再エネ・省エネ機器導入支援の実施	PJ2		



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.5(Ⅰ-オ)グリーンファイナンス・投資促進の取組推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
029	事業者脱炭素化支援事業	川崎市が脱炭素化の取組を推進する中で、グリーンボンド等を発行し、ESG投資を活性化させることで、幅広いステークホルダーを巻き込み、脱炭素社会の実現に貢献します。 金融機関と企業の対話のツールを作成するなど、金融機関と連携した脱炭素化の取組を推進します。	●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進 ・金融機関と連携した脱炭素化の取組の推進 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアム機能の強化 ●グリーンボンド等の発行	PJ2	●	
030	サステナビリティ関連事業者支援事業	ESG投融資の普及により中小企業の脱炭素経営等を促進します。	●市内中小企業の脱炭素化の支援 ・ESGファイナンスの普及や伴走支援による脱炭素経営等の促進	PJ2		
031	臨海部産業競争力強化推進事業	臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的とした川崎臨海部投資促進制度については、温室効果ガスの排出量削減に寄与する設備投資であることを要件の1つとしており、排出量の多い臨海部において、事業所の高度化・高機能化を通じて、温室効果ガスの排出削減を推進します。	●新たな土地利用や設備更新・投資等による企業の競争力強化の促進 ・川崎臨海部産業競争力強化促進補助金制度の運用 ・川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度の運用			



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.6(Ⅰ-力)環境学習・普及啓発の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
032	環境教育推進事業	脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、教育機関と連携した環境学習の取組や、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。	●「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進 ●学校等と連携した環境教育・学習の推進 ・GIGA端末で閲覧できる環境副読本等による環境教育の推進 ・幼児環境教育プログラムによる環境教育の実施 ●成長過程に応じた環境教育・学習の推進			
033	脱炭素戦略推進事業	地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員と連携し、市民創発による一人ひとりの脱炭素行動や気候変動への適応が促されるような取組を推進します。	●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちを活用した行動変容の促進 ・脱炭素情報特化型設備の設置に向けた取組の推進 ・脱炭素モデル地区の市域における横展開に向けた取組の推進 ・「脱炭素ライフスタイル行動変容促進プロジェクト」を通じた行動変容の促進 ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ・事業者や関係団体と連携した学校への環境教育の展開 ●川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)のネットワークを活用した協働の取組の推進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施	PJ3	●	
034	生物多様性推進事業	生物多様性基本法に基づく地域戦略である「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や、地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ・生き物生息生育調査の実施 ●生物多様性の保全に関する普及啓発の実施 ・スマホアプリ等を用いた身近な生き物探しの実施 ・ホームページやイベント等様々な媒体を活用した情報発信			
035	環境功労者表彰事業	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	●環境功労者の表彰			



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.6(Ⅰ-力)環境学習・普及啓発の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
036	環境総合研究所協働推進事業	研究所の研究成果を市民や事業者等に広く情報発信し、環境配慮意識の向上等につなげます。 また、様々な主体との連携による普及啓発や、研究所の立地を活かした企業等との連携に取り組みます。	●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進			
037	さいわい脱炭素推進事業(幸区)	子ども向けイベントへの出展や環境啓発パネルの活用など、多様な年齢に即した意識啓発活動を推進します。	●子ども向け環境啓発イベントの実施 ・「科学とあそぶ幸せな一日」における環境啓発の実施			
038	環境まちづくり支援事業(中原区)	SDGsを踏まえながら、学校・企業・地域等と連携した啓発事業などを実施し、地球温暖化防止に係る地域活動の普及・啓発を行います。	●区内の地球温暖化防止に係る活動の普及・啓発の推進 ・地球温暖化対策を切り口としたSDGs推進イベントの実施 ・区内企業、市民団体や小学校と連携した「子ども環境事業」の実施			
039	「エコシティたかつ」推進事業(高津区)	区内の多様な主体による取組を環境視点から捉え直して連携していく「エコシティたかつ」の再構築を通じて自然を増やしていくことで、自然災害リスクを低減する緩和策や気候変動適応策に対する区民の理解にも繋げ、行動変容を促していきます。	●気候変動「適応策」を中心とした環境意識の啓発、理解促進 ・区主催イベント等の機会を活用した気候変動適応策の普及啓発等の実施 ●区内小学校等を対象とした環境学習支援の実施 ・ビオトープを活用した環境学習の支援 ●市民協働による生物多様性・保水力の向上を図る実践的取組の推進 ・「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施 ●環境配慮型ライフスタイルへの行動変容の実現に向けた「脱炭素アクション」の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちプロジェクト創出部会の開催 ・脱炭素アクションみぞのくちに関するプロジェクトの実施・推進	PJ3		



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.6(Ⅰ-力)環境学習・普及啓発の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
040	多摩区エコロジールライフ事業(多摩区)	区民が家庭で取り組める地球温暖化対策を、区民との協働により推進します。	●区民との協働による温暖化対策の取組推進 ・庁舎壁面の緑化、ゴーヤの種子の配布など「緑のカーテン大作戦」の実施 ・子どもたちの環境学習を目的とした「夏休み！多摩区エコフェスタ」の開催 ・市民団体と協働した使用済みてんぷら油の回収などによる3Rの普及啓発の実施			
041	多摩川環境啓発展示事業(多摩区)	多摩川に生息する淡水魚等を多摩区総合庁舎1階アトリウムで飼育展示し、多摩区への愛着を含め、環境意識の啓発を図ります。	●季節に応じた魚類の展示及びパネルの掲出による環境啓発 ●水槽の維持管理			
042	麻生区SDGs推進事業(麻生区)	団体や企業、大学等と連携し、麻生区全体でのSDGsゴール達成に向けて、ローカルSDGsプラットフォームによる取組を推進します。持続可能なまちづくりをめざすとともに、脱炭素社会の実現に向けて、自然エネルギーを中心とした出前授業、講演会など地球温暖化防止等に関する普及啓発を推進します。	●SDGs推進に向けた取組の実施 ・新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアムとのSDGsに関するイベント等協働事業の検討・実施 ・活動団体等への支援など持続可能なまちづくりへの取組 ・団体や企業、大学等と連携した講演会や交流会の開催 ●地球環境保全に関する普及啓発の推進 ・市民活動団体等による各種イベント等の開催(区内小学校・保育園への出前授業等)			



基本的方向Ⅰ 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

施策NO.7(Ⅰ-キ)国産木材の利用促進

事業 No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	IC まち	適応
043	木材利用促進 事業	脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に資する国産木材の利用促進を図ります。	●公共建築物における木材の利用促進に関する取組の推進 ・公共建築物等木材利用促進方針に基づく取組の推進、方針の見直し ・公共施設木質化リノベーションの実施 ●木材利用促進フォーラム等を活用した民間建築物等の国産木材利用促進 ・フォーラム活性化に向けた取組の構築 ・木材利用促進事業補助制度の実施、制度の検証 ●林産地をはじめとした他都市と連携した取組の実施		●	



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

川崎には、公害克服に向けて取り組む過程で培われた環境技術、環境産業が集積しており、革新的技術の開発・普及に向けた取組を推進してきた経験があるとともに、臨海部を中心とした大規模なエネルギー供給拠点や、多くの研究開発機関が立地しています。また、市民、事業者等、主体間の連携のプラットフォームの歴史もあります。

こうした特徴と強みを最大限に活かし、川崎から生まれる環境技術を活かした製品・サービスや、再エネ・水素・アンモニア、CCUS/カーボンリサイクルなど様々な脱炭素技術による多様なカーボンフリーエネルギーを市域内外に供給していくとともに、世界的な脱炭素化の潮流を捉え、国内外の革新技术の利用も図りながら、日本で最も脱炭素化に貢献している都市を目指します。



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

施策NO.8(Ⅱ-ア)臨海部エリアのカーボンニュートラルに向けた取組推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イコまち	適応
044	カーボンニュートラルコンビナート推進事業	水素社会の実現に向けた取組を発展させるとともに、廃プラスチック等の炭素資源の循環拡大に向けた取組や、立地企業間の連携によるエネルギー等の地域最適化に向けた取組など、臨海部のカーボンニュートラル化を図りながら産業競争力を強化する取組を推進します。	●カーボンニュートラルコンビナート構想の実現に向けた企業間連携によるプロジェクトの実施 ●水素社会の実現に向けた取組の推進 ・液化水素サプライチェーン商用化実証における扇島での実証試験の実施 ●廃プラスチック等の炭素資源の循環拡大に向けた取組推進 ●立地企業間の連携によるエネルギー等の地域最適化に向けた取組推進	PJ2	●	
045	川崎港カーボンニュートラル化推進事業	川崎港のカーボンニュートラル化に向け、港湾管理者としてCO ₂ 排出量の削減に率先して取り組むとともに、利用者や立地企業とも連携し、船社や荷主には選ばれ続ける港づくりを推進します。	●川崎港のカーボンニュートラル化の推進 ・港湾管理者としてのカーボンニュートラル化の推進 ・川崎臨海部事業者のカーボンニュートラル化に向けた取組の促進			
046	港湾経営事業	港湾施設の利用状況等に合わせた港湾計画変更に関する調整を行います。	●港湾施設の利用状況等に合わせた港湾計画変更に関する調整			
047	大規模土地利用転換推進事業	南渡田地区における革新的なマテリアルを生み出す新産業拠点の形成や扇島地区における陸海空の結節点としてのポテンシャルを活かした新しい価値・技術の創造につながる土地利用などを進め、脱炭素化の進展や産業構造の変化を見据えた社会課題の解決や、臨海部全体の発展を牽引する機能転換を図ります。	●南渡田地区における産業競争力強化をけん引する「マテリアルから世界を変える産業拠点」の形成に向けた取組の推進 ・南渡田北地区北側の一部供用開始 ・南渡田次期地区の事業着手 ●扇島地区等における水素等のカーボンニュートラルエネルギーの受入・供給、高度物流・港湾物流の拠点形成など、社会課題の解決等に資する土地利用転換の取組の推進 ・扇島地区先導エリアの一部土地利用開始 ・扇島アクセス道路の一部供用開始	PJ2		



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

施策NO.9(Ⅱ-イ)改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進区域の指定の検討

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イコまち	適応
048	脱炭素戦略推進事業	地球温暖化対策推進法等に基づき、地域脱炭素化促進事業の実施について検討します。	●「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進事業の検討 ・国への制度改善要望 ・他都市の実施状況等調査研究		●	

施策NO.10(Ⅱ-ウ)事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イコまち	適応
049	事業者脱炭素化支援事業	「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、温室効果ガス排出量削減の加速化を促すため、事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の効果的な運用及び伴走支援を実施するとともに、評価や支援制度の検証を行います。	●「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく取組の運用 ・計画書・報告書制度の運用及び検証 ・民生業務部門など、事業特性に応じた大規模排出事業者に対する実証及び支援等の実施 ・中小規模事業者等の省エネ診断の強化	PJ2	●	



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

施策NO.11(Ⅱ-エ)グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
050	事業者脱炭素化支援事業	環境技術先進企業等が行う実証事業等の取組を促進するため、環境規制に係る相談窓口体制の整備や環境関連法の特例制度の活用などによる、イノベーションに取り組みやすい環境の構築を目指します。 脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施 ・ワンストップ窓口の構築及び活用による事業者支援の実施 ●各法・条例の特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施 ・特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ●事業者向けの脱炭素経営促進に向けた取組の推進 ・事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアム機能の強化 ・中小規模事業者等の再エネ・省エネ機器導入支援の実施	PJ2		
051	サステナビリティ関連事業者支援事業	脱炭素社会の実現と持続可能な経済成長の両立を目指し、引き続きビジネスを重視した川崎国際環境技術展の開催等によるマッチングを促進し、川崎国際環境技術展を軸とした新製品・サービスを生み出すための支援を実施します。	●環境関連ビジネスの創出やビジネスマッチングに向けた場の提供 ・市内企業の多様化するニーズに対応した国際環境技術展の実施 ・国際環境技術展を軸とした環境ビジネスの創出支援の実施	PJ2		
052	新川崎・創造のもり推進事業	「新川崎・創造のもり」地区への更なる先端産業の集積と、地区内及び周辺の企業・慶應義塾大学新川崎(K ²)タウンキャンパスとの交流や連携の強化を図るため、産学交流・研究開発施設(AIRBIC)を含め、KBIC入居ベンチャー企業等と市内企業等とのオープンイノベーションを促進します。	●KBIC等の拠点運営と新川崎・創造のもりの機能更新及び新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの推進 ・新川崎・創造のもりにおける立地誘導・投資促進とイノベーション拠点整備に向けた取組の推進 ・新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携の推進	PJ2		
053	スタートアップ支援事業	環境分野等の先進的な技術を有するベンチャー企業等に対し、起業家支援のワンストップ拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)」等における支援メニューを活用しながら、成長支援を実施します。	●新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と連携した起業家支援拠点 Kawasaki-NEDO Innovation Center(K-NIC)を軸とした、アクセラレーションプログラムやディープテックスタートアップへの支援の実施 ・スタートアップへの支援の実施 ・市内金融機関等と連携した創業支援 ・起業家オーディション等の開催	PJ2		



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

施策NO.11(Ⅱ-エ)グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
054	事業者脱炭素化支援事業	ライフサイクル全体でCO ₂ を削減し、カーボンニュートラルの実現に向け、市民・事業者をはじめとした社会全体への波及効果がある川崎発の製品・技術を認定する「川崎CNブランド」、市域外でのCO ₂ 削減量を適切に評価する「川崎メカニズム認証制度」により、市内事業者の優れた環境技術を認定・認証し、環境に配慮した製品・サービスの開発と浸透を促進するとともに、脱炭素化の時流に合わせた見直しを図り効果的に取組を進めます。	●優れた環境技術・製品等を認定・認証する制度等の運用 ・「川崎CNブランド」や「川崎メカニズム認証制度」の運用及び検証	PJ2	●	
055	国際連携環境研究事業	地球環境戦略研究機関(IGES)、国際協力機関(JICA)等の国際機関と連携し、①海外都市の優良事例を収集・活用し、地域社会へ還元する取組、②川崎市の優れた環境技術を活用した国際貢献の取組として環境課題解決に向けた知見提供、現地職員の能力開発や制度構築支援等を推進します。	●国際機関等との連携(視察・研修受入の対応、フォーラム等の開催検討) ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流(技術研修及び行政研修) ●環境技術情報の収集・発信 ●二国間クレジット制度(JCM)やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ●海外都市の優良事例の収集・活用に係る取組の実施			
056	環境調和型産業振興事業	環境関連産業の活性化に繋がる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。 新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援により、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。	●エコタウン事業や臨海部エリアのサーキュラーエコノミー(CE)、カーボンニュートラル(CN)等に関する一体的な情報発信 ●「新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援		●	
057	都市環境研究事業	川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善を目指した共同研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催・川崎国際環境技術展への出展)			



基本的方向Ⅱ グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

施策NO.12(Ⅱ-オ)グリーンファイナンス・投資促進の取組推進(再掲)

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イコまち	適応
058	事業者脱炭素化支援事業	川崎市が脱炭素化の取組を推進する中で、グリーンボンド等を発行し、ESG投資を活性化させることで、幅広いステークホルダーを巻き込み、脱炭素社会の実現に貢献します。 金融機関と企業の対話のツールを作成するなど、金融機関と連携した脱炭素化の取組を推進します。【事業No.029再掲】	●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進 ・金融機関と連携した脱炭素化の取組の推進 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアム機能の強化 ●グリーンボンド等の発行	PJ2	●	
059	サステナビリティ関連事業者支援事業	ESG投融資の普及により中小企業の脱炭素経営等を促進します。【事業No.030再掲】	●市内中小企業の脱炭素化の支援 ・ESGファイナンスの普及や伴走支援による脱炭素経営等の促進	PJ2		
060	臨海部産業競争力強化推進事業	臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的とした川崎臨海部投資促進制度については、温室効果ガスの排出量削減に寄与する設備投資であることを要件の1つとしており、排出量の多い臨海部において、事業所の高度化・高機能化を通じて、温室効果ガスの排出削減を推進します。【事業No.031再掲】	●新たな土地利用や設備更新・投資等による企業の競争力強化の促進 ・川崎臨海部産業競争力強化促進補助金制度の運用 ・川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度の運用			



基本的方向Ⅲ 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

市域の限られた再生可能エネルギーを可能な限り普及拡大するため、廃棄物発電の更なる有効活用による地域エネルギー事業スキームの構築など新たな取組を進めるとともに、DRやVPPの構築によるエネルギーの最適利用化や、マイクログリッドの構築によるレジリエンス強化にも取り組み、効率的かつ安全なグリーン電力の普及促進を図ります。

また、建築物のエネルギー性能の向上をはじめ、ZEH、ZEB等のゼロエネルギー建築物の普及を進めます。



基本的方向Ⅲ 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

施策NO.13(Ⅲ-ア)脱炭素先行地域づくりの取組推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
061	再エネ導入等促進事業	脱炭素アクションみぞのくち推進会議など多様な主体と連携し、再エネ普及・地産地消に向けた様々なプロジェクトを組成するなど、国に選定された「脱炭素先行地域」(民間施設群・市公共施設群)について、2030年度までに実現を目指します。	●脱炭素先行地域づくりに向けた取組の推進 ・「脱炭素先行地域」における「脱炭素アクションみぞのくち推進会議」など多様な主体と連携した再エネ普及・地産地消に向けたプロジェクトの組成	PJ3		

施策NO.14(Ⅲ-イ)再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギーマネジメントなどスマートエネルギーの取組推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
062	再エネ導入等促進事業	地域エネルギー会社「川崎未来エナジー(株)」など、エネルギー関連技術を有する市内の民間事業者等の多様な主体と連携して、地域エネルギープラットフォームを通じ、地域の再エネの有効活用を推進するとともに、スマートエネルギーの促進を図ります。	●地域エネルギー会社等の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組の推進 ・地域エネルギー会社等の活用による市公共施設や民間施設への市域の再エネ普及拡大に向けた取組の推進 ●地域エネルギープラットフォームを活用したエネルギーマネジメント等に係る様々なプロジェクトの組成	PJ1		



基本的方向Ⅲ 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

施策NO.15(Ⅲ-ウ)市域の再生可能エネルギー普及促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
063	再エネ導入等促進事業	市民を対象とした再生可能エネルギー設備の導入や、建築物のZEH化、気候変動適応に資するレジリエンス対応の蓄電池導入などへの支援や行動変容に繋がる取組など、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進します。	●市民向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ・「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」の効果的な運用 ・ポータルサイト「かわさき太陽光広場」による情報発信の充実 ・「太陽光発電設備普及事業者登録制度」を通じた再エネ設備等設置の促進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施 ●次世代型太陽電池の導入促進 ●エネルギー利用最適化に向けた普及啓発の充実	PJ3		
064	事業者脱炭素化支援事業	事業者を対象とした再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー化に資する設備、気候変動適応に資するレジリエンス対応の蓄電池導入などへの補助や行動変容に繋がる取組など、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進します。 また、再生可能エネルギー電力の購入希望者を募り、一定量の需要をまとめることで再生可能エネルギー電力の購入を促す、事業者向け再生可能エネルギー電力の共同購入支援事業の近隣都市との連携や、再エネ100宣言RE Actionアンバサダーとして、活動のPRを通じてRE Actionへの参加推奨を行い、再エネ導入の取組を推進します。	●事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ・事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用 ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度の運用 ・脱炭素経営支援コンソーシアムの運営 ・中小規模事業者等の再エネ・省エネ機器導入支援の実施 ●他都市等と連携した事業者向け再生可能エネルギー電力の共同購入支援事業の促進	PJ3		



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

交通の低炭素化の推進、公共交通機関の利用促進及び自家用車からの転換促進を図ることで、環境負荷の低減を目指します。また、シェアリングサービスや次世代自動車等の普及促進、身近な自転車の活用推進などにより、地球にやさしい交通環境の整備を目指します。



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策NO.16(Ⅳ-ア)交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
065	都市計画推進事業	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、「立地適正化計画」に基づき、持続可能かつ安全・安心なまちづくりを推進します。【事業No.008再掲】	●「都市計画マスタープラン」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・進行管理、誘導 ・都市計画マスタープランの改定 ●「立地適正化計画」に基づく持続可能かつ安全・安心なまちづくりの推進 ・取組の推進、制度の普及啓発 ・立地適正化計画の見直しの検討	PJ4	●	
066	次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会の実現に向け、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進します。 また、シェアリングサービスなど環境負荷の少ない行動の実践を促します。	●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ・次世代自動車の普及促進に向けた取組の実施 ・市公共施設への公共用EV用充電設備の整備 ・太陽光発電設備の設置促進と連携した共同住宅向けEV用充電設備の導入支援 ・国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援 ●公用乗用自動車への次世代自動車導入の推進	PJ4		
067	自転車活用推進事業	安全・快適に利用できる移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進に加え、環境負荷の低減等にも寄与する身近な自転車の活用の取組を推進します。	●自転車の活用に向けた取組 ・シェアサイクルなど自転車の普及促進に向けた取組の推進 ・シェアサイクル事業の新たな協定締結		●	
068	コミュニティ交通推進事業	路線バスを補完するコミュニティ交通の導入に向け、多様な主体と連携しながら、新技術等も活用した運行手法の導入を図るとともに、路線バスと多様なモビリティサービスが利用でき、地域の賑わい創出にも寄与する「身近な生活拠点」となるモビリティステーション(モビステ)の形成を推進します。	●地域主体及び民間事業者等と連携したコミュニティ交通の実証や本格運行への支援 ●モビステの形成に向けた実証実験	PJ4	●	



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策NO.16(Ⅳ-ア)交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
069	渋滞対策事業	自動車から排出される温室効果ガスの削減や燃費の向上を図るため、渋滞緩和に向けた取組を推進します。	●幹線道路の交差点における渋滞緩和に向けた取組の推進 ・交差点改良など、局所的・即効的な渋滞対策の実施		●	
070	大気・水質発生源対策事業	自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。	●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ・低公害車導入補助制度の運用 ●事業者の行動変容に向けた普及啓発の実施 ・環境配慮行動メニューなどの周知 ●ディーゼル車運行規制に基づく車両検査等の実施 ●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ・エコ運搬制度の運用 ●関係自治体と連携した普及啓発の実施		●	
071	臨海部基盤整備推進事業	地域環境の向上を図る憩い・交流空間等の整備や、恵まれた立地ポテンシャルを活かした新たな土地利用に向けた取組、臨海部の持続的な発展を支えるための交通ネットワークの形成、道路機能強化に向けた取組などを推進します。	●交通ネットワーク形成に向けた取組 ・基幹的交通軸(BRT等)の機能強化	PJ4	●	
072	鉄道計画関連事業	市内の鉄道網の形成に向け、鉄道事業者等と連携した横浜市高速鉄道3号線の延伸などとともに、混雑緩和に向けオフピーク通勤などの取組を推進します。	●市内の鉄道網の形成に向けた取組の推進 ・横浜市高速鉄道3号線の延伸の鉄道事業許可に関する協議・調整 ・神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等における鉄道事業者との協議・調整 ・オフピーク通勤の普及促進		●	



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策NO.16(Ⅳ-ア)交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
073	広域幹線道路整備促進事業	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、効果的・効率的な取組を進めつつ、社会環境の変化などを踏まえ、広域的な幹線道路網の形成に向けた取組を進めます。	●広域的な幹線道路網の構築に向けた取組の推進 ・東京外かく環状道路計画検討協議会等における国・東京都等との協議・調整 ・国道357号など、国直轄道路事業の整備促進に向けた国との協議・調整の実施		●	
074	都市計画推進事業	将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網の構築に向けた取組を進めます。	●「都市計画道路網の見直し方針」を踏まえた取組の推進 ・野川柿生線変更の都市計画手続 ・道路改良工事の進捗を踏まえた取組の推進(南幸町渡田線変更の都市計画手続) ・中瀬線廃止の都市計画手続に向けた取組の推進 ・公共交通の強化に向けたモデル路線におけるバスベイ設置や交差点改良に向けた検討・調整・整備の実施		●	
075	道路計画調査事業	道路整備を推進し走行性を向上させることで、交通混雑の解消等によるCO ₂ 排出量の削減を図るため、「道路整備プログラム」の適切な進捗管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進 ・プログラムに基づく進捗管理 ●計画的な道路整備に向けた調査・検討の実施		●	
076	道路整備改良事業	都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路網の形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図ります。 また、橋りょうの新設・架替により道路網の形成・強化を図ります。	●幹線道路網の形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災機能・安全性の向上 ・都市計画道路などの幹線道路の整備 ・橋りょうの新設・架け替え・耐震化等による幹線道路網の形成		●	



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策NO.16(Ⅳ-ア)交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進

事業 No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	エ コ ま ち	適応
077	連続立体交差事業	道路と鉄道の連続立体交差化(京浜急行大師線、JR南武線)に取り組み、踏切に起因する事故や渋滞の解消、分断された地域の一体化による生活利便性の向上を図るなど、誰もが安心して暮らしやすく、災害に強いまちづくりを進めます。	●道路と鉄道の連続立体交差化(京浜急行大師線、JR南武線)の取組推進 ・地域への説明・広報・啓発活動の実施 ・京浜急行大師線連続立体交差化工事 ・JR南武線高架化工事		●	
078	地域公共交通推進事業	「地域公共交通計画」に基づき、行政や交通事業者等が参画する地域公共交通活性化協議会での協議を実施しながら、運転手不足の影響や輸送需要の変化等、社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を推進します。	●社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・路線バスの利用実態調査 ・自動運転バスの実装(レベル4 許認可取得) ・公共交通の課題や取組の啓発・意識醸成イベント・広報の実施	PJ4	●	



基本的方向Ⅳ

地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策NO.17(Ⅳ-イ)次世代自動車等の普及促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
079	次世代自動車普及促進事業	国の制度とも連携した取組や優遇措置などにより、充電設備及び水素ステーションの拡充を図り、市民・事業者への次世代自動車の普及促進を図ります。さらに、効果的に取組を進めるため、近隣都市とも連携した広域的な取組も進めます。 市民の次世代自動車の利用機会創出に向けたEVカーシェアリングの普及促進など、シェアリングサービスの取組を推進します。 バスなど大型車両への次世代自動車の導入については、コストや運用面等の課題を勘案し、導入支援策等の検討を行います。 次世代自動車の普及促進に向けた充電設備及び水素ステーションの設置を税制面から支援するため、固定資産税(償却資産)の減免措置を実施します。	●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ・次世代自動車の普及促進に向けた取組の実施 ・市公共施設への公共用EV用充電設備の整備 ・太陽光発電設備の設置促進と連携した共同住宅向けEV用充電設備の導入支援 ・国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援 ●公用乗用自動車への次世代自動車導入の推進 ●水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ・固定資産税(償却資産)の減免措置の実施	PJ4	●	



基本的方向Ⅳ 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

施策NO.18(Ⅳ-ウ)船舶への取組推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	Ⅰまち	適応
080	川崎港カーボンニュートラル化推進事業	環境に配慮した船舶への入港料減免など、脱炭素化に資する港湾施策を推進します。 また、バイオ燃料の供給に関する実証事業を推進します。	●川崎港のカーボンニュートラル化の推進 ・港湾管理者としてのカーボンニュートラル化の推進 ・川崎臨海部事業者のカーボンニュートラル化に向けた取組の促進	PJ4		

施策NO.19(Ⅳ-エ)公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	Ⅰまち	適応
081	次世代自動車普及促進事業	公用乗用自動車について、次世代自動車の割合を2030年度までに100%を目指します。 乗用自動車以外の車両については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、導入の検討を行います。 公用車のEV化を促進するため、市公共施設へのEV用充電設備の整備拡大を進めます。	●公用乗用自動車への次世代自動車導入の推進 ●市公共施設への公用車用EV用充電設備の整備	PJ4	●	
082	公営交通事業者の意義・役割推進事業	電気バスの導入など、脱炭素化に向けた取組を進めていきます。	●電気バスの計画的導入	PJ4		



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

川崎市役所は、民生部門で市内最大規模のCO₂排出事業者です。川崎市役所が率先して、公共施設の省エネ化と再エネ化の取組を進め、脱炭素化にチャレンジすることで、市域のCO₂排出量の削減に貢献するとともに、市民・事業者の取組の模範となり、環境に配慮した製品・サービスのニーズの拡大を促していきます。



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.20(Ⅴ-ア)全ての市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
083	市役所脱炭素化推進事業	地域エネルギープラットフォームを活用しながら、2030年度までに全ての市公共施設への再生可能エネルギー100%電力調達を進めます。	●市公共施設への再生可能エネルギー電力導入の推進 ・川崎未来エナジー(株)等の事業者と連携した再生可能エネルギー電力の導入に向けた取組の推進 ●地域エネルギー会社等の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組の推進	PJ5		



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.21(Ⅴ-イ)市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
084	市役所脱炭素化推進事業	2030年度までに全ての市公共施設の照明のLED化を進め、エネルギー使用量の効率的・効果的な削減を計画的に進めます。 また、設置可能な市公共施設の約半数に対する太陽光発電設備設置に向けた取組を推進するとともに、新築等を行う公共建築物に対して、太陽光発電設備の設置基準等を位置づけた「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」に基づき、市役所の脱炭素化に向けた取組を推進します。	●公共建築物内照明LED化の推進に向けた取組の実施 ・LED化の推進に向けた取組の実施 ●設置可能な市公共施設の約半数に対する太陽光発電設備設置に向けた取組の推進 ●次世代型太陽電池の設置に向けた検討及び取組の推進 ●「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」に基づく取組の推進	PJ5	●	
085	市役所脱炭素化推進事業	「川崎市環境配慮契約推進方針」に基づく契約を徹底するとともに、主観評価項目や総合評価落札方式における環境配慮に関する項目により環境配慮を促進します。	●グリーン購入の推進 ●環境配慮契約の推進 ●市公共施設の省エネ診断の実施			
086	学校施設長期保全計画推進事業	校舎及び体育館の改修により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	●予防保全の実施 ●再生整備の実施 ●設備再生の実施			



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.21(Ⅴ-イ)市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
087	市営住宅等整備・管理活用事業	「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき計画的な建替え等を実施します。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な建替えや改善、維持管理等の推進 ・建替え工事の実施 ・長寿命化改善工事の実施 ●市営住宅等の適切な管理運営・活用の推進		●	
088	川崎病院の運営	市の南部地域に位置し、高度・特殊・急性期医療、救命救急医療を中心に、小児、成人、高齢者、妊産婦等の医療を提供しており、精神科救急医療の基幹病院としての機能も担っています。 また、市内唯一の感染症病床における感染症患者の受入れや、災害拠点病院、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院としての役割を担うほか、臨床研修指定病院として医師の育成を行い、地域医療水準の向上に寄与しています。	●調達電力の再エネ100%電力への変更 ●設備の更新に併せた高効率機器への切替え ●窓ガラスへの遮光フィルムの設置やグリーンカーテンの設置など、冷暖房の高効率化 ●エネルギーサービス事業の運転最適化に向けた事業者との継続的な検討会の実施			
089	井田病院の運営	市の中部地域に位置し、地域の中核病院・地域がん診療連携拠点病院として、増大するがん等の成人疾患医療、二次救急医療、緩和ケア医療を提供しており、さらに災害拠点病院としての役割も担っています。 また、市内唯一の結核病床を有する病院として、結核患者への透析の対応も行うほか、臨床研修指定病院として医師の育成を行い、地域医療水準の向上に寄与しています。さらに、令和6(2024)年3月に地域医療支援病院として承認されました。	●調達電力の再エネ100%電力への変更 ●設備の更新に併せた高効率機器への切替え ●窓ガラスへの遮光フィルムの設置やグリーンカーテンの設置など、冷暖房の高効率化			



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.21(Ⅴ-イ)市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
090	多摩病院の運営管理	北部地域の中核病院として、小児救急を含めた救急医療を中心に、高度・特殊・急性期医療、緩和ケア医療などを提供しており、さらに災害拠点病院としての役割も担うほか、地域医療支援病院として、地域のかかりつけ医等への支援・連携により、地域全体の医療提供体制の向上を図っています。 また、臨床研修指定病院として医師の育成を行い、地域医療水準の向上に寄与しています。	●院内照明のLED化の推進 ●設備の更新に併せた高効率機器への切替え			
091	区役所庁舎エコ化事業(宮前区)	庁舎の省エネルギー化を推進し、身近な省エネの取組として区民への啓発を行うとともに、庁舎利用の快適性と来庁者へのサービスの向上を図ります。	●照明設備のLED化の実施			
092	区役所等庁舎整備推進事業	区役所等庁舎について必要な改修や補修を行うとともに、大師地区・田島地区における支所とコミュニティセンターの複合施設の供用開始に向けた取組の推進、鷺沼駅前に移転となる宮前区役所の基本計画の策定、トイレの快適化事業を進めます。	●大師地区・田島地区複合施設の整備推進 ・太陽光発電設備の設置 ・LED照明の導入			
093	音楽のまち・映像のまち推進事業	多様な活動団体と協働・連携し、かわさきジャズ等の音楽イベントや、アートセンターでの映像に親しむ機会を創出します。 また、ミューザ川崎シンフォニーホールの機能や性能を維持し、選ばれる施設であり続けるための施設整備を実施します。	●ミューザ川崎シンフォニーホール大規模改修工事の実施設計・改修工事 ・照明設備のLED化の実施			



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.21(Ⅴ-イ)市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イマ まち	適応
094	新たなミュージアム整備推進事業	被災収蔵品の修復を継続するほか、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアにおいて、新たなミュージアムとばら苑等の一体的な整備に向けた取組を進めます。 また、日常的に文化芸術に触れられる「まちなかミュージアム」の取組を進めます。	●新たなミュージアム整備に向けた取組の推進 ・省エネルギー化及び太陽光発電設備等の設置			

施策NO.22(Ⅴ-ウ)プラスチック資源循環施策の強化・拡充

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イマ まち	適応
095	循環型社会形成推進事業	ごみ焼却時の温室効果ガスのお半がプラスチックの焼却によるものであり、温室効果ガスの削減に向け、プラスチック製品をプラスチック製容器包装と一括で「プラスチック資源」として収集してリサイクルする取組を令和8(2026)年度に全市拡大するとともに、家庭から排出されるプラスチック資源の市内リサイクルを推進します。	●「川崎市循環型社会形成推進計画」に基づく3R+Renewable等の取組の推進 ●プラスチック資源のリサイクルの推進 ・家庭から排出されるプラスチック資源のリサイクルを実施 ・適正な処理ルートの確保 ・収集したプラスチック資源の市内リサイクル推進に向けた国の次期認定取得	PJ3		



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.23(Ⅴ-エ)下水汚泥処理設備の改良等

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
096	下水道施設の老朽化対策事業	再構築と合わせた創エネルギー設備や高効率機器の導入など、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。	●汚泥処理施設の再構築に合わせた温室効果ガスの削減 ●省エネルギー機器・高効率機器の導入			
097	水道・工業用水道の環境施策推進事業	環境に配慮した水道・工業用水道事業を行うため、「上下水道事業中期計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。	●「上下水道事業中期計画」に基づく取組の推進 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出			
098	下水道の環境施策推進事業	環境に配慮した下水道事業を行うため、「上下水道事業中期計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。	●「上下水道事業中期計画」に基づく取組の推進 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出			



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.24(Ⅴ-オ)公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化(再掲)

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の実施内容	PJ	ICまち	適応
099	次世代自動車普及促進事業	公用乗用自動車について、次世代自動車の割合を2030年度までに100%を目指します。 乗用自動車以外の車両については、技術開発動向を踏まえ、コストや運用面等の課題を勘案し、導入の検討を行います。 公用車のEV化を促進するため、市公共施設へのEV用充電設備の整備拡大を進めます。 【事業No.081再掲】	● 公用乗用自動車への次世代自動車導入の推進 ● 市公共施設への公用車用EV用充電設備の整備	PJ5		
100	公営交通事業者の意義・役割推進事業	電気バスの導入など、脱炭素化に向けた取組を進めていきます。 【事業No.082再掲】	● 電気バスの計画的導入			



基本的方向Ⅴ 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

施策NO.25(Ⅴ-カ)港湾・物流活動のCO₂削減に向けた取組の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	ICまち	適応
101	川崎港カーボンニュートラル化推進事業	港湾施設に設置されている照明のLED化等による消費電力の削減等の取組を進めます。	●川崎港のカーボンニュートラル化の推進 ・港湾管理者としてのカーボンニュートラル化の推進 ・川崎臨海部事業者のカーボンニュートラル化に向けた取組の促進			
102	港湾管理運営事業	巡視船老朽化に伴う環境配慮型船舶への切替の検討を進めます。	●巡視船(環境配慮型)の更新 ・脱炭素化に向けた検討調査、検討結果を踏まえた取組の実施			

施策NO.26(Ⅴ-キ)庁内デジタル化の取組推進(再掲)

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	ICまち	適応
103	デジタル化推進事業	行政手続のオンライン化を進めることで、ペーパーレスや移動の削減等を通じて社会全体のエネルギー効率化にも寄与しながら、市民利便性の向上を図る取組を推進します。【事業No.006再掲】	●課題のある手続のオンライン化の検討やオンライン申請の認知度、UI/UXの向上、引越し手続の一括化サービスの利用促進 ・事業者向け手続のオンライン化に向けた取組の推進			



基本的方向VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

市民・事業者・行政は、2Rに重点を置きながら、資源循環の取組を推進し、廃棄物の適正処理に加え、環境に配慮された廃棄物が発生しにくい製品等の普及やバイオマス資源の活用などを促進し、CO₂削減を進めます。また、廃棄物発電などごみ焼却時の熱エネルギーを最大限活用し、循環型のまちの形成を推進します。

廃棄物分野における温室効果ガス排出は、プラスチックごみの焼却に伴うCO₂排出が主要因となっており、プラスチックや合成繊維の焼却量をできる限り削減するため、バイオマス資源の利用促進やバイオマスプラスチック製品の利用促進も含め、プラスチック資源循環システムの構築を中心とした廃棄物処理体制への転換を目指します。



基本的方向VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

施策NO.27(VI-ア)ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
104	循環型社会形成推進事業	循環経済への移行に向け、市民・事業者との取組連携を進め、プラスチックをはじめとする資源循環をさらに進め、ごみ焼却削減の推進を目指します。	●「川崎市循環型社会形成推進計画」に基づく施策の推進 ●業界動向等の把握や先進事例の調査・研究 ●近隣自治体との連携 ●事業者のニーズに応じた環境整備の検討 ●国や関係団体等への要望や呼びかけ ●グリーン購入の推進 ●事業者等と連携した循環経済に向けたプラスチックリサイクル等の実証事業の実施 ●事業者連携の取組に向けたマッチング支援 ●効果的な推進体制の構築に向けた検討	PJ3		
105	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみの減量化・資源化を図るため、リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)、リニューアブル(再生可能な資源に替える)の取組を進めるとともに、リサイクル(再生利用)の習慣化を目指し、分別排出の徹底に係る取組や回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの取組、食品ロス削減の取組などを推進します。	●ごみの減量化及び資源化に向けた普及啓発、市民参加等の促進 ●資源物の拠点回収等の推進 ●リユーススポットの拡大 ●食品廃棄物削減の推進 ●リサイクル可能な事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組			
106	産業廃棄物指導・許可事業	産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の3R(排出抑制・再使用・再生利用)を推進します。	●「川崎市循環型社会形成推進計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●太陽光パネルのリサイクル誘導に向けた取組の推進			



基本的方向VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

施策NO.28(VI-イ)プラスチック資源循環施策の強化・拡充(部分再掲)

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
107	循環型社会形成推進事業	ごみ焼却時の温室効果ガスの大半がプラスチックの焼却によるものであることから、プラスチック等の焼却量をできる限り削減するため、プラスチック製品をプラスチック製容器包装と一括で「プラスチック資源」として収集してリサイクルする取組を令和8(2026)年度に全市拡大とともに、家庭から排出されるプラスチック資源の市内リサイクルを推進します。【事業No.095再掲】	●「川崎市循環型社会形成推進計画」に基づく3R+Renewable等の取組の推進 ●プラスチック資源のリサイクルの推進 ・家庭から排出されるプラスチック資源のリサイクルを実施 ・適正な処理ルート確保 ・収集したプラスチック資源の市内リサイクル推進に向けた国の次期認定取得	PJ3		
108	産業廃棄物指導・許可事業	多様な事業者の資源循環に資する分別方法や高度なリサイクル技術等の情報を排出事業者や処理業者に提供することなどを通じて、静脈産業の取組意識の向上を図ります。	●関係団体と連携した資源循環・循環経済に係る講習会等の開催 ●排出事業者・処理事業者への高度化法の国認定等の高度なリサイクルに係る情報提供 ●排出事業者・処理事業者へのプラスチック分別リサイクル等に係る指導・助言			



基本的方向VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

施策NO.29(VI-ウ)廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的な活用

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
109	廃棄物処理施設等整備事業	安定的な廃棄物処理体制の構築と環境に配慮した機能向上のため、維持補修・整備や大規模改修を実施します。	●廃棄物処理施設等の維持補修・整備の実施 ●王禅寺処理センターの基幹的整備の実施			
110	廃棄物処理施設建設事業	循環型社会の実現に向けて、より一層の安定的な廃棄物処理体制を構築するとともに、ごみ焼却処理施設を建替える際は、脱炭素化に向けて、更なる廃棄物発電の高効率化等の取組を推進します。	●堤根処理センター解体工事、建設工事等の取組の推進 ●浮島処理センターの基本計画の作成に向けた検討 ●新入江崎クリーンセンターの完成 ●新たな資源化処理施設の基本計画策定	PJ5		
111	資源物・廃棄物処理事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に処理するとともに、余熱利用の促進やCCUS技術導入の検証等により、廃棄物処理における脱炭素化・資源循環に向けた取組を推進します。	●浮島処理センターから排出するCO₂の回収、利用等に係る実証試験の実施	PJ5		



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策などの気候変動適応策や、気候変動に関する科学的な情報の収集・提供を行い、市民が安全で健康に暮らせるまちの形成を推進します。



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

施策NO.30(Ⅶ-ア)将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
112	災害対応力強化事業	「かわさき強靱化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえた公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	●地震被害想定調査の実施 ●「かわさき強靱化計画」の推進と進捗管理 ・計画の進捗管理及び改定の実施 ・目標達成に向けた取組の推進 ●地域防災計画(各編)の修正及び計画に基づく取組の推進 ・計画の検証・修正及び取組の推進			●
113	地域防災推進事業	自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨する取組を両輪で推進します。	●自主防災組織リーダー等養成研修の実施 ●避難所運営マニュアルの改定 ●携帯トイレの備蓄等への支援 ●防災訓練の実施			●
114	河川計画事業	気候変動の影響による将来の降雨量の増加を考慮した上で、流域治水の視点を踏まえてグリーンインフラ等も活用し、下水道事業と連携して雨水対策の方針を策定します。策定後は方針に基づき、河川改修や浸水軽減に向けた取組等を推進します。	●国と流域自治体で構成される協議会による「流域治水プロジェクト」に基づく取組 ・河川事業の進行管理 ●「(仮称)雨水対策基本方針」の策定			●
115	河川改修事業	治水安全度の向上を図るため、準用河川五反田川について、時間雨量50mm(3年に1回程度)の降雨に対応する河川改修を実施するとともに、準用河川三沢川について、河川改修に向けた取組を推進します。	●一級河川平瀬川支川改修事業の推進 ・護岸改修工事、用地取得 ●準用河川三沢川改修事業の推進 ・護岸改修工事、用地取得 ●準用河川五反田川の河川改修の実施 ・護岸改修工事			●



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

施策NO.30(Ⅶ-ア)将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
116	平瀬川・多摩川合流部整備事業	令和元年東日本台風により浸水被害のあった、一級河川平瀬川・多摩川合流部において、神奈川県が策定した「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づいた堤防整備を実施します。	●一級河川平瀬川の多摩川合流部対策の推進 ・堤防整備工事			●
117	浸水対策事業	重点化地区における雨水管きょや、排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備等を整備します。 また、気候変動による将来の降雨量増加を考慮し、雨水対策の基本方針策定に向けて河川事業等と連携を図るとともに、計画・設計基準の見直しに取り組みます。	●重点化地区における浸水対策 ●局地的な浸水箇所における浸水対策 ●気候変動による影響を考慮した取組			●
118	学校施設環境改善・維持管理事業	教育環境の向上をめざし、バリアフリー化や普通教室・特別教室の空調設備の更新、体育館等への空調設備の整備等を進めるほか、民間活力の活用により学校施設の維持管理水準の向上を図ります。 また、非構造部材の耐震化等、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。	●普通教室等の空調設備の更新 ●体育館等における空調設備の整備 ●包括管理委託の全市展開 ●エレベータ全校設置			●



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

施策NO.31(Ⅶ-イ)日常的に起こり得る気候変動リスクへの対応及び市民・事業者への気候変動適応に向けた情報発信の強化

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
119	都市環境研究事業	「川崎市気候変動情報センター」を主軸として、独自の調査研究や国及び県の研究機関との連携で得た知見を蓄積し、庁内での情報共有により市の取組における気候変動リスクへの対応を推進するとともに、SNS等様々なメディアを活用した情報発信により市民・事業者の気候変動への適応を促進します。	●気候変動に関する調査研究の推進(地球温暖化・ヒートアイランド) ●気候変動適応(熱中症)・暑熱環境の緩和(グリーンインフラ等)に関する調査研究の推進 ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施			●
120	脱炭素戦略推進事業	「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」等に基づき、緩和策・適応策の取組を推進するとともに、次期基本計画の改定に向け、検討を進めます。 また、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組を推進します。	●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進 ●「地球温暖化対策推進基本計画」の改定 ●地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進			●



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

施策NO.32(Ⅶ-ウ)熱中症対策の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イコまち	適応
121	都市環境研究事業	気温や湿度の上昇等により増加が予測される熱中症について、熱中症搬送者数の発生状況の把握や分析に基づく知見を活かし、より対象者が情報を受け取りやすい工夫をした普及啓発の展開により、高齢者や子ども等の熱中症対策を推進します。	●気候変動に関する調査研究の推進(地球温暖化・ヒートアイランド) ●気候変動適応(熱中症)・暑熱環境の緩和(グリーンインフラ等)に関する調査研究の推進 ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施			●
122	健康づくり事業	市民の自発的な健康づくり・習慣化の促進に向けた、様々な主体と連携した普及啓発等の取組を推進します。	●市民の自発的な健康づくり・習慣化の促進に向けた取組の推進 ・民間企業、保険者、関係団体等と協働・連携した普及啓発の実施 ・実践・継続のきっかけとなる場の提供 ●熱中症予防に関する取組の推進 ・チラシ、ポスター、うちわなどの啓発物を行政関連施設や福祉施設、医療関係団体、町内会・商店街・企業など幅広く配布し、普及啓発を実施			●

施策NO.33(Ⅶ-エ)感染症対策等の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	イコまち	適応
123	感染症対策事業	蚊が媒介する感染症対策として、蚊の発生を防ぐ対策等を進めます。	●蚊が媒介する感染症対策として蚊の発生を防ぐ対策等の取組推進 ・蚊媒介感染症の発生予防及びまん延防止に向けた、市民啓発の実施 ・患者が発生した際には病原体情報の収集、分析、公表等による注意喚起の実施 ・発生時に備え、検査や感染症対策物資等の確保等を進め、関係団体などと連携強化に向けた研修・訓練等の実施			●



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

施策NO.34(Ⅶ-オ)暑熱対策(ヒートアイランド対策含む)の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
124	都市環境研究事業	暑熱環境の緩和に資する緑・水の有効性、透水性舗装、風の道や廃熱の抑制等の対策に関する調査研究を推進します。	●気候変動に関する調査研究の推進(地球温暖化・ヒートアイランド) ●気候変動適応(熱中症)・暑熱環境の緩和(グリーンインフラ等)に関する調査研究の推進 ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施			●
125	脱炭素戦略推進事業	「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」等に基づき、緩和策・適応策の取組を推進するとともに、次期基本計画の改定に向け、検討を進めます。	●「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく取組(緩和策・適応策)の推進 ●「地球温暖化対策推進基本計画」の改定			●

施策NO.35(Ⅶ-カ)気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
126	都市環境研究事業	市内の気温や降水量の継続的な測定による気候変動状況の把握や暑熱に関する調査・研究を実施し、市民・事業者に向けた気候変動に係る情報提供を進めていくとともに、国の適応計画や本計画に示された取組に資する知見を蓄積していくため、川崎市の特性を踏まえた調査・研究を推進します。	●気候変動に関する調査研究の推進(地球温暖化・ヒートアイランド) ●気候変動適応(熱中症)・暑熱環境の緩和(グリーンインフラ等)に関する調査研究の推進 ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施			●



基本的方向Ⅶ 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

施策NO.36(Ⅶ-キ)災害に対するレジリエンス向上等に向けた再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の利活用の促進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
127	再エネ導入等促進事業	気候変動の影響による大規模自然災害へのレジリエンス向上に向け、自立分散型電源の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進める必要があることから、太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入をより一層促進します。	●「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」に基づく効果的な取組の推進 ●太陽光発電設備・蓄電池導入支援の実施	PJ3		●
128	事業者脱炭素化支援事業	気候変動の影響による大規模自然災害へのレジリエンス向上に向け、自立分散型電源の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を進める必要があることから、太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の導入をより一層促進します。	●事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ・中小規模事業者等の再エネ・省エネ機器導入支援の実施 ●「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」に基づく効果的な取組の推進	PJ2		●
129	市役所脱炭素化推進事業	学校等の市公共施設は災害時における避難所とされており、その運営や避難住民が情報収集等を行うための電源確保等を図る必要があることから、レジリエンスの向上に資するものとして、蓄電池の導入を引き続き促進します。 また、気温上昇の影響により、夏季の冷房使用等を通じて電力需要がひっ迫する事態が想定されることから、平時においても蓄電池からの電力供給等を含め、エネルギーの最適利用を図ります。	●市公共施設への再生可能エネルギー電力導入の推進 ・再生可能エネルギー電力導入の推進に向けた取組の推進 ・太陽光発電設備・蓄電池の設置に向けた取組の推進 ●市公共施設における環境配慮の徹底	PJ5		●

Column

Column

22

気候変動適応策とは？

世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。気候変動は、生活に様々な影響を与え、その影響は今後さらにひどくなっていくかもしれません。

こうした気候変動の影響に対処し、被害を少なくする対策「適応」が重要になっています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

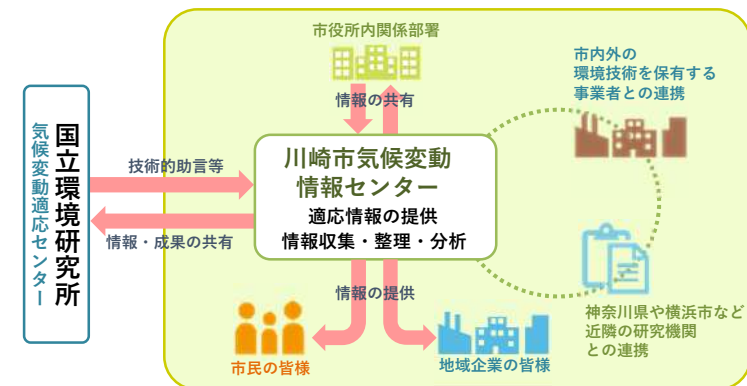
Column

23

川崎市気候変動情報センター

地域における気候変動影響や適応に関する情報の収集・整理及び調査・研究等の機能を担う拠点として、「川崎市気候変動情報センター」を令和2(2020)年4月1日に環境総合研究所内に設置しました。

本センターは、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、市民や事業者の適応の取組を情報提供等を通して促進していきます。



▲川崎市気候変動情報センターの位置づけ



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

市民・事業者・行政など様々な主体の連携により緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進し、緑と水のネットワークを形成することで地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和に加え、防災・減災にも繋げていきます。

施策NO.37(Ⅷ-ア)全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進

※全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組については、フェア終了に伴い、施策NO.38～NO.40の関係事業に継承されます。



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
130	緑の基本計画推進事業	市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「緑の基本計画」に基づく取組や、その進行管理などを行います。	●「緑の基本計画」に基づく取組の推進及び進行管理 ・緑の基本計画の改定			●
131	都市緑化推進事業	緑化フェアを契機として生まれた、学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成の取組や、「みどりの事業所推進協議会」を通じた事業所緑化の取組など、市民・企業・学校等との協働を通じて、都市緑化を推進するとともに、こうした取組を広く情報発信します。	●環境の改善、景観向上に向けたまちづくりの推進 ・学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成の取組 ・「みどりの事業所推進協議会」を通じた事業所緑化の取組 ・協働による都市緑化の取組の情報発信		●	●
132	里山管理協働事業	市民・企業・教育機関等との協働により、緑地の保全活動を進め、子どもたちに向け、環境教育や自然体験などの機会を創出し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承します。	●市民・企業・教育機関等との協働による里山管理の推進 ●子どもたちに向けた環境教育や自然体験などの機会創出			●
133	生物多様性推進事業	生物多様性基本法に基づく地域戦略である「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や、地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ・生き物生息生育調査の実施 ●生物多様性の保全に関する普及啓発の実施 ・スマホアプリ等を用いた身近な生き物探しの実施 ・ホームページやイベント等様々な媒体を活用した情報発信			●



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	エコまち	適応
134	農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	●生産緑地の指定 ●貸借可能な農地の掘り起こし ●試験栽培等の協働事業の実施 ●農業用施設の計画的な改修支援			●
135	農とのふれあい推進事業	「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベント等の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。 また、市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市地域交流農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーマーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●イベントや情報発信等を通じた農産物の地産地消の推進 ●収穫体験などを通じた市民が「農」を知る機会の創出 ・市民が「農」に触れるイベントの開催 ●地域交流農園の管理 ・区画貸し・体験型農園の普及・啓発 ●農園者が開設する各種農園の普及・啓発の実施		●	●
136	グリーンコミュニティ推進事業	公園等における持続的な協働の取組を推進するため、みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援などを行うとともに、多様な主体のつながりを活かし、協働・共創の取組を進めることで、一層のグリーンコミュニティの形成を図り、地域の魅力向上や活性化をめざします。	●グリーンコミュニティの形成に向けた取組の推進 ・みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援の実施 ●多様な主体のつながりを活かした協働・共創の取組の推進			●



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	Ⅶまち	適応
137	緑地保全管理事業	緑地は水源涵養、都市気候の改善等の重要な役割を有しているため、緑地保全カルテに基づき、特別緑地保全地区指定等の緑地保全施策の取組を推進します。公有地化した緑地については斜面の安定対策や施設整備を行うとともに、樹林地の状況に応じた適正な維持管理を行い、利活用を推進します。	●緑地保全カルテに基づく特別緑地保全地区指定等の緑地保全施策の取組の推進 ●公有地化した緑地における斜面の安定対策や施設整備の実施 ●樹林地の適正な維持管理		●	●
138	区の花・区の木等環境改善推進事業(川崎区)	「区の花」「区の木」を活用し、富士見公園や公共施設等において、地域住民との協働による緑化活動や、種子等の配布を通じて、区のイメージアップや環境改善に向けた意識の醸成を図ります。	●区の花・区の木を活用した地域住民との協働による地域緑化の推進を通じた地球温暖化に関する意識の醸成 ・富士見公園や公共施設等において、地域住民との協働による区の花「ひまわり」「ビオラ」等の植栽活動 ・種子・花苗の地域住民への配布			●
139	花と緑のさいわい事業(幸区)	区内の緑化推進と区民の緑化意識の高揚を図るとともに、区民同士の交流を促進するため、花と緑の潤いのあるまちづくりを推進します。	●区内の緑化推進 ・花苗等の配布を通じた緑化活動団体の支援 ●地域住民や学校と連携した公共花壇の花植え活動の推進 ・緑化活動団体や学校等と連携した公共花壇の維持管理の取組の推進 ・庁舎前花壇の花植え及び維持管理 ・大師堀公共花壇・夢見ヶ崎公園花壇等の花植え ・高等学校と連携した「幸探究」による花植え			●
140	区民の手で花いっぱい中原事業(中原区)	区民ボランティアとの協働による花と緑を活用した事業により、まちの魅力向上を図ります。	●植栽管理や区民花植体験等の実施 ・区民ボランティアとの協働による公共花壇の植栽の維持管理			●



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	エコまち	適応
141	「エコシティたかつ」推進事業(高津区)	区内の多様な主体による取組を環境視点から捉え直して連携していく「エコシティたかつ」の再構築を通じて自然を増やしていくことで、自然災害リスクを低減する緩和策や気候変動適応策に対する区民の理解にも繋げ、行動変容を促していきます。	●気候変動「適応策」を中心とした環境意識の啓発、理解促進 ・区主催イベント等の機会を活用した気候変動適応策の普及啓発等の実施 ●区内小学校等を対象とした環境学習支援の実施 ・ピオトープを活用した環境学習の支援 ●市民協働による生物多様性・保水力の向上を図る実践的取組の推進 ・「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施 ●環境配慮型ライフスタイルへの行動変容の実現に向けた「脱炭素アクション」の推進 ・脱炭素アクションみぞのくちプロジェクト創出部会の開催 ・脱炭素アクションみぞのくちに関するプロジェクトの実施・推進			●
142	花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業(宮前区)	区民が主体的に花壇管理、整備を推進し、地域コミュニティの形成を支援するとともに、地域の緑化により区のイメージアップを図ります。	●公共用地での花壇づくりを契機とした地域コミュニティの形成支援 ・公園等を活用した花壇づくりのための緑化活動団体に対する花苗の提供 ●東名川崎インターチェンジ前花壇づくりの実施による市・区のイメージアップ ・緑化活動団体、事業者との協働による花壇づくり			●
143	多摩区エコロジーライフ事業(多摩区)	区民が家庭で取り組める地球温暖化対策を、区民との協働により推進します。	●庁舎壁面の緑化、ゴーヤの種子の配布など「緑のカーテン大作戦」の実施 ●子どもたちの環境学習を目的とした「夏休み！多摩区エコフェスタ」の開催 ●市民団体と協働した使用済みてんぷら油の回収などによる3Rの普及啓発の実施			●



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
144	農と環境を活かした連携事業(麻生区)	大学や農業事業者、区民等と連携し、区内の農業資源や環境資源を活かした地域活性化に向けた取組を推進します。	●黒川地域における実施計画等に基づく取組の推進 ・明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会・専門部会による農と環境を活かしたまちづくりの推進、取組の継続実施 ・収穫体験イベント等の実施 ●岡上地域、早野地域における地域活性化に向けた取組の推進 ・岡上地域連携会議の和光大学との協働運営及び地域連携による地域活性化に向けた取組の推進 ・早野地域の農業資源・地域資源を活用した各局との連携による取組の検討及び実施			●
145	麻生里地・里山保全推進事業(麻生区)	麻生区の貴重な資源である里地・里山の自然と、その自然とともにある貴重な文化や歴史を継承し、活用の担い手として期待される若い世代に対して発信、普及啓発を推進します。	●里地・里山の魅力を発信するイベント、人材育成交流事業等の開催 ・里地・里山の自然や文化等を継承し、未来へつなぐ里地・里山カフェ塾や里山フォーラムの開催 ・ボランティアの育成、確保等を目的とした人材育成交流事業の実施 ●里地・里山の魅力の発信 ・里地・里山への関心を高めることを目的とした風景写真展の開催 ・変わりゆく自然、風景を保存するための風景写真記録集の発行			●
146	あさお花いっぱい推進事業(麻生区)	美化活動団体への支援を通じて、区民との協働による地域の環境美化及び地域コミュニティの推進を図ります。	●公共的空間にある花壇等を自主的・継続的に管理している団体への花苗等の提供			●
147	ヤマユリ植栽普及促進事業(麻生区)	地域の団体と連携しながら消えつつある区の花ヤマユリの植栽活動を促進・支援し、植栽のノウハウの蓄積・普及を推進します。	●ヤマユリ植栽地の観察・管理活動及びヤマユリ普及のための育苗講習会や広報活動の実施			●



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.38(Ⅷ-イ)樹林地・農地の保全と緑化の推進

事業 No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	Ⅶ まち	適応
148	港湾振興事業	市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上のほか、魅力ある港湾空間の形成をめざして、港湾緑地整備を推進します。	●川崎港長期構想に基づく港湾緑地整備の推進		●	



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.39(Ⅷ-ウ)公園緑地の整備の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
149	公園緑地公民連携推進事業	公園緑地が持つ魅力を引き出し、効率的・効果的な管理運営を図るため、更なる民間活力の導入を検討するとともに、導入済の公園緑地では民間事業者や地域と連携し、取組を推進することにより、まちの賑わいを創出し、都市の魅力と活力の向上をめざします。	●更なる民間活力の導入やまちの賑わい創出に向けた取組の推進 ・多摩川見晴らし公園への民間活力導入着手			●
150	公園緑地整備等事業	地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めます。多摩川河川敷のトイレや水飲み場等について、誰もが安心して使えるよう、快適性の向上に取り組みます。	●地域特性を活かした魅力ある公園整備の推進 ・生田緑地東地区・ばら苑等整備推進 ・夢見ヶ崎動物公園再整備推進 ・稲田公園再整備に向けた取組推進 ・全天候型の遊び場づくりの推進 ●多摩川河川敷のトイレや水のみ場等における快適性の向上に向けた取組の推進 ・多摩川河川敷トイレ等の更新		●	●
151	公園緑地・街路樹維持管理事業	公園緑地が、安全で居心地よく快適に利用できる場となるよう、樹木剪定や除草、施設の維持管理等を行います。 また、良好な街路景観や暑熱対策に資する緑陰を確保できるよう、街路樹の健全度診断や計画的な更新、剪定等を行います。	●公園緑地や街路樹の計画的な維持管理の実施			●
152	等々力緑地再編整備事業	等々力緑地が、日常的に賑わう地域の核となる空間になるよう、市民サービスや利便性の向上、新たな魅力・価値の創出を図るために等々力緑地再編整備実施計画に基づき、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を実施します。	●等々力緑地再編整備実施計画に基づく民間活力を導入した緑地全体の再編整備の実施 ・(新)陸上競技場の完成 ・(新)とどろきアリーナの完成 ・みんなのはらっぱの完成 ・球技専用スタジアムの完成		●	●



基本的方向Ⅷ 多様なみどりと共生するまち

施策NO.40(Ⅷ-エ)水辺空間の活用の推進

事業No.	事務事業名	事業概要	2026～2029年度の取組内容	PJ	まち	適応
153	緑の基本計画推進事業	市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「緑の基本計画」に基づく取組や、その進行管理などを行います。	●「緑の基本計画」に基づく取組の推進及び進行管理 ・緑の基本計画の改定			●
154	多摩川施策推進事業	「新多摩川プラン」に基づき、水辺の賑わい創出に向けた取組を推進するとともに、水辺の楽校の活動支援や流域自治体との連携による協働の取組、二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる環境学習・情報発信の取組を進めます。	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進 ・実施事業報告書「多摩川は今」の公表 ・水辺の賑わい創出に向けた協定等に基づくイベント実施			●
155	地域環境共創推進事業	大気・水環境に関する出前授業やイベントによる環境教育等の実施やSNS等様々な媒体を活用した情報発信、ワークショップ等を通じた市民・事業者との協働連携などの取組を推進します。 また、大気・水環境計画改定の検討を進めます。	●「大気・水環境計画」に基づく取組の推進 ・計画に基づく取組の推進及び改定の方向性のとりまとめ ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ・市民による「水辺の親しみやすさ調査」の実施及び調査結果の情報発信 ・環境シビックプライドの醸成を図るための出前授業等の実施 ●多様な主体との協働・連携の推進 ・環境の「自分ごと化」を図るための市民・事業者とのワークショップ等の実施 ・大気を身近に感じる機会の創出に向けた視程調査等の実施			●

第5章

事業進捗管理・成果指標等

市立学校・太陽光パネル

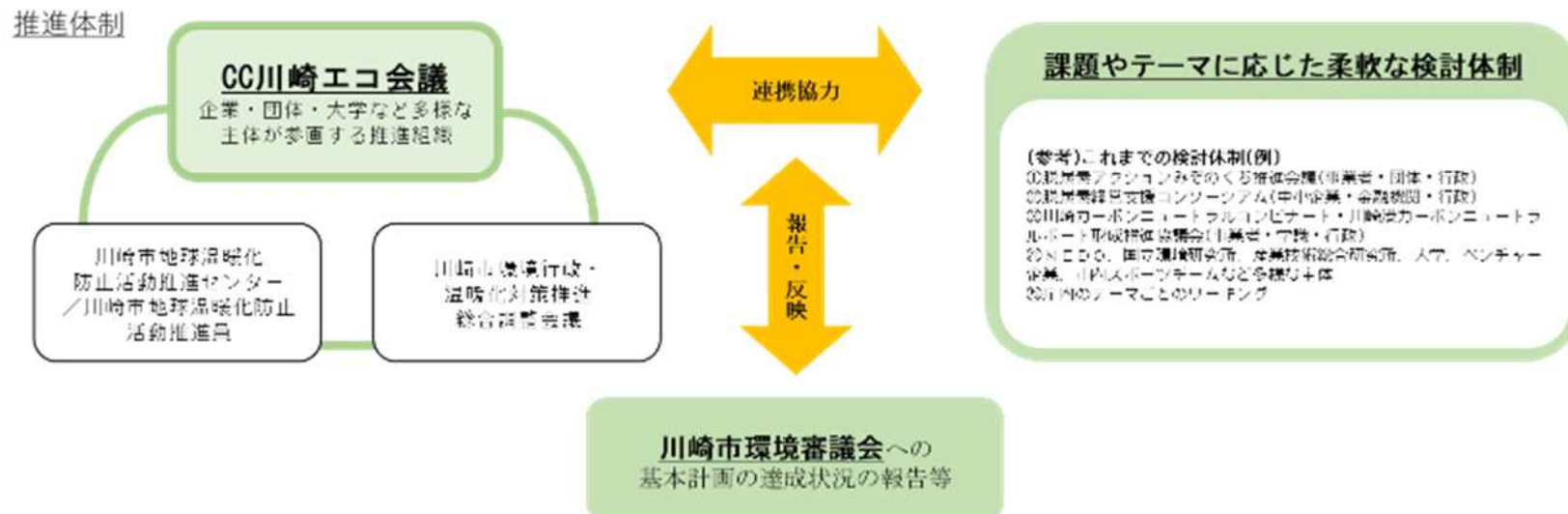
1 事業進捗管理

1 基本的な考え方

実施計画の推進体制・進行管理は、基本計画第7章で定めた「推進体制及び進行管理」に基づき、同様の考え方で進めていきます。

まず、推進体制については、川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)を中心とした推進体制(プラットフォーム)のもと、市民・事業者との連携の取組を推進し、さらに、課題やテーマに応じて新規検討体制を設置し、柔軟な体制で取組を推進します。

続いて、進行管理については、基本計画に定める達成目標及び実施計画に定める成果指標等について、PDCAサイクルを基本とした進行管理を実施し、達成状況について年次報告書として取りまとめ、環境審議会に報告し公表します。



1 事業進捗管理

2 5大プロジェクトの進捗管理について

プロジェクトごとに第2期実施計画の取組等を第3章のとおり設定し、取組状況、成果、課題、今後の方向性等について年次報告書として取りまとめ、環境審議会への報告及び公表を行うとともに、市民・事業者にはわかりやすく発信していきます。

さらに、次項で定める成果指標等には、5大プロジェクトに関連する成果指標を抽出し、進捗状況について管理していきます。

5大プロジェクトの進捗管理イメージ

進め方

- ・取組の進捗を関係者間で確認し、継続的に改善
- ・社会変化等を捉えながら柔軟に見直し、必要に応じて新たな取組を設定

年次報告書

プロジェクトごとに取組等を設定し、取組状況、成果、課題、今後の方向性等を取りまとめて公表

成果指標

5大プロジェクトに関連する成果指標を抽出

2 成果指標等

脱炭素化の取組の進捗等を測る指標として、基本計画第4章で定める達成目標のほかに、次のとおり成果指標等を設定します。

温室効果ガスは市域の枠を超えて排出されるものであり、市の施策のみで目標達成が図られるものではないため、今後、実施計画における取組の進捗を管理していく際には、「温室効果ガス排出量削減目標」、「再生可能エネルギー導入目標」、「成果指標等」それぞれを総合的に評価しながら進めます。

また、電力の温室効果ガス排出係数などの「脱炭素化の社会状況を把握していくための項目」についても、数量把握を行っていきます。

次頁以降の成果指標等一覧表における対象マークの説明

民生 : 民生系目標(▲45%以上削減)に関連する指標

産業 : 産業系目標(▲50%以上削減)に関連する指標

公共 : 市役所目標(▲50%以上削減)に関連する指標

再エネ : 再エネ目標(33万kW以上導入)に関連する指標

P J 1 : 地域エネルギー会社を中核とした地域エネルギープラットフォームによる地域の再エネ普及促進PJに関連する指標

P J 2 : 川崎臨海部のカーボンニュートラル化・市内産業のグリーンイノベーション推進PJに関連する指標

P J 3 : 市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJに関連する指標

P J 4 : 交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車等促進PJに関連する指標

P J 5 : 市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJに関連する指標

適応・みどり : 気候変動適応策及びみどりの施策に関連する指標

※成果指標等一覧は、川崎市総合計画第4期実施計画等を参考にまとめています

※成果指標等について、5大プロジェクトに係る指標を「成果指標」、それ以外の指標を「管理指標」として、それぞれ指標管理を行います

成果指標等一覧表

指標 No.	名称	現状	目安・目標等	目標に関連するもの				5大PJに関連するもの					適応・ みどり
				民生	産業	公共	再エ	PJ1	PJ2	PJ3	PJ4	PJ5	
1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比)	2013年度比▲35.0% (2023年度暫定値)	2013年度比▲45.4%以上 (2027年度)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	市域のエネルギー消費量	232,192TJ (2023年度暫定値)	197,620TJ (2027年度)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	市域のエネルギー当たりのCO ₂ 排出原単位(市域のt-CO ₂ /TJ)	61.5t-CO ₂ /TJ (2023年度暫定値)	58.6t-CO ₂ /TJ (2027年度)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4	市域の再生可能エネルギー導入量	25.2万kw (2024年度)	29.9万kW以上 (2028年度)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	官民連携により市内に普及した再エネ電力量	181GWh (2024年度)	335GWh (2029年度)				●	●					
6	地域エネルギープラットフォームにおける多様な主体と連携したエネルギーマネジメント等に係るプロジェクトの組成	-	毎年度2件 (2029年度)				●	●					
7	身近な生き物探し等の投稿	毎年度実施 (2024年度)	毎年度実施 (2029年度)										●
8	広域拠点(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅)の駅周辺滞留人口(RESAS)	185.1万人/日 (2024年)	190.3万人/日以上 (2029年)								●		
9	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口(川崎市統計書)	19.7万人 (2025年度)	19.9万人以上 (2029年度)								●		
10	産業部門のエネルギー消費量	125,623TJ (2023年度暫定値)	98,575TJ (2027年度)		●				●				

成果指標等一覧表

指標 No.	名称	現状	目安・目標等	目標に関連するもの				5大PJに関連するもの					適応・ みどり
				民生	産業	公共	再エ	PJ1	PJ2	PJ3	PJ4	PJ5	
11	エネルギー転換部門のエネルギー消費量	39,940TJ (2023年度暫定値)	36,576TJ (2027年度)		●				●				
12	カーボンニュートラルコンピナート構想の実現に向けた企業間連携による新規プロジェクト累計実施件数	8件 (2025年度)	12件以上 (2029年度)		●				●				
13	川崎港湾脱炭素化推進計画に掲載される港湾脱炭素化促進事業数	114事業 (2024年度)	144事業以上 (2029年度)		●				●				
14	川崎CNブランド認定製品等累計件数	全143件 (2024年度)	全173件 (2029年度)		●				●				
15	脱炭素関連に取り組む市内中小企業の割合	23.3% (2024年度)	30.0% (2029年度)		●				●				
16	脱炭素経営アクション推進事業者認定制度における伴走支援累計件数	2025年度制度開始	250件 (2029年度)	●	●				●				
17	住宅用及び中小規模事業者等への再エネ等導入支援による再エネ設備導入量	累計 28,279kW (2024年度)	累計現状値以上 (2029年度)	●			●			●			
18	市域の乗用自動車の新車登録における次世代自動車普及率	60.5% (2024年度)	68.0% (2029年度)								●		
19	公用乗用自動車の次世代自動車導入率	61% (2024年度)	82% (2029年度)			●					●		
20	市内幹線道路における混雑時(朝夕ピーク時)の平均走行速度	14.9km/h (2021年度)	17.6km/h以上 (2029年度)								●		

成果指標等一覧表

指標 No.	名称	現状	目安・目標等	目標に関連するもの				5大PJに関連するもの					適応・ みどり
				民生	産業	公共	再エ	PJ1	PJ2	PJ3	PJ4	PJ5	
21	地域公共交通の利用者数	31.6万人/日 (2023年)	31.6万人/日以上 (2028年)								●		
22	シェアサイクルの利用回転数	2.7回/日・台 (2024年度)	2.7回/日・台以上 (2029年度)								●		
23	電気バスの累積導入数	3両 (2025年度)	18両 (2029年度)								●		
24	市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比)	2013年度比▲24.6% (2024年度)	2013年度比▲45.1%以上 (2028年度)			●	●	●				●	
25	市役所の電力消費量	303GWh (2024年度)	291GWh (2028年度)			●	●	●				●	
26	市公共施設への再生可能エネルギー電力調達施設割合	25% (2024年度)	78% (2028年度)			●	●	●				●	
27	公共建築物へのLED導入施設割合	56% (2024年度)	94% (2029年度)			●						●	
28	設置可能な市公共施設の約半数への太陽光発電設備設置	15% (2024年度)	46% (2029年度)			●						●	
29	1人1日あたりのごみの排出量	793g (2024年度)	742g以下 (2029年度)			●				●			
30	ごみ焼却量	31.5万t (2024年度)	28.7万t以下 (2029年度)			●				●			

成果指標等一覧表

指標 No.	名称	現状	目安・目標等	目標に関連するもの				5大PJに関連するもの					適応・ みどり
				民生	産業	公共	再エ	PJ1	PJ2	PJ3	PJ4	PJ5	
31	産業廃棄物の再生利用率	34.0% (2023年度)	34.0% (2029年度)		●	●				●			
32	産業廃棄物の廃プラスチック類 の再生利用率	71.0% (2023年度)	77.0% (2029年度)		●	●				●			
33	プラスチック資源の分別率	33.0% (2024年度)	51.0%以上 (2029年度)			●				●			
34	時間雨量50mm降雨対応の河 川改修率	89.7% (2024年度)	95.5%以上 (2029年度)										●
35	河川施設(平瀬川)の老朽化対 策の進捗率	64.0% (2024年度)	100% (2028年度)										●
36	平瀬川・多摩川合流部における 堤防整備率(多摩川計画高水位 対応・延長700m)	0% (2024年度)	50%以上 (2029年度)										●
37	浸水対策実施率(三沢川、土橋、 京町・渡田、川崎駅東口周辺、 大島、観音川、丸子地区)	30.6% (2024年度)	38.7%以上 (2029年度)										●
38	体育館の空調設備設置率	3.9% (2025年度)	100% (2029年度)										●
39	緑地保全面積	253.0ha (2024年度)	258.0ha以上 (2029年度)										●
40	緑のボランティア活動団体数	1,409団体 (2024年度)	1,409団体以上 (2029年度)										●

成果指標等一覧表

指標 No.	名称	現状	目安・目標等	目標に関連するもの				5 大PJに関連するもの					適応・ みどり
				民生	産業	公共	再エ	PJ1	PJ2	PJ3	PJ4	PJ5	
41	公園緑地面積	775.8ha (2024年度)	781.2ha以上 (2029年度)										●
42	街路樹の維持管理を行った路線 数の割合	100% (2024年度)	100% (2029年度)										●
43	協働の取組により植樹した累計 本数	143万本 (2024年度)	178万本以上 (2029年度)										●

(参考)脱炭素化の社会状況を把握していくための項目

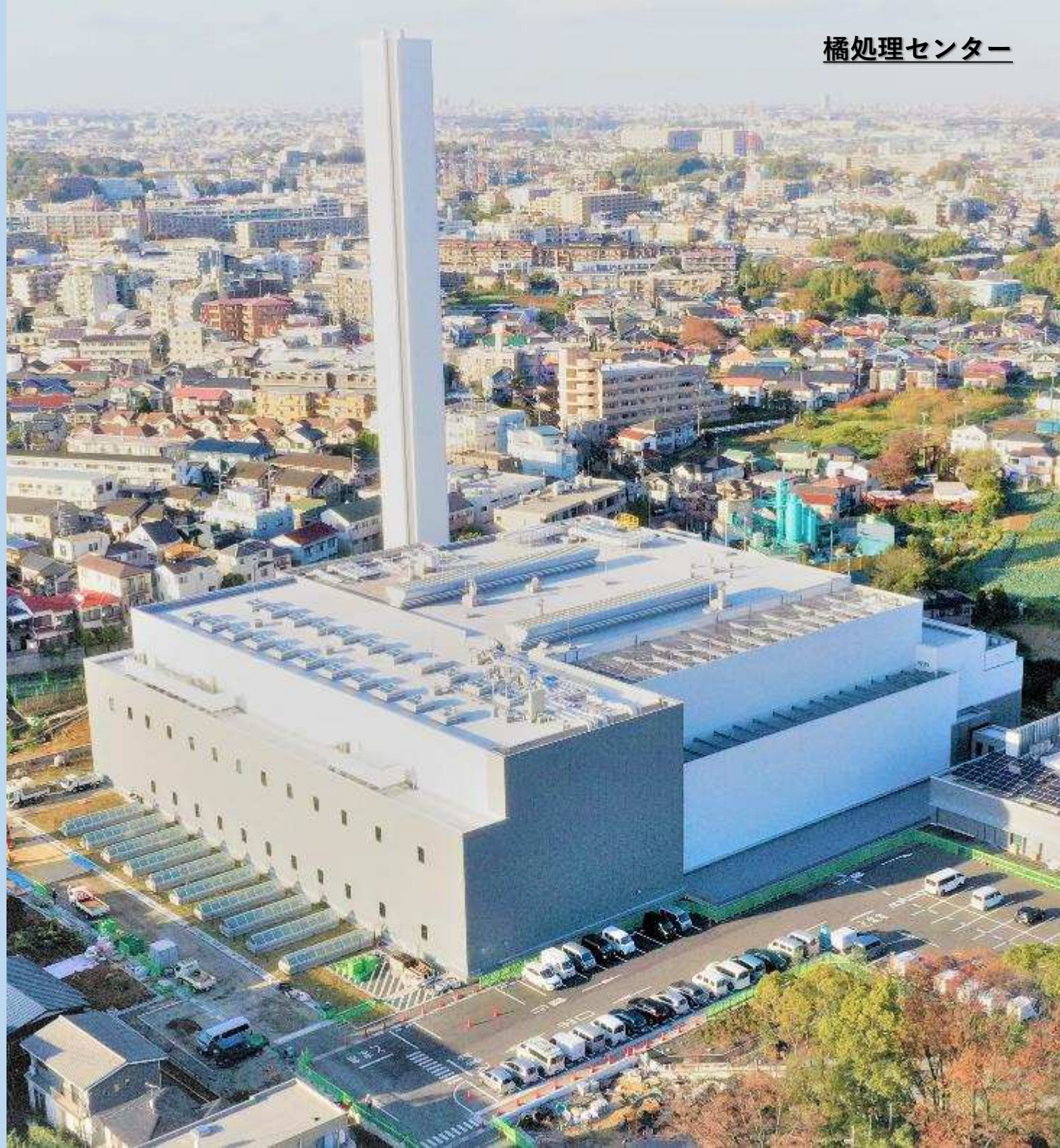
指標 No.	名称	現状	目安・目標等	目標に関連するもの				5大PJに関連するもの					適応・ みどり
				民生	産業	公共	再エ	PJ1	PJ2	PJ3	PJ4	PJ5	
1	製造品出荷額当たりの産業部門のCO ₂ 排出量※	0.28千t-CO ₂ /億円 (2022年度暫定値)	0.18千t-CO ₂ /億円 (2027年度)		●				●				
2	産業部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	15.1% (2023年度暫定値)	15.8% (2027年度)		●				●				
3	エネルギー転換部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	27.2% (2023年度暫定値)	26.5% (2027年度)		●				●				
4	世帯当たりの民生家庭部門CO ₂ 排出量	2.2t-CO ₂ /世帯 (2023年度暫定値)	1.7t-CO ₂ /世帯 (2027年度)	●						●			
5	民生家庭部門のエネルギー消費量	20,097TJ (2023年度暫定値)	20,258TJ (2027年度)	●						●			
6	民生業務部門のエネルギー消費量	30,172TJ (2023年度暫定値)	26,798TJ (2027年度)	●						●			
7	民生家庭部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	48.3% (2023年度暫定値)	46.7% (2027年度)	●						●			
8	民生業務部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	67.0% (2023年度暫定値)	67.5% (2027年度)	●						●			
9	電力の温室効果ガス排出係数(全国平均)	0.42kg-CO ₂ /kWh (2023年度)	0.25kg-CO ₂ /kWh (2030年度)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※「製造品出荷額等」の算出においては、経済センサス-活動調査結果を活用して算出しているが、最新の値がコロナ禍の影響を受けて製造品出荷額等が著しく減少していることから、2020年工業統計調査(平成31(2019)年1月～令和元(2019)年12月実績)における製造品出荷額等を引用して算出

第6章

資料編

橘処理センター



1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

新たな削減目標(NDC)・地球温暖化対策計画(要旨)

・ 次期削減目標(NDC)

※いずれも令和7(2025)年2月18日閣議決定

- 次期NDCについては、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す
 - ※ 2035年度の部門別・物質別の内訳は示されず
- これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく

・ 地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

【エネルギー転換】	- 水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進め、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進 - 脱炭素化が難しい分野において水素等、CCUSの活用
【産業・業務・運輸等】	- 工場等での先端設備への更新支援、中小企業の省エネ支援、データセンターの効率改善 - 自動車分野におけるライフサイクルを通じたCO₂排出削減、物流分野の脱炭素化、次世代燃料の活用
【地域・暮らし】	- 省エネ住宅や食ロス削減など脱炭素型の暮らしへの転換 - 高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による需要創出 - Scope3排出量の算定方法の整備などバリューチェーン全体の脱炭素化の促進
【横断的取組】	「成長志向型カーボンプライシング」の実現・実行 - 循環経済(サーキュラーエコノミー)、ネイチャーポジティブ経済への移行 → 再資源化事業等高度化法に基づく取組促進、廃棄物処理×CCUの早期実装、太陽光パネルのリサイクル促進等 - 森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保に関する取組 - JCMや都市間連携等の協力を拡大

・ 政府実行計画の見直し

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画(地球温暖化対策推進法第20条)
- 2035年度に65%削減・2040年度に79%削減(それぞれ2013年度比)の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化

1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

次期削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



出典：環境省資料

1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

政府実行計画の見直しについて（令和7年2月18日閣議決定）

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築
- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**
- ※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/
LED
- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
- ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするもの**とし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品
- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
 - ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
 - ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外のサプライチェーンにおける排出量

1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

第7次エネルギー基本計画要旨(令和7(2025)年2月18日閣議決定)

【基本的考え方】

- 特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。DXなどの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかがわが国の経済成長や産業競争力を左右する。
- 再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要。

【再エネ】

- 再エネの主力電源化を徹底し、関係省庁が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- イノベーションの加速とサプライチェーン(供給網)の構築を戦略的に進め、国産再エネの普及拡大による技術自給率の向上を図る。

【原発】

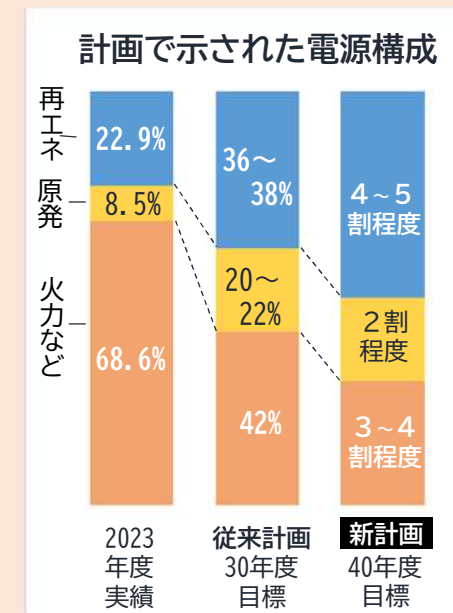
- 国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。
- 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む。
- 廃炉を決定した原発を有する事業者の原発サイト内での次世代革新炉への建て替えを対象に、地域の理解が得られるものに限り具体化を進めていく。

【火力】

- 安定供給に必要な発電容量を維持・確保しつつ、非効率石炭火力を中心に発電量を減らしていく。
- 水素・アンモニアなどを活用した火力の脱炭素化について、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく。

【40年度の電源構成】

- 様々な不確実性が存在することを念頭に、複数のシナリオを用いた一定の幅として提示。
- 再エネは4～5割程度、原発は2割程度、火力は3～4割程度。



1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

GX2040ビジョン要旨(令和7(2025)年2月18日閣議決定)

- GX2040ビジョンは、
 - ✓ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、
 - ✓ DXの進展や電化による電力需要の増加の影響、
 - ✓ 経済安全保障上の要請によるサプライチェーンの再構築のあり方、
 - ✓ カーボンニュートラルに必要とされる革新技術の導入スピードやコスト低減の見通しなど、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示すもの。
- 同時に、相対的なエネルギーコスト差による影響や世界の情勢を冷静に見極め、現実的かつ雇用に配慮した公正な移行を進めつつ、アジアを中心とし世界の脱炭素に貢献していくことも重要なテーマ。
- 目指す産業構造や成長のためにもエネルギー政策と一体となり、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素を同時実現するため、ビジョンで示す方向性に沿って政策の具体化を進めていく。
- GX2040ビジョンは、①はじめに、②GX産業構造、③GX産業立地、④現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献、⑤GXを加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組、⑥成長志向型カーボンプライシング構想、⑦公正な移行、⑧GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについての各パートで構成。

※GX関連施策

- 2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、化石エネルギーからクリーンエネルギー中心に転換する「GX(グリーントランスフォーメーション)」を実現するために、「成長志向型カーボンプライシング構想」が打ち出された。
- GX関連施策により企業を取り巻く環境が大きく変化(気候変動やESG対応を企業経営に統合が求められる)
 - 2024年12月 法案提出「成長志向型カーボンプライシング構想・化石燃料賦課金(炭素税)」
 - 2026年度～「排出量取引制度GXリーグ」
 - 2027年度～「Scope3排出量開示義務化」 時価総額3兆円企業から順次対象を拡大
 - 2028年度～「化石燃料賦課金(炭素税)」

1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

脱炭素化に向けた法整備(2022年以降)

2022年	- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律【温対法改正】 - 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 - エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律【省エネ法改正】 - 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律【建築物省エネ法改正、建築基準法改正など】
2023年	- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律【GX推進法】 - 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律【GX脱炭素電源法】（再エネ特措法など）
2024年	- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律【水素社会推進法】 - 二酸化炭素の貯留事業に関する法律【CCS事業法】 - 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律【温対法改正】
2025年	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律【GX推進法改正、資源法改正】

(参考)課題を克服するための新たな技術等への対応

- 従来型の太陽光パネルの設置が難しい場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池、再エネ等由来水素関連設備、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント、ブルーカーボン技術、e-メタンや水素等の熱需要の脱炭素化技術などの実装の動きが活発化している。
- 産業用ヒートポンプや高効率給湯機など、先進的な省エネ技術の開発も実施されている。
- CCSの普及と拡大に向けて、事業の大規模化とコスト削減に取り組むモデル性案件への国の支援や2030年までのCCS事業開始に向けた事業環境を整備のため、通常国会にCCS事業法案を提出するなど、廃棄物処理事業の脱炭素化を推進。

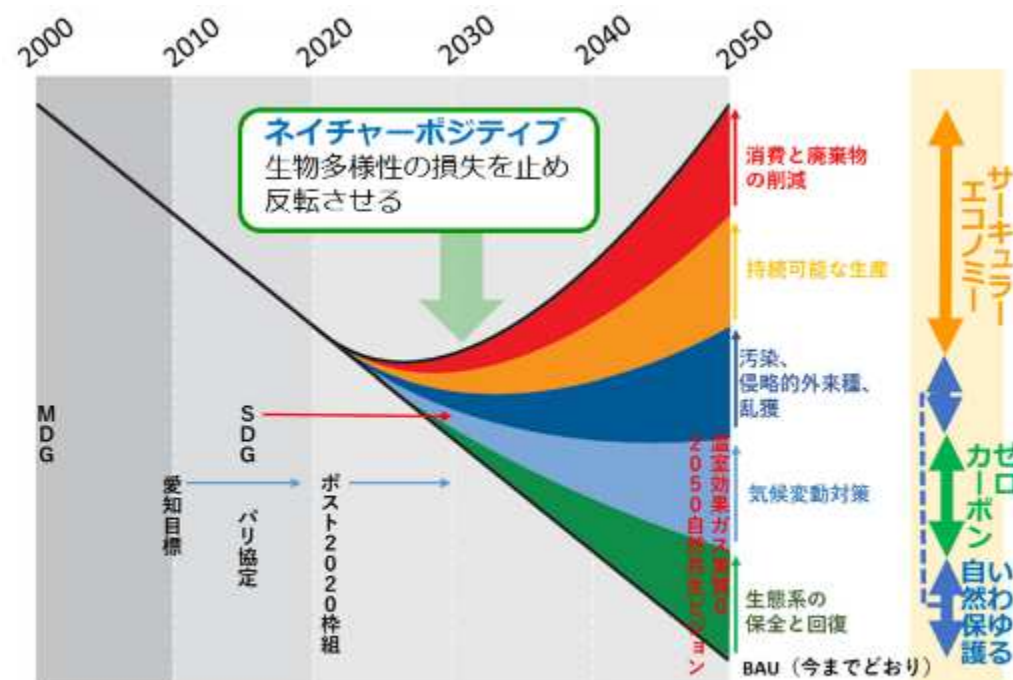
1 国内の地球温暖化対策を取り巻く状況

・ ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの関係

脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済に向けたシナジー



資料：環境省



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

地球規模生物多様性概況第5版GBO5 (生物多様性条約事務局2020年9月)

(出典)環境省資料

2 市民・事業者に係る意識調査結果概要

(1)かわさき市民アンケート

令和6(2024)年度に実施したかわさき市民アンケートでは、昨今の地球温暖化の進行に伴う気候変動や激甚・頻発化する豪雨災害などについて、【関心がある】は86.4%であり、大半の市民が関心を示していますが、その中では18～29歳の若年層の関心が低い傾向が見られました。

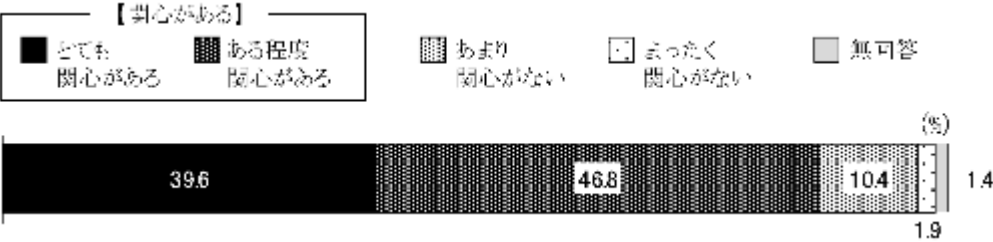
また、「緩和策」について、自身に取り組む上での妨げになっている点としては、①「どのような基準で選択し、どのように取り組めばよいか情報が不足していること：37.2%」、②「地球温暖化への対策としてどれだけ効果があるのかわからないこと：15.5%」、③「経済的なコストが掛かること：15.3%」などが挙げられました。

昨今の国の動向や国内外の社会情勢などを踏まえると、緩和策への取組など温暖化対策への関心や認知度は高まっていますが、若年層に対するアプローチや具体的な取組内容の充実、効果の見える化など踏まえた情報発信・普及啓発の取組強化が必要と考えられます。

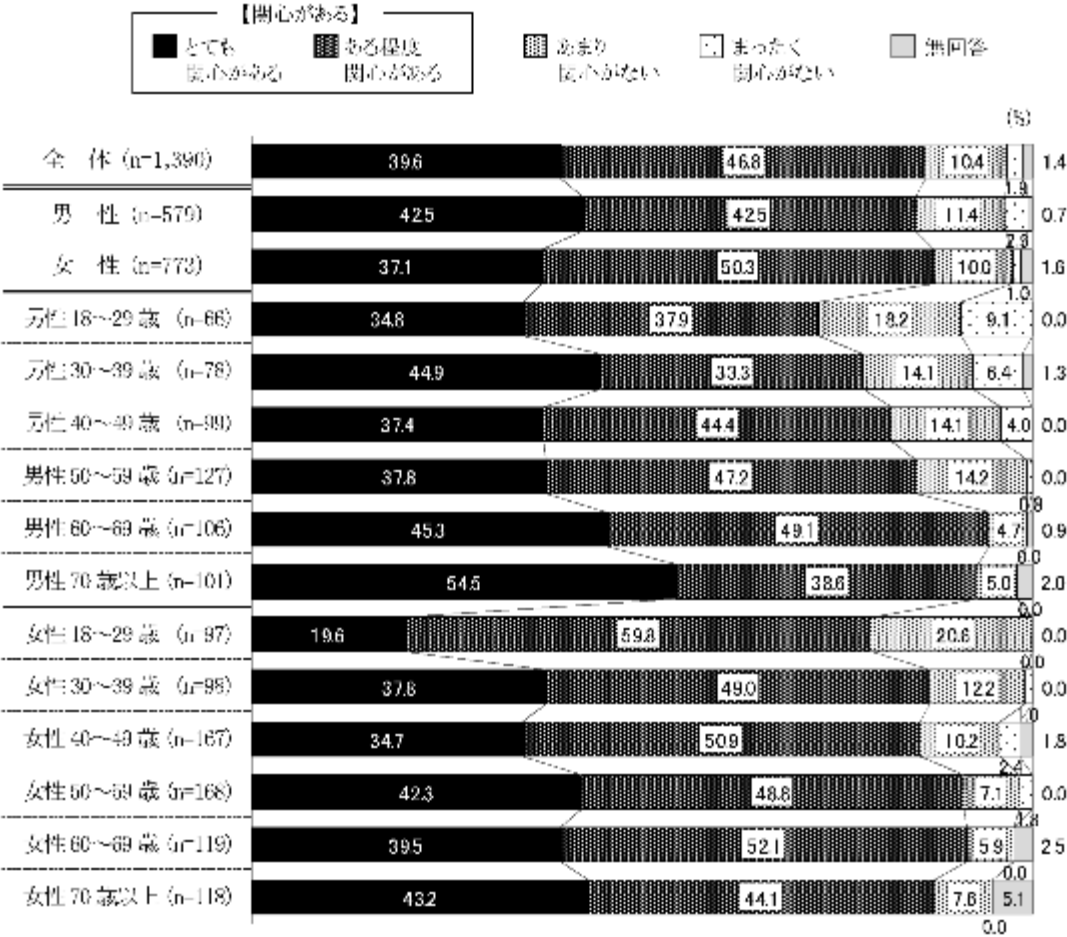
2 市民・事業者に係る意識調査結果概要

出典：令和6年度かわさき市民アンケート
調査期間：令和6(2024)年10月29日～12月13日

●地球温暖化の進行に伴う気候変動などへの関心の程度
(n=1,390、単位：%)



●地球温暖化の進行に伴う気候変動などへの関心の程度(性／年齢別)
(n=1,390、単位：%)



2 市民・事業者に係る意識調査結果概要

(2) 市内事業所経営実態把握調査

令和6(2024)年度に実施した市内事業所経営実態把握調査では、脱炭素化への取組状況は、「取り組む予定はない」が38.7%と最も多く、次いで「取り組んでいる」が23.3%、「取り組む予定で検討中」が18.2%となっていました。

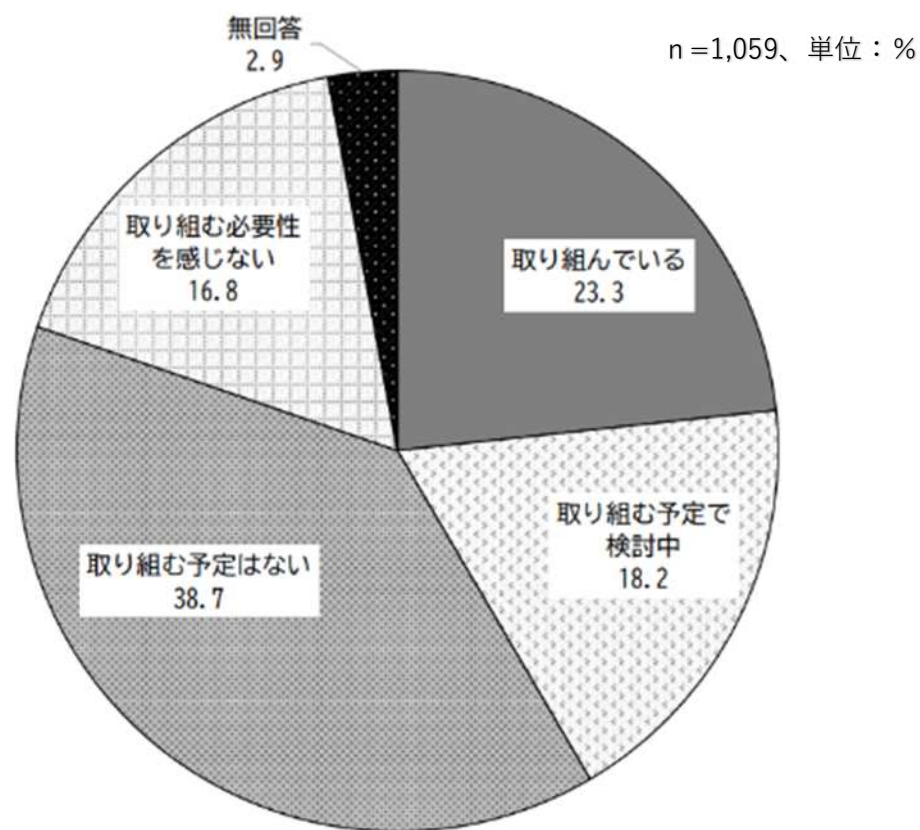
企業規模別にみると、大企業では「取り組んでいる」の回答が最も多く48.0%、中小企業では「取り組む予定はない」の回答が最も多く40.1%となっています。

今後、プライム市場にサステナビリティ開示基準が導入されるなど、サプライチェーン全体での排出量削減が求められることを踏まえると、特に中小企業の脱炭素経営の促進を図る必要があると考えられます。

2 市民・事業者に係る意識調査結果概要

出典：令和6年度市内事業所経営実態把握調査
調査期間：令和6(2024)年10月1日～11月7日

●脱炭素化への取組状況



3 温室効果ガス排出量の将来推計の方法

現基本計画における温室効果ガス排出量推計は、2050年の脱炭素社会の実現(CO₂排出実質ゼロ)を前提として、バックキャスティングにより算出を行いました。

算出に当たり、部門ごとに2030年・2050年の活動量、エネルギー効率化、電化量、熱・電力CO₂排出係数などのパラメータを設定しました。

パラメータの値については、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、川崎市環境審議会地球温暖化対策推進基本計画改定部会の意見も踏まえながら設定を行いました。

3 温室効果ガス排出量の将来推計の方法

部門	考え方
産業部門	・活動量は実質GDP成長率及び生産水準とし、ニッセイ基礎研究所の中期経済見通し及びエネ庁の2030年度におけるエネルギー需給の見通しを参考に算定した。 ・エネルギー効率化は、省エネ法のエネルギー消費原単位を中長期的にみて年1%以上低減することを想定し算定した。 ・電化量は、国立環境研究所 AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版を参考に算定した。 ・市内の温室効果ガス排出上位事業者(2019年度実績年間20万t-CO₂以上排出事業者)における既に決定又は予定されている生産設備の休止等を加味した削減量を見込んだ(なお、この影響を除外した場合の産業系の削減割合は▲27%)。 ・今後の事業開発等の排出量は見込んでいない。 ・熱・電力排出係数は、国の最新動向を踏まえ設定した。
エネルギー転換部門	・活動量は不確定要素が多いため最新年度の横ばいとした。 ・エネルギー効率化は、省エネ法のエネルギー消費原単位を中長期的にみて年1%以上低減することを想定し算定した。 ・電化量は、国立環境研究所 AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版を参考に算定した。 ・熱・電力排出係数は、国の最新動向を踏まえ設定した。
民生家庭部門	・活動量は市内人口推計とし、川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)～令和2年国勢調査結果等の公表を踏まえた更新～を参考に算定した。 ・エネルギー効率化は、省エネ法のエネルギー消費原単位を中長期的にみて年1%以上低減することを想定し算定した。 ・電化量は、国立環境研究所 AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版を参考に算定した。 ・熱・電力排出係数は、国の最新動向を踏まえ設定した。
民生業務部門	・活動量は業務床面積とし、第7回国別報告書を参考に算定した。 ・エネルギー効率化は、省エネ法のエネルギー消費原単位を中長期的にみて年1%以上低減することを想定し算定した。 ・電化量は、国立環境研究所 AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版を参考に算定した。 ・熱・電力排出係数は、国の最新動向を踏まえ設定した。
運輸部門	・活動量は自動車走行量とし、エネ庁の2030年度におけるエネルギー需給の見通し(交通量関連)や、市内人口推計を踏まえ、2030年までは横ばいとした。 ・エネルギー効率化は、EV、FCVの普及効果について、国立環境研究所 AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版を参考に算定した。 ・電化量は、国立環境研究所 AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版を参考に算定した。 ・熱・電力排出係数は、国の最新動向を踏まえ設定した。
廃棄物部門	・2018年に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画の削減目安及びかわさきカーボンゼロチャレンジ2050の2030年マイルストーンから算定した。
工業プロセス部門	・2018年に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画の削減目安及び主要企業の削減目標設定等を基に算定した。
CO ₂ 以外の温室効果ガス	・2050年の排出実質ゼロに向けて一次直線となるよう算定した。

※この将来推計の方法は、令和4(2022)年3月基本計画策定時のものを再掲しています

4 用語解説

あ行

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。CO₂や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また、燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、「エネルギー政策基本法」に基づき、日本政府が策定する中長期のエネルギー政策の指針。およそ3年ごとに見直される。第7次では再生可能エネルギーの主力電源化などを位置づけている。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

石油危機を契機に1979年に制定。内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

エネルギー起源CO₂

二酸化炭素の排出には、エネルギーの消費に伴うものと、それ以外のものとの2種類がある。前者は、燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用などに伴う排出であり、エネルギー起源CO₂と言う。

エネルギーマネジメントシステム(EMS)

センサーやICT技術を駆使して、電力使用量の見える化(可視化)を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムのこと。対象によってHEMS(家庭のエネルギー管理システム)、BEMS(建築物のエネルギー管理システム)、FEMS(工場のエネルギー管理システム)、CEMS(地域のエネルギー管理システム)などと称される。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)の7種類の温室効果ガスが規定されている。

温室効果ガス排出量実質ゼロ

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。カーボンニュートラルと同義で使われている。

か行

カーボンニュートラル(CN)

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成すること。温室効果ガス排出量実質ゼロと同義で使われている。

カーボンプライシング

企業などの排出するCO₂(カーボン、炭素)に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。「炭素税」や「排出量取引」などの手法がある。

4 用語解説

か行

カーボンリサイクル

二酸化炭素(CO₂)を炭素資源(カーボン)と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)すること。

川崎CNブランド

川崎発の製品技術等について、原材料調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体でのCO₂削減への貢献を評価し、「川崎CNブランド」として認定するもの。「川崎CNブランド」は、川崎市と産業支援団体等で構成する「川崎CNブランド等推進協議会」が実施する制度で、認定製品等を広く発信し、普及させることで、カーボンニュートラルの実現に貢献していくもの。なお、平成19(2009)年度から認定してきた「低CO₂川崎ブランド」を継承し、併せて製品技術等を通じた市民・事業者へ脱炭素化の取組を波及させていくことでカーボンニュートラルの実現を目指して、令和5(2023)年度から川崎CNブランドとして実施している。

川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)

持続可能な建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とし、平成18(2006)年10月から実施している。

川崎市地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条の規定に基づき、川崎市内における地球温暖化防止に関する活動を支援する役割を担う能力と意欲を有する民間の団体を川崎市が指定するもの。

川崎メカニズム認証制度

川崎市では、川崎の特徴・強みである優れた環境技術を活かした地球規模での温室効果ガスの排出削減を推進するため、市内企業の環境技術が市域外で温室効果ガスの削減に貢献している量(域外貢献量)を「見える化」し、企業が市場で適切に評価される仕組み。平成25(2013)年度から実施している。

環境配慮契約

契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みであり、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すもの。平成19(2007)年11月に環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律)が施行され、地方公共団体等においては努力義務として規定されたことから、川崎市では平成22(2010)年4月から環境配慮契約推進方針を年度ごとに策定し、環境に配慮した契約を推進している。

4 用語解説

気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子)の増加、太陽活動の変化などがある。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。二酸化炭素などの温室効果ガスの増加は、地上気温を上昇させ、森林破壊などの植生の変化は、水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。

近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

グリーンリカバリー

新型コロナウイルスからの経済回復に際して脱炭素化も同時に進めるべきとの考え方。

グリーンイノベーション

環境・資源・エネルギーに関する科学的発見や技術的革新に基づいて、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築しようとするもの。新たな社会的価値や経済価値を生み出す革新であり、気候変動問題の解決と社会経済の持続的な発展を両立することによって、世界と日本の成長の原動力となるもの。

グリーンファイナンス

空気や水・土の汚染除去、温室効果ガス排出量削減、エネルギー効率改善、再エネ事業への投資など、環境に良い効果を与える投資への資金提供を意味する広範囲の概念。

グリーンボンド

企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクト(再生可能エネルギー事業や省エネルギー事業等)に要する資金を調達するために発行する債券。

さ行

サーキュラーエコノミー(CE)

循環経済は、生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステム。

再生可能エネルギー

エネルギー供給高度化法において、「エネルギー源として永続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。

サプライチェーン

事業者が行う原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れのこと。

次世代自動車

基本計画において、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会。

4 用語解説

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余り等が主な原因。

水素エネルギー

水素は、再生可能エネルギーをはじめ多様なエネルギー源から製造が可能であり、様々な形態で貯蔵・輸送できることに加え、利用段階で二酸化炭素の排出がないことから、地球温暖化対策などに資するエネルギーとして期待されている。

3 R(スリーアール) + Renewable(リニューアブル)

リデュース(Reduce)：廃棄物の発生抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用、の3つのR(3 R)にリニューアブル(Renewable)：再生可能な資源に替える、という考え方を加えたもの。ごみを限りなく減らし、ごみの焼却や埋立処理による環境への負荷を低減するとともに、資源を有効的に繰り返し使う社会(循環型社会)を実現するためのもの。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

た行

脱炭素社会

パリ協定に規定された「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」という1.5°C目標を目指し、世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにした社会をいう。

地域エネルギープラットフォーム

地域エネルギー会社が中核となり、市と連携しながら、市域の再エネ普及・地産地消に取り組むプレイヤーと共創し、地域脱炭素化の機運を醸成する場となる機能。

地球温暖化対策計画

令和7(2025)年2月に閣議決定された政府の温暖化対策に関する総合計画で、2030年度及び2035・2040年度における削減目標を定めるとともに、その対策・施策を位置づけたもの。

データセンター

サーバーやネットワーク機器を設置し、運用するために特化した施設。企業の重要なデータなどが集約して保管され、24時間365日稼働しています。データセンターは、インターネットの基盤を支える重要な役割を果たしている。

4 用語解説

デジタルトランスフォーメーション(DX)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

電気自動車(EV : Electric Vehicle)

ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させて走行するのに対して、電気自動車は電動モーターで走行する。自動車からの排出ガスは一切なく、走行時の騒音も大幅に減少する。

電力の地産地消

市域で生み出された電力を市域で消費すること。エネルギーの効率的活用や地域活性化などの意義があり、その実現に向けた施策の一つとして地域エネルギー会社の設立などがある。

電力排出係数

電気の供給 1 kWhあたりの二酸化炭素排出量を示したもの。電気事業者ごとに異なる。「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に基づく実排出係数と温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に基づく調整後排出係数がある。

な行

ナッジ

行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のこと。

ネイチャーポジティブ

「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。今の地球は過去1,000 万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、マイナスの状態にあり、この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうとするもの。

ネット・ゼロ

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。「電池」という名前はついているが、蓄電池のように充電した電気を溜めておくものではない。また、発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。

4 用語解説

燃料電池自動車(FCV : Fuel Cell Vehicle)

燃料電池を搭載した電気自動車のこと。走行時に排出されるのは水だけで、CO₂やNO_x、SO_xなどの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されない。

は行

バイオ燃料

バイオマス(生物資源)を原料とする燃料のこと。化石燃料を代替する燃料として利用拡大が期待されている。バイオ燃料を燃焼させた場合にも、化石燃料と同様にCO₂が必ず発生する。しかし、植物はそのCO₂を吸収して成長し、バイオマスを再生産するため、全体として見れば大気中のCO₂が増加しない。

バックキャストिंग

目指すべき社会の姿から振り返って現在するべきことを考えるという思考法。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

部門(温室効果ガス排出分類)

- ・エネルギー転換部門：発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出。ただし、発電所の発電や熱供給事業所の熱生成のための燃料消費に伴う排出は含まない。
- ・産業部門：製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。ただし、自家用自動車からの排出は、運輸部門(自動車(旅客))で計上する。
- ・民生家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。
- ・民生業務部門：事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
- ・運輸部門：自動車(貨物・旅客)、鉄道、船舶及び航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。
- ・廃棄物部門：廃棄物の焼却処分、埋立処分及び排水処理に伴い発生する排出、並びに廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出(原燃料使用等)。
- ・工業プロセス部門：工業材料の化学変化に伴う排出。

プラグインハイブリッド自動車(PHV : Plug-in Hybrid Vehicle)

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。ハイブリッド自動車に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させることができる。

分散型電源

電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、燃料電池等がある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを集中型電源と呼ぶ。

4 用語解説

ペロブスカイト太陽電池

薄い膜状の結晶集合体で作られているので、曲げに強く、薄く軽いフィルム基材を使用することができ、シリコン太陽電池の約10分の1とも言われている。柔軟性が求められる曲面屋根や壁、軽量化が必要な用途にも適している。また、この太陽電池は材料を塗布したり、印刷したりすることで製造できるため、大量生産が容易であり、コストの削減が期待される。一方で、寿命が短く耐久性が低いこと、大面積化が難しいこと、シリコン型と比べて発電効率が低いことなど課題もある。

ま行

マイクログリッド

特定の地域や施設において独立した電力供給網を構築し、再生可能エネルギーを利用して地域内の電力を自給自足するエネルギーシステム。太陽光発電、蓄電池などの分散型エネルギーリソースを活用し、余剰電力は蓄電や外部供給も可能。また、非常時には送配電ネットワークから独立してエネルギーの自給自足を行うことができ、地域の効率的なエネルギー利用やレジリエンス強化にも貢献。

や行

余剰電力

発電した電力のうち、使いきれなかった電力で、一般的には固定価格買い取り制度や小売電気事業者に売却するもの。

ら行

レジリエンス

防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さのこと。

C

CCS(Carbon dioxide Capture and Storage)

化石燃料の燃焼で発生する二酸化炭素を分離・回収し、地質が持つ炭素貯留能力や海洋が持つ炭素吸収能力を活用し、大気から二酸化炭素を隔離する技術のこと。「炭素回収貯留」とも呼ばれる。

CCUS(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)

化石燃料の燃焼で発生する二酸化炭素を分離・回収し、さらに利用するもの。

D

DR (Demand Response)

卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時において、電気料金価格の設定またはインセンティブの支払に応じて、需要家側が電力の使用を抑制するよう電力消費パターンを変化させること。

E

e-fuel

二酸化炭素と再エネ由来水素を合成して製造した燃料のこと。

ESG投資

環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する情報を考慮した投資。

4 用語解説

I

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立。

IPCC総会の下に、第1作業部会(科学的根拠)、第2作業部会(影響・適応・脆弱性)、第3作業部会(緩和策)、温室効果ガス目録に関するタスクフォースがあり、各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表している。

P

PDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクル

事業等の活動の管理を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段落を繰り返すことにより継続的な改善を実現するもの。

PPA(Power Purchase Agreement)事業

発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み。(維持管理は需要家が行うこともある)。第三者所有モデルとも言われる。

V

VPP(Virtual Power Plant)

各地に点在する太陽光発電などの小規模発電とその蓄電システムをインターネットでつなげて一体として統御することにより、全体を一つの発電所とみなせること。

W

W(ワット)

消費電力の量を表す国際単位。kW(キロワット、千ワット)、MW(メガワット、100万ワット)などが用いられる。

Z

ZEB(Net-Zero Energy Building)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

ZEH(Net-Zero Energy House)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

